

品は九百七十五六下品は九百七十位に過ぎず然れども市中に於ける白貨と化貨との比價は千分の八の差ある者として計算する事今尙古に異らず化貨銀一塊の重は約五十匁とす天津通門の銀は天津爐房に於て造り他地方より輸入する銀は一旦爐房に至りて再鑄せられたる後初めて市場に流通す清國の重なる都會には公估局なる者ありて銀の純分と重量とを鑑定し其價格を證明す公估局は個人の設立にして鑑定の責任は全く其局に於て之を負ひ毫も官府の干渉を受くる事なし其他爐房にて新鑄したる銀及び外省より輸入する銀を該局に送りて每塊其價格を證明せしむ鑑定の方法は極めて簡易にして而かも巧妙なり今其狀を記さん一人ありて粗末なる天秤を以て銀塊の重量を檢定し其量目を呼び上げつ之を對座する鑑定人に渡せば鑑定人は直に表裏の色澤を瞥見して其成色を識別し筆を把て一種異様の筆法を以て塊面に其適當の價格を撰書す又別に機器を以て每塊或る記號を打附す蓋し自局の鑑定を證明する者にして之を以て鑑定一切の責任を負担する者とす例へば天津銀を上海に輸入し同地の公估局にて鑑定を経るときは改鑄を要せずして自由に通用す然るに天津は未だ公估局の設置なきを以て此便法を得る能はず外來の銀塊は必ず再鑄せざる可らざる煩あり二十餘年前嘗て政府が其設置を促がせし事ありしも爐房其他利益の關係を有する商人の同意を得ずして爾來今日に至れり

馬蹄銀鑄造の方法は各國貨幣鑄造法の如き精密嚴重なる者に比較すべきにあらず即ち先づ秤に依る

と謂はんよりは寧ろ目分量を以て數片の銀塊に相當の銅片を加へ大凡五十匁として之を一個の坩堝に投じ坩堝一個毎に備へたる補助着の火中に投じ其熔解したる後更に之を鑄型に流す鑄型は其底部橢圓形を爲し漸次上方に開く熔銀を此鑄型に流すや直に其型を靜かに左右及前後に搖動し斯くして馬蹄形を成さしむ其中央の冷却せる部分は小個の竹管を以て人口より之を吹嘘し滑らかに凝結せしむ實銀の材料は英國輸入の品位一定せる者を以て最良品と爲し其他は各地の實銀並に各種の銀塊を用ふ以上の理由により同一爐房にて鑄造せし實銀と雖も殆んど每塊其成色と量目を異にするの弊ありを免かれず故に實銀なる者は所謂文明的貨幣にあらずして宛然たる野蠻時代の秤量貨幣なり即ち之を受授する毎に一々之を秤量するの煩あり殊に天津の如き公估局なき地の實銀は爐房の奸計を用ふる者ありて故らに其品位を低下せしむる弊あるに依り其眼の商估にも時に或は其鑑識を誤る事あり普通人に至ては多く損失を免かれざるを以て平素現金の受授は之を避け銀行を介して取引するを極めて緊要の事とす

又馬蹄銀を取扱ふには只其成色に注意を拂ふのみならず秤量器の種類にも亦大に留意せざる可らず俗に銀何兩と稱する意味は何銀何秤にて何兩と稱する意味となる故に清國の事情に通せざる邦人は大に清人との取引に注意を要す例せば茲に貨物あり價格銀一千兩として漠然其取引を契約せば通用銀中最も惡質の銀を最も輕き秤に量りたる者を渡さるゝも之を拒否するを得ず天津にて行はるゝ秤

は官用に庫平^{くらへい}、湘平^{しやうへい}、京平^{きやうへい}の三種あり、庫平は政府收入の時之を用ひ、湘平は支出の時之を用ふ、湘平には老(舊)新の二種あり、市中並に外國人と内國人間に用ひらるゝ秤は概して京平とす、其他は當事者間の取極め如何に依り何種の秤を用ふるも妨げなし

第二 制錢及銅元

制錢^{せいせん}は日本の穴錢に同じ、大清會典に據れば徑八分重二銖八十有八を以て率となすとあれども鑄造の時代と場所により大小輕重の差あるを免れず、然れども其價格は皆相同じ、若し一時に多く之を使用せんとする場合は其大小輕重を交互錯綜して之を混用す、斯て制錢は實銀と其性質を異にし、其數を論じて其色と重とを問はず、而して若し支那に貨幣の本位ありとせば其は蓋し制錢ならん何となれば大清會典に據るに錢法なる者は只此穴錢あるのみなればなり、(京師の大錢は只京師に行はるゝのみなれば例外とす)然れども同會典は又銀の存在を認め、租税は銀及錢を以て計算せしむ、且つ市場に取引する重なる物品は大概銀を以て計算す、山是君之清國の貨幣は又銀銅二個の本位ありて互に並立すると稱するを適當とせん、歟、而して銀貨と銅貨とは一定の比率を有せず、需用供給の關係及び各自の實價の漲落に依りて隨時隨處に其交換の割合を異にする例せば、昨日天津に於て化寶銀^{わふぎん}一匁に對し制錢^{せいせん}二千八百文なりしも、今日は下で二千七百九十文となり、同時に他の地方にては二千七百五十文より二千

七百二十文に下る事あるが如し、銀兩に對する穴錢の交換には大概九七六^{くわん}津錢を用ふ、九七六とは稱呼二千文にして錢の實數は九百七十六枚、又稱呼一千文は四百八十八枚の割合なるを意味す、錢の計算の方法は七十文以上は此率に依り、以下は其稱呼の文數を二分の一とす、假令ば錢一千五百二十文と云へば其錢の實數は千文に對する四百八十八枚、五百文に對する二百四十四枚、二十文に對する十枚合計七百四十二枚とす、若し九六津錢と云ふ場合は千文は四百八十枚、百文は四十八枚の割合とす、天津に於ては三四年前途私錢盛行はれたり、私錢は各省政府の寶泉局^{ほうせんきょ}(鑄錢所)に於て鑄造せし者にあらず、個人が猥りに粗悪の金屬を以て私鑄せる輕量粗雜の穴錢にして其價格元より低く、大に市場を害せしより、當局者は一面には他地方より制錢を輸入し、又銅元^{どうげん}を新鑄して善良なる貨幣を潤澤せしむると同時に一面には私錢の通用を嚴禁して市場の幣制を謀り、全く惡錢の流通を杜絶せり、此等の惡錢は漸く天津地方を驅逐せられ、今や滿洲方面に於て盛に通用し居れりと云ふ、制錢は元來政府の寶泉局に於て之を鑄造し、以て市場に供給する制なれども、銅貨騰貴して收支相償はざるより、孰れの寶泉局にても之を鑄造せず、故に各地方と共に大に其缺乏を來たし、零細の取引に非常の困難を生ぜしを以て之が救済の爲め、且つ收利の一法として、數年來各省ともに銅元を鑄造するに至れり、銅元は日本の二錢銅一錢銅五釐銅と其大き及び量を同じくし、只其色澤は日本の如く黃色を帯びずして赤色を呈せり、即ち日本の錫四分、鉛一分を混合するに反して、鉛四分、錫一分を混合するに依るものにて、新鑄の時其赤色

美なれども流通久しからず其表面に錆を生じ忽ち美觀を失ふの弊ありたれど一般清人の赤色銅を嗜好するより今尙此調合法を採用せり然るに此調合法も多くは成文に止まり實際は鑄造の場所と時とに依て往々其率を異にし粗悪の銅質のみを以て作れる者もあり只だ北洋銀元局鑄造の銅貨は最も優美の者と爲す銅元は日本一錢銅貨と同様の者之を當十文と稱し銅錢十文に相當すべき率なり發行の當初は實際其率を保ちたれども漸次南方上海廣東等より多數の銅貨を輸入し來り其價格次第に低落して現今は制錢八文に相當する狀況なり故に初期に於ては銀一兩に對し銅元八十四枚なりし者今日にては銀一兩九十八枚北洋銀一兩百枚に交換せらるゝに至り一定の比率を維持するを得ず廣東にては夙に銅元の鑄造に着手し一錢大の者一百枚を以て銀一兩に交換する率となせり故に天津に於て去る三十六年初めて銅元鑄造の議あるに該り銀兩との比價を廣東の率に倣ひ以て一定不動の價格を保たしむる事恰かも補助貨の本位貨に於けるが如くせんとの議ありたれども銅元は制錢の代用に於ては制錢と銀貨との比價は之を一定するを得ざるの實情に鑑み且つ斯くては制錢と銅元との間に相場を生ずるの不便あるを察し遂に此議を廢し専ら制錢と同一の効力を爲さしめ銀との比價は古來の慣習に従ひ市場の成行に一任したり然れども銅元の實價は其相當制錢の實價六分内外に過ぎざるを以て代表貨補助貨等の觀念なく専ら實價に依て貨幣の價を定め來れる支那人の眼孔より見れば分配制限交換等に關する貨幣行政の措置其宜しきを得ざるに於ては銅元をして永遠一定の價値を保たし

めんとするは頗る難事たるべし元來銅元の鑄造は六七割の利純を生ずる好個の財源なるに依り近年來各省爭ふて鑄造し爲めに供給過多價格下落幣政紊亂四民困厄の狀況現はれんとするに依り戶部は茲に鑑みる所ありて光緒三十一年法を設けて此れが取締の策を立てたり即ち廣東江蘇の如き大省は一日の鑄造一百萬枚直隸山東の如き中省は六十萬枚河南の如き小省にては三十萬枚を越ゆ可からざるの制を規定したり

第三 圓 銀

元來圓銀は五市場に於ける金融の便に供せんが爲め鑄造せられたる者に限り銀を標準として其最目品位を定めたる者にして所謂一元なる者は其重庫平七錢二分品位九百位我が二十錢に相當の者庫平一錢四分より品位八百十錢相當の者庫平七錢二分品位八百とす開港地に於ける物品の賣買は多く此圓銀を以て取引せらる圓銀の實價に對する價は通例七錢二分の割合なれども時ありては昂低し近日の相場銀一個實價の七錢一分三厘に相當せり蓋し實價の一兩は前述せる如く純銀約九錢七分前後にして圓銀一個の純分は七錢二分の九あり即ち六錢四厘八毛なれば圓銀一個は實價の約六錢六分八毛に當るべき筈なるに實際の市價は七錢一分乃至七錢二分の間を上下しつゝあるは奇なる現象と云ふべし故に實價を改鑄して圓銀と爲す時は造幣局に於て相當の利純を生ず圓銀と實價との比價は

右の如く其實際に依らざる關係を有するに拘らず圓銀中に於ける大元と小元との比價は實價の計算價を定むる慣習あり例せば一元銀を以て二十錢十錢等の小銀貨に交換する時は其表價一元十餘錢を加ふるが如し但し近來に至り小銀貨拂底の爲め其差大に減じて幾かに銅貨二三枚に過ぎず當地方通用圓銀の種類は天津造幣局鑄造の北洋銀香港造幣局鑄造の站人銀模國輸入の點銀を以て重なる者となす而して北洋銀香港銀は其價同格なれども點銀は此二者に對し二三分廉し

第四・預券紙幣

銀號爐房錢舖等より發する預切符は貨幣として流通す其形は縦六七寸巾二寸位の粗末なる唐紙に金額及び發行の年月日を手書し店舖の印章を押捺したる者にして其金額は一兩五兩十兩等の如く各様ありて必ずしも整數なるを要せず外國銀行は我紙幣の如き一覽拂手形を發行す近來支那銀行に於ても之に倣ひ印刷したる一定の一覽拂手形を發行する者多し

第五 貨幣制度の制定

清國に於ける貨幣制度の複雜にして一定の系統を有せざる事は上來記載する所に依て明瞭なり故に内外の識者は夙に幣政確立の必要を認め米英清最近の所謂マツキャンレー條約に依り清國政府は速か

に幣政を立つる事を約せしも新制度に關して種々議論あり容易に決定せざりしが光緒三十一年清曆十一月に至り遂に銀貨本位を採用し其旨勅令を以て發布せり但し清國固有の國情に照し何時此勅令の停止若くは改正を行ふや圖る可らずと雖も其改正制度の真相を徵するに便なるを以て茲に勅令全部を譯載し以て參考に資すべし

譯で奏す難きに奏する所の天津銀錢總廠北洋造幣局にあらす開鑄章程内に於ては幣制は關係重要なものに依り尙詳細講究し以て金銀兩種の孰れを採るべきや貨目品質を如何に定むるやを審議すべき旨聲明せしが伏して惟みるに幣制に本位貨と補助貨とあり本位貨は其實價其額面と符合するを要す故に授け其額を限制せず補助貨に至ては本位の不足を補ふ者にして本位の價に依て其價を定むる者なるが故に略其實價を減ずるも妨げなし且其授受の數には必ず制限を行ふ是れ其大要なり現に總廠銅幣を開鑄すれども特補の一種に過ぎざれば既に幣政を整理せんと欲する以上は早く本位の幣を鑄定せざる可らず中國金を積む事未だ多からず官私交易は從來専ら銀銅を並用す左れば用金の制は尙曠かに議し難し従前各省鑄る所の銀元は原と洋元を抵制するに在るを以て成色分欸共に鑄銀に倣ひ全く一時の權宜に屬する者にして飛れて立制と爲す可らず詳かに各國國幣を考ふるに英のシリング露のルーブル獨のマルク佛のフランク及び米日の金元の如き皆各其國の宜しき所を行ふて彼此未だ併て消滅せず中國丁漕租稅の徵收には多く庫平を用ひ民間銀兩授受亦等しく兩錢分廠を以て計す

竊かに以爲らく國幣の制を定めんと欲せば庫平一兩に照らし其鑄造を精しくし其成色を足すを以て可と爲すに似たり要は戶部之を以て京餉(各省より上納する税捐を云ふ)を收むるにあり戶部布政使既に收むれば州縣が錢糧其他一切の公款を徵する時之を收めざるの理なし商民は公款皆能く通用し又釐を補ひ色を補ふの煩を免かるるを知らば焉ぞ行用を樂まざるの理あらんや古今の制を酌み民俗の宜に適して今の計を爲す此より便なるは莫し是を以て去年八月湖廣總督張之洞は曾て湖北に在る庫平一兩銀幣を試むるの奏あり本年那桐等先後天津に赴き直隸總督袁世凱と幣制を商榷せしに該督臣も亦力めて庫平一兩銀幣を鑄る事を主持す仍て臣等公同附擬し茲に庫平一兩の銀幣を本位と爲し更に五錢二錢一錢の三種銀を鑄て現行の銅元と舊來の制錢とを併せて補助と爲さん事を請ふ謹で章程十條を擬し悉く御覽に呈す如し愈允を蒙らば臣等より戶部總廠に飭知し並に南北洋湖北廣東各省に發行して速かに鑄造せしむべし相當の數を鑄造せば同時に發出し爾後公私收支の款項には皆銀幣兼劑を混用せしむ一方仍銅元々鑄造し其數愈多ければ愈此混用の數を増し終に通用の授受専ら銀幣を用ふるに至るを期し以て定制を垂れて大信を昭にせんとす銀幣を試行して効あらば再び金款を收積し金幣を鑄造し三種の幣を以て皆能く同條其貫幣齊畫一ならしめん兩本位と爲すの意味にあらす庶くは幣制以て大に定まるを得ん尙盡さざる事は臣等隨時情形を體察し奏明辦理せん事を容さるべし云々

鑄造銀幣分兩成色並行用章程十條

一、新式銀幣は従前各省鑄る所の銀元に比し純分最目を加足して始て國幣本位の制に合ふ者とす尙するに中國通用の足色銀純銀の意味にして元寶銀白銀等を云ふ一兩を化學の法によりて分析する時は其純銀實に九錢八九分に通ぎや今銀幣を鑄するには此内より再び工費として二三分を引去り毎元純銀九錢六分を用ひ之に淨銅一錢を配合して定めて庫平足色銀一兩と爲す其次は庫平純銀四錢八分に銅五分を配合し庫平足色銀五錢と爲す又次に庫平純銀一錢七分に銅三分を配合して庫平足色銀二錢と爲す最少なる者庫平純銀八分五厘銅一分五厘を配合して庫平足色銀一錢と爲す又每次鑄造する各幣の割合は一兩銀金數の四割五分五錢二錢一錢の三種は各二割と爲し以て銀制を示す若し何種銀幣需要多き時は其數を確定し預じめ財政處戶部に商請し其承諾を得て始めて鑄造を允す總廠分廠鑄造の銀幣の秤量成色を檢査するの法は前に奏する所の整頓章程に照らして辦理す

二、一兩銀幣一枚は五錢二枚に二錢五枚に一錢十枚に當る五錢以下の銀幣彼此交換の數は此に準ず公私各款を論せず均しく此に照らして計算し決して加減を行ふ可らず違ふ者は治罪す

三、一兩銀幣は本位國幣なるを以て行用の數を限る事なく五錢以下銀幣は一次の授受只值十兩に至る迄用ふるを得十兩以上は小銀幣を專用するを得や否らされば受くる者收めずして可なり銅幣と銀幣との兌換及行用の制限數は迫て各省より現在行用の情形を戶部に報告したる上別に校定す

四、此新式銀幣戶部造幣總廠にて數百萬枚を造りて戶部銀行に發交し並に戶部より模範を頒ち

直隸江蘇湖北庫平の四分版に於て同時に數百萬枚を造らしむ戸部銀行に於ては右鑄造の數と同數の紙幣を印行し期を定めて發行す部庫及該省藩庫は先づ之を收受すべし本省鑄る所の銀と然らざる者との區別を爲すを得ず收受の法は新式銀幣何割戸部紙幣何割と定む此兩者にして足らざる時は始めて現銀銀錢を混用するを許す嗣後鑄造意をれば其收受の數を増し終に交款盡く銀幣と爲すに至りて止む各將軍督撫並督辦鐵路招商電報各大臣に飭下して遵照辦理せしめよ

五、各省徵收の款項從來庫平を以て徵する者は一律新式銀幣を以て庫平同様徴收せしむ收入官吏には別に公費を明定すべきに依り定例徵する所の火耗の外は再び傾耗等の名目を設けて増抽するを得ず又此他の收支款項にして從來庫平以外の秤色を以てしたる者は各原用の秤色を庫平足色銀に改算すべし一度改算の後は永遠新式銀幣に按して收支を爲し差溢あるを許さず

六、現在各國との商約中に一律の國幣を改定し各國商民中國に在りて遵用すとの條あり應に請ふ外務部に飭下し新鑄銀幣發行の時を待て各國公使水師の領事に照會し並に稅務司に命じ嗣後均しく一體遵用せしめよ關稅に用ふる關平は稅務司をして庫平に改算せしむべし

七、新幣發行の日各省督撫より各該地方官に命じて曉諭を出さしめ商民をして前日の新貨貸借及び市面の貿易悉く其原定の銀兩秤色に照らして庫平足色銀に改算し此足色を以て付給する時受くる者異詞あるを得ざらしむべし

八、各省督撫及官商民人等新式銀幣を需要せば均しく現銀を造幣總廠及南北洋湖北廣東各分省に送り代鑄を請ふ事を得但し其送る所の現銀の純分は九百八十五位以上の者を要し該現銀の原量と同量の一兩銀幣を交付す又五錢二錢一錢三種の銀幣の代鑄を請ふ事を許す但し其鑄造の數は第一項所定の割合に従ふべきは勿論且つ銀色の餘分は鑄費に充て、還付せず九八五以下の銀兩或は外國圓銀及各省從前行鑄の圓銀を持來りて代鑄を請ふ者には實在の純分に應じて割引を行ふ

九、新式銀幣發行の初めは民間未だ行用に慣れざるを以て商號に於て割合する等の弊あるを免れ難し仍て戸部銀行各省設くる所の銀行官銀號官錢局等に令し銀幣を持て紙幣銀兩銅元に兌換を請ふ者或は紙幣銀兩銅元を以て銀幣に兌換を請ふ者あらば均しく庫平足色銀に照らして公平に收發し決して抑勒するを得ず並に方面を考査し商號にして任意割引する者あらば京師に在ては財政處戸部に外省に在ては將軍督撫に稟知し嚴重懲罰を以て幣政を維持す

十、奏定章程は官報に掲載し並に各省督撫に命じ新式銀幣發行の時州縣に通飭し此章程を大書刊刷し遍く城鄉市鎮に貼付し百姓をして一覽周知以て吏胥隱瞞の弊を杜ぐべし

第二節 度量衡

第一 尺度

清國各地の尺度は頗る紛雜して一定せず其種類を精査せば或は百種に達すべし故に英清通商條約は清國の一尺を英國の十四吋一となし英國の四呎に三吋を缺くものを清國の一丈とする旨を明記し後日の紛議を避けたり現今税關等に於て使用する者は皆此れに據る所謂廣東尺と稱するものなり今之を我尺度曲尺と比較せば左の如し

一丈(十尺)	一丈一尺七寸
一尺(十寸)	一尺二寸七分
一寸(十分)	一寸二分七厘
清國尺	英尺
稅關尺	十四吋〇九八
上載船尺	自十四吋〇五至十三吋八五
	日本尺
	一尺一寸八分一六
	自一尺一寸七分七六至一尺一寸六分〇八

今試みに現在各地方に行はるゝ種類を示さば左の如し

海 陸 空

造 船 尺	自十五吋七六九至十五吋六九	自一尺三寸二七至一尺三寸一五二
海 收稅用地尺	十三吋一八一	一尺一寸〇四八
大 工 尺	十一吋一四	九寸三三七
天 津 反物尺	十三吋七	一尺一寸四八二
大 工 尺	十二吋三五	一尺〇三分五
欄 杆 尺	十三吋八	一尺一寸五分五厘
欄 杆 尺	十三吋六四	一尺一寸四分
營 反物店尺	十四吋	一尺一寸七分
織 績 尺	十三吋八八	一尺一寸六分
大 工 尺	十三吋八	一尺一寸五分五厘
口 竹 尺	十三吋	一尺〇八分
街 上 小 賣 尺	十三吋一	一尺〇九分
尺 反物店尺	十三吋二五	一尺一寸一分
裁 縫 尺	自十三吋五八或は十三吋四五	一尺一寸三分八二或は一尺一寸二分七三
地 面 測 量 尺	十二吋八七五	一尺〇七分九一

通常尺	十二吋六八	一尺〇六分八二
細工人量商人尺	十二吋五八五	一尺〇五分四八
宮殿尺	十二吋四六八	一尺〇四分五〇
政府計用尺	十二吋四	一尺〇三分九三四
政府工部尺	十二吋三四	一尺〇三分四三
宮殿工尺	十二吋一七	一尺〇二分

里程

一步(五尺)	(清)	五尺八寸五分
一里(千八百尺)		五町三十二間六寸
一鋪(十里)	(清)	一里十九町二十六間
		(日本)
一步(一平方尺)		二七八五二八平方尺
一畝(一歩 ^{二歩} 或 ^{三歩})		六畝五坪七八二五
一頃(百畝)		六町一反九畝一坪

(當國にては地積を計上するに一畝を以て單位とす)

第二斗量

最制も亦地方によりて著しき差異ある事猶ほ尺度の如し之を我量制と比較せば次の如し

清國量	日本量
一石(三斛)	五斗七升三合二勺
一斛(五斗)	二斗八升六合五勺
一斗	五升七合三勺一
一升	五合七勺三一
一合	五勺七三一
一勺	〇勺五七三

各地に於ける量目の差異は驚くべきものあり故に商品取引は皆其重量を定むるを最も必要とす

第三權衡

清國秤量の稱呼は之を九個に分つ即ち左の如し

- 黍(十黍)
- 銖(十銖)

兩	(二十四銖)	斤	(十六兩)	引	(三斤)
鈞	(三十斤)	担	(百斤)	石	(百二十斤)

又銀秤の秤呼には兩錢分厘等を用ふ

秤量も到る處差違不定にして營業の異なる毎に各其用器を異にし甚しきに至りては一地方十數種の多きに及ぶものあり之を以て外國商人は生絲及絹物等の如き貴重品の賣買を爲すには先づ銀百兩を取りて之を秤量し以て相衡器の差を見始めて之が取引を爲すを常とす清國衡器は凡て之を三種に區別し其皿ありて鈞なきものを天平と云ひ皿なくして鈞あるものを秤と云ふ

清英通商條約の條條約に於ては清國一担即ち百斤は英國の百三十三對度三分の一に當るものとせり之を我國の衡量に比較すれば左の如し

海關平一担(百斤)	凡我十六貫目
同 一斤(十六兩)	同 百六十匁
同 一兩	同 十匁

衡制は則ち右の如くなるも地方により亦物品に由り其斤量を出にするものあり今其一斑を示せば左の如し

天津	一石	豆	三百六十斤
----	----	---	-------

同	同	小麦	百六十斤
營口	同	米及豆	三百二十斤
同	同	油	九十一斤
上海	一担	米	百對度

官平即ち庫平は政府所定の權衡にして租稅米には皆之を用ひ又釐平と稱す海關平は稅關納稅の際總て之を用ひて秤量をなす此海關平と各地普通に用ひらるゝ所の秤量との比較を示せば

關平壹百兩は	百〇五兩
天津行平	百〇八兩五錢
牛莊營平	百〇六兩四錢
芝罘烟曹平	百一十一兩四錢
上海曹平	百〇八兩七錢五分
漢口洋例平	

其傳一般商賈官衙等にては各地共其用ふる秤の名目及量目を異にし甚しきに至りては一地方にして百兩以上の異なる衡器を使用す今試みに天津外國居留地にて専ら使用する行平及同支那街にて主として使用する公賦平と各地の重なる秤とを比較すれば大約左の如し

金	融	状	期
天津公債平百兩に付			
天津行平	九十九兩五錢		
同公債平	百兩		
同海關平	九十四兩五錢		
北京公債平	九十九兩七錢		
同六厘京平	百〇二兩三錢二分		
同七厘京平	百〇二兩四錢二分		
上海用公債平	九十八兩一錢八分		
同申曹平	九十七兩九錢二分		
漢口漢曹平	九十八兩四錢二分		
同佐平	百兩一錢二分		
烟臺烟曹平	九十八兩一錢八分		
營口營平	九十九兩六錢二分		
天津行平百兩に付			
天津行平	百兩		
同公債平	百兩五錢		
同海關平	九十五兩		
同六厘京平	百〇二兩八錢二分		
同七厘京平	百〇二兩九錢二分		
上海用公債平	九十八兩六錢八分		
同申曹平	九十八兩四錢二分		
漢口漢曹平	九十八兩九錢二分		
同佐平	百兩六錢二分		
烟臺烟曹平	九十八兩六錢八分		
營口營平	百兩一錢二分		

第十三章 金融狀態

第一節 金融機關

天津に於ける金融機關は大別して二種とす一は外國銀行にして歐米及本邦の支店又は代理店なり他は清國內地銀行にして當國傳來の方法により營業するものなり此兩者は其組織成立と其營業方法共に全く異なるを以て其營業の範圍も亦劃然區別せられて相侵す事なく隨て此兩者の聯合も極めて微弱なるものにして互に直接の取引をなす事なく買辦と稱する特種の連鎖によりて結合せらるゝに過ぎず斯の如くなるを以て此兩者は全く個々別々の研究を要し一括して論ずる事難し清國內地の銀行に至りては全く當國固有のものにして多年經驗の結果自然の發達を遂げ以て現今の狀態に至りたるものなれば歐米銀行未だ今日の如く發達せざる極めて昔時の方法組織に比するに足るべく其根本に於ては蓋し大同小異なるべしと雖も現今の狀態に於ては兩者の間に著しき相違ありて彼を以て此を推す能はざるが故に天津の金融機關を説くに當り全く獨立して記述するを便利とす

第一 外國銀行

滙豐銀行又は香港上海銀行 (Hongkong Shanghai Banking Corporation)

拂込資本金 一千萬弗

積立金 金準備 一千萬弗
銀準備 九百五十萬弗

天津支店設立 千八百九十年

國籍 英國

本店 香港

麥加利銀行又は渣打銀行 (Chartered Bank of India Australia & China)

拂込資本金 八十萬磅

責任準備積立金 八十萬磅

積立金 九十七萬五千磅

天津支店設立 千八百九十六年

國籍 英國

本店 倫敦

橫濱正金銀行

金 融 狀 況

資本金 二千四百萬圓
拂込資本金 二千百萬圓
積立金 一千七十七萬圓
銀資準備金 六十萬圓
天津支店設立 千八百九十九年

國籍 日本

本店 橫濱

滿俄道勝銀行又は露清銀行 (The Russo Chinese Bank)

資本金 一千五百萬圓

清國政府出資金 五百萬圓

積立金 四百四十一萬六千圓

天津支店設立 千八百九十七年

國籍 露西亞

本店 聖彼得斯堡

德華銀行又は獨亞銀行 (Deutsche Asiatische Bank)

金 融 概 況

金 融 狀 態	
資本金	七百五十萬上海兩
拂込資本金	五百六十二萬五千上海兩
諸種積立金	一千四百萬上海兩
國籍	獨逸
本店	伯林
天津支店設立	千八百九十年
華比銀行 (China Belgian Bank)	
資本金	八千五百萬法
天津支店設立	千九百六年
國籍	白耳蘭
本店	ブリッセル
花旗銀行 (International Banking Corporation)	
天津代理店は瑞記洋行 (アールノルド、カーパーク商會)	
拂込資本金	三百二十五萬米弗
積立金	三百二十五萬米弗

國籍 北米合衆國
本店 紐育

以上の外國銀行は第一外國爲換買の營業を唯一の目的とするを以て自國の天津に於ける貿易の必要上第二各自の政治的及び經濟的利權を獲得せんとするの意思より政府の命令により各其自國銀行を設立せしむるに至らしめたるものなり而して天津の地たる現今に於ては北清唯一の輸出入港にして直隸河南山東山西陝西諸省及蒙古地方に必要な物資を供給し又此等地方より産出する物品を海外に輸出する所謂北清に於ける物資集散地なるが故に苟も北清貿易をなすものは此地に適當なる金融機關を有するに非ざれば到底圓滿に本國との連絡を維持すること能はざるなり而して在天津外國銀行は各其性質を異にし其營業方法等も亦相同じからざるを見る例へば廣濟銀行の如きは自ら鑛山鐵道に放資し香港上海銀行の如きは清國の外債募集を周旋し又鐵道鑛山若しくは「レンゾグート」等全く爲換銀行業務以外のことを營み居るものなり

然れども外國銀行なるものは此等特殊の業務は之を別として各國對清貿易の機關たる爲換銀行なる事を忘るべからず其日常の營業は各行共に外國爲換の買賣を以て主とし世界各地有名なる商業地に支店代理店又は取引所を有し盛に取引をなして一面自國貿易の便利を謀り一面自家の利益を獲得しつゝあり故に表面上より是等の銀行を観察する時は所謂爲換銀行と稱し得べきものにして各行其實

買高の多少こそあれ之を以て主業となさざるものなし而して此等の銀行は爲換業務を以て主要となすと雖も既に店舗を設けて營業をなす以上は兼ねて普通銀行業務をなすの得策なるを以て貸付金貸付割引地金買入等の營業をなすなり但し其範圍並に金高極めて狭少にして多くは在留外國人を顧客とし僅に買辦に頼りて清商との取引をなすに過ぎず是等の内我正金銀行の如きは相互に關係を問くする點より互に接近し易く比較的其範圍も廣く且つ其取引高も多しと云ふと雖も是れ一に他銀行の主たる目的の茲に存せざるに由るの結果なりと謂はざるべからず

天津に於ける各銀行の營業資金は幾何なるや皆深く秘して公言することなしと雖ども少きは十萬兩より多きは五十萬兩に過ぎず蓋し預金と弗兩一覽拂約束手形州札の發行に依り資金の運用を爲すを以て斯くは比較的少額の資金にて營業を爲すを得るなり其大小廣狭に至りては大體の推測を下すこと敢て難きに非らざるも細密に數字を以て表はすこと難し例へば爲換買賣高預金額一覽拂約束手形發行高及び貸出金高の如きは或特殊の場合を除けば到底之を調査するの術なきなり故に今茲に千九百零六年七月中調査したる各行店員數を示し以て其業務の大小を推測するの參考に供せん

香港上海	七人	匯豐	七人
渣打	七人	通商	七人
正金	十五	佛比	二

以上記載するの外以下説明する所の買辦及び其雇傭者は多きは十數人少きは數人ありて其業務を輔佐す若し行員數の多少を以て業務の繁閑を判斷するを得るものとせば正金は第一流に屬し香港上海匯豐兩銀行は皆相同しく第二流に屬し佛比に至りては殆んど論ずるに足らず勿論此の如きものを標準として計算すること能はずと雖ども而かも必ずしも此推測を脱せざるが如し是等の内橫濱正金銀行は千九百〇二年夏滿洲銀行は千九百〇六年の初め支那街に各分店を設置し同時に其營業資金を定の監督主任を置き其他清人を雇傭して清國內地銀行と同様の營業をなしたり要するに其主たる目的は可及的の清國人に接近して顧客を求め外國租界に於ける母店との營業關係上の便利を得んが爲めなり

附買辦

外國人の清國に於て商業を營むものは其何業たるを問はず皆悉く買辦(Comprador)と稱する一種特別の機關を利用するを常とす銀行も亦然り買辦とは銀行又は商社に雇傭せられ一定の給料を受く點より見れば一個の使用人に過ぎざるが如きも買賣取引に對する一定の歩合を得る點より見れば仲立人の如き觀あり即ち買辦は使用人の如く仲立人の如く畢竟清國の國情が餘儀なく生ぜしめたる一種特立の商業機關なり他の半開化國に於ても他の例を見ざるには非らざれども清國に於けるが如く甚しき者は蓋し少なからん銀行は他の商店に比し資金を運轉すること巨額なるを以て其買辦たるもの

は従て比較的多額の保證金を提供せざる可からず故に富豪にあらざれば此の職に就くこと能はず是を以て一方に銀房（銀行）も銀行業を營み他方に外國銀行の買辦を爲し彼此資金の融通をなし一舉兩得の法を採るもの稀なりとせず而して一銀行一商社を買辦たるものは概して位階を有す是れ清國に於ては金錠にて位階を購ふ事を得且つ位階を有せざるものは官吏と交際往來すること能はず其結果として各官廳を顧客となし難く營利上少からざる影響あるを以てなり今外國銀行買辦の管理する事務を指摘すれば大凡左の如し

- 一 現金の出納並に保管
- 二 手形類及び通貨の眞偽鑑定
- 三 支那商人信用程度の調査
- 四 投資方法の搜索
- 五 支那人側に於ける取引の保證

其擔任する所の事務以上の如く繁多なり故に買辦は賬房（帳房）と稱する一區劃を設け自ら多數の使用人を雇備して是等萬般の事務に當らしむ其狀況一個獨立の業務を營むが如し然れども是等の業務は自ら二大別することを得へし第一項及第二項は銀行普通の業務なりと雖も清國に於ける貨幣及び手形類は甚だ錯雜にして外國人にては容易に鑑別する能はざるを以て此事に熟達する支那人を看銀業者

と稱し之を買辦の配下に屬せしむ

第三第四項に記する事務は買辦の事務にして支那人の信用を調査し投資の途を求め金融市場の景況を見て利率を高低し貨幣換算の相場内地爲換の相場を見るが如きに至りては昔語風俗慣習に熟達せざる外國人の能くする所に非ず支那人は自然商人間の交際も廣く且つ跑市（跑馬場）又は跑街（跑馬街）と稱するものを以て市場の情況を探らしめ會館（會館）公所（公所）の如き特殊の機關もありて是等の事をなす敢て難きに非ず第五項取引に對する責任の負擔とは例へば支那銀行より資金の融通を外國銀行に請ふものあるとき

如き買辦之を保證し若し返却を怠るときは買辦自ら資を負ふものなり
買辦の性質雇人に似て雇人に非らず仲立人に似て仲立人に非らざるものは是等二種の異りたる業務を執るが爲めにして第一の業務に對する報酬としては給料を支給し第二の業務に對する報酬として歩合を給するなり

銀行が買辦に給與する所の給料は約四百兩にして自家雇人の給料諸費は一切之れにて賄ふものなり
買辦の身元保證金として各自銀行に預托する金額は一定せざれども三萬兩乃至十五萬兩なり其他有力なる富豪を保證人として數十萬兩の資を連帶せしめらるゝこともあり銀行の買辦たるものは他の買辦に比し其名譽實に非常なるものにして支那人は爭ふて其位置を希望すと云ふ

第二 支那銀行

支那銀行は左表に掲げたる八行にして是等の中全く官設に係るものと半官半民又は官吏の合資に依り成立せらるゝものとの區別ありと雖も資金を民間より取り居らざるもの多し此等の銀行は皆各々特殊の營業をなすを以て以下順次簡單に之を説明せん

銀行名	資本	天津銀號	裕源銀號	致通銀號	裕源銀號	源豐潤
戶部銀號	二、〇〇〇、〇〇〇兩	一、〇〇〇、〇〇〇兩	無資本	無資本	不詳	不詳
志成銀號	四〇〇、〇〇〇兩	無資本	無資本	不詳	不詳	不詳
致通銀號	無資本	無資本	不詳	不詳	不詳	不詳
義善源	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳	不詳

戶部銀行は其名の如く清國中央政府戶部(今の度支部)の設立せしものにして北京に本店を上海天津に支店を有す資金を預金とし主として官廳金銭出納の任に當り國民捐金の如きも此銀行にて取扱ふ恰も我國日本銀行の小規模なるものと云ふも可なり主要なる業務は清國官廳並に一般商業者に貸金をなし又其支店所在地のみに限り爲換取組をなす

天津銀號は前直隸總督袁世凱の主唱に依り建設せられたるものにして直隸省財政の機關銀行なり故に當省に關する資金は總て此銀行にて取扱はる彼の直隸公債の如きは此銀行の支配統轄する所なり

金 融 機 關

其營業振は前者と大同小異なり

志成銀行は團匪事變以後千九百二年末より千九百三年五月端午の節會に當り天津に非常の恐慌起りたる時敗頹せる市場を救済せんが爲め天津銀號と相前後して設立せられたり其資本金は半官半民より成り其一半二十萬兩は政府他の一半二十萬兩は民間の出資なり資金を取扱はざるに非らざるも前二行に比し僅少にして自家の資本と一般市場より蒐集したる預金とを運用し一般銀行業務を主として貸金並に弗兩の交換賣買をなせり天津銀號と同じく北洋及び香港弗札拾萬兩及び公賦平兩札約七八萬兩を發行す其發行高天津銀號と略等しく共に市場に流通す

裕源銀號は其開設以來四十有餘年の歴史を經過し致通銀號は光緒三十二年春設立せられ兩者共無資本なりと雖も前者は新關即ち海關稅金後者は鈔關の稅金收納を掌とるを以て之を利用して資金に代へ一般銀行業務たる貸付弗兩の交換賣買をなし且つ兩者共毎一千兩に付き毛耗と稱し四錢の手數料を得て營利の目的とす

裕源銀號義善源源豐潤の三者は在天津官吏の實力に依り裕源銀號は團匪事變以後設立せられ其他は其開設明白ならず此三者の資本金は何れも二十萬兩より三四十萬兩の間ありと稱すれども其實數詳かならず後の二者は寧ろ聚莊に屬すと云ふも可なり裕源銀號は蘇州に義善源は安徽に源豐潤は上海に本店ありて天津にあるものは皆支店なり當地の外北京上海漢口安徽等に各支店を設

け一般地方銀行業務に於て爲換の商賈をなす

第三 爐房

爐房は獨立して存在營業するものなり昔銀號又は錢舖を兼ぬ是れ爐房なる業務が専業として營業するよりは寧ろ銀行業を兼業するを便利とすればなり反言せば銀號又は錢舖が爐房を副業となすと云ふも可なり何れが主たり何れが従たるかに就ては茲に論ずるの要を見ず昔時は各地より銀塊又は馬蹄銀を輸入するものは必ず先づ之を爐房に托す爐房は其品質金を検査して之に相當する天津元寶の銀票を委託者に交付す而して右銀塊及び馬蹄銀は必ず天津元寶に改鑄し銀票に對する準備として保存せしが現今に於ては爐房が自己の勘定を以て銀塊を購入し之を元寶銀に改鑄して市場に賣出すか銀號又は錢舖の需に應じて一定の鑄造料即ち千兩に付約貳兩位を受けて鑄造するなり故に爐房には多年斯業に經驗ある老練家ありて銀貨の鑑定をなし居れり其鑑定たる單に肉眼を以て觀察するか或は之を打ちて音響を聽き之を鑑定するに過ぎざるなり

爐房の數は團匪事變以前に於ては現今に於けるよりも多かりしが其後減して現時は左記の十二店に過ぎず其原因は團匪事變以前並に其當時爐房が馬蹄銀に對し發行したる銀票は團匪鎮定後正銀支拂の要求に接し變亂の爲め非常の損害を蒙りたるのみならず一時取附に遇ひ止むなく支拂停止と同時に

に閉店したるもの多かりしが爲めなりと云ふ

萬豐號	中裕厚	勝豫號	新泰號
公裕厚	信來湧	義德號	恒利生
慶源瑞	相達號	裕源長	恒裕厚

第四 滙票莊

滙票莊俗に票莊とも云ふ一名之を總稱して山西銀行と稱す今を去る百餘年前已に設立せられたるなりと云ふ清國內地の爲換買賣を主として地方銀行事務をも行ふものなり

本店は皆山西省太原府附近の大谷縣平遙縣祁縣に在りて清國各地有名なる都府には到る處支店を有す各銀行の資本高は秘密にして探知し能はざるも多きは百萬兩少くも二十萬兩を下らざるべし然れども各莊營業信用の大小は資金の多寡に關せず寧ろ支配人の能力如何に由るなり資本主は一入なるもあり又は三人五人七人等ありて同じからず而して官吏は匿名にて其組合に加入し資金を投じて利益の配當を受くるものあり恰も我合資會社の如くにして株式なるものなし其責任は固より絶對無限なり

元來山西人は朴直勤勉にして清國人中の清國人にして猶我近江商人の如きものなり之に加ふるに山

西には多量の鐵及山鹽を産し資力豊富なるが故に濟國各省到る處に山西商人の影を見ざるはなく常に商業界に嶄然頭角を顯はせり是れ山西銀行の勢力ある所以なり

天津の山西銀行即ち滙豐莊は左記の二十六軒にして團匪以前には全面に數百萬兩を放貸せしが事變の爲め其後約貳百萬兩を上海に振換たりと云ふ是等の票莊にして爲替の出合は外國銀行又は同業者に依り若し本支店并に各支店間に爲換取組をなす能はず現送の必要あるとき交通便利なる地方にありては或は汽車汽船の便に依ると雖とも僻村の地に至りては古昔我國にありしが如き飛脚に頼らざるべからず天津には全盛井に萬通と稱する飛脚屋ありて之れを輸送するものを儲局子又は儲局子と云ふ其輸送料の如き土地運隔及び事情場合に應じ千差萬別あり例へば天津より張家口に至る料金は銀の差を合せ每一千兩に付き最低四十兩より最高六十兩なりと云ふが如し

票莊は主として僅少の利息を得て銀號に定期當座預金を開始するを以て平常現金の有高は各莊とも幾かに存萬兩より五千兩内外に過ぎず若し商人と手形の賣買をなすときは小切手を振出すか又は使者を派して互に振換勘定をなして決済をなすなり

志成信	協成乾	中興和	長盛川	大盛川	存義公	百川通
新泰厚	蔚泰厚	蔚盛長	蔚長厚	大任厚	義成謙	協同慶
裕源永	日昇昌	大德玉	大德通	蔚豐厚	福成德	錦生潤

世義信	恒義隆	合盛元	獨慎王	大義王
-----	-----	-----	-----	-----

第五 銀號及び錢舖

銀號とは重に土地銀行の總稱なれとも銀號と云ひ錢舖と云ふも其業務の大體に於て大差あるにあらず今強て其區別を擧ぐれば

- 一、銀號は概して錢舖よりも其資本大なり
- 二、銀號は弗兩の賣買兩換を主とすれども錢舖は重に銅錢弗銀の賣買兩換を専業とす
- 三、銀號は北京上海に支店を有し此等の地に限り爲換の賣買をなすも錢舖は然らず

然りと雖とも兩者の間には何れ前述の如き區別をなすこと能はず案するに昔時の起源に遡れば兩者の營業振りは全く異りしが多年の間に各自其利あるに従ひ一定の法制なきを以て其業務の改革を爲したる者ならんか

現天津市場に我國の兩換屋と同じきものありて或は錢局と稱し或は錢舖と云ふ其資本漸く壹貳千弗に止り弗銀銅元制錢又は津錢(我國の一厘錢にして中央に穿孔あるもの)の兩換を専業とす是れ前記錢舖の尙小なるものにして甚しきは路傍に棧を掘へ金網を張りて營業するものあり要するに前記の銀號及び錢舖は是等兩換屋の資本を増し規模を大にし業務を擴張改革したるものに過ぎず

前記の外兩者とも貸付預金を爲すこと一般銀行業務と異ならず
 銀號銀舖にして弗銀一覽拂約束手形を發行するものあり左に其名目並に信用資本高を列記せん

銀號の部	
瑞林祥	五〇〇〇〇公法平兩
瑞生祥	五〇〇〇〇同
裕源長	三〇〇〇〇同
勝源號	二〇〇〇〇同
德瑞號	二〇〇〇〇同
萬興號	二〇〇〇〇同
新泰號	二〇〇〇〇同
銀舖の部	
恒裕厚	一〇〇〇〇同
永利號	一〇〇〇〇同
春興號	五〇〇〇同
裕泰恒	五〇〇〇同
瑞缺祥	五〇〇〇〇公法平兩
義泰恒	三〇〇〇〇同
中裕厚	三〇〇〇〇同
瑞隆號	二〇〇〇〇同
榮恒因	二〇〇〇〇同
同茂永	二〇〇〇〇同
公裕號	二〇〇〇〇同
德承義	一〇〇〇〇同
致慶長	一〇〇〇〇同
德恒慶	五〇〇〇〇同
寶豐源	一〇〇〇〇〇同

金	
致品恒	一〇〇〇〇〇同
慶源瑞	一〇〇〇〇〇同
恒利生	三〇〇〇〇同
義德號	五〇〇〇〇同
成德號	一〇〇〇〇〇同
裕泰豐	五〇〇〇〇同
萬豐號	一〇〇〇〇〇同
義生號	三〇〇〇〇同
信來湧	五〇〇〇〇〇同
樹遠號	一〇〇〇〇〇同

以上説述せしが如く天津には比較的多の金融機關を有す獨り天津のみならず清國到處皆然らざるはなし是れ各銀行の資本小なると且つ清國には貨幣制度の統一なく其流通する貨幣は如何なる形體のものなるを論せず悉く實價を以て通用し其銘價に關係すること少なく所謂計量貨幣と稱するものにして交換の媒介物として使用せらるゝよりも率一の商品として取扱はれ剩へ輸入外國貨幣の流通する等其複雑なるに基因す故に一般の商品と等しく經濟學上の需要供給法則によりて其比價を異にし殊に銀價の高低するに依りて金價及銅價に對する價格に差あり日々其相場に變動あるを以て金融機關は其間に利益を得比較的多數の銀行も其業務を繼續して利益ある所以なり若し貨幣統一し其銘價に準して通用せば恐くは其半數にて足らん以上の状態なるが故に之に附帶し自然的必要を生ずるは仲買人なり仲買人は外國銀行に於けるが如く銀行と各商人との間に立ちて東奔西走日々相場を聞合せ最も割合よき相場を見出し顧客の爲めに取引をなす之に依り銀行其者も亦大に營業上利益

する所少からず然れども其業務たるや最も簡單にして歐米の金融市場に於けるその者の如く複雑ならず

天津に於ける内外國銀行間には我國並に歐米に於けるが如く手形交換所組合の設備なきを以て或る銀行が他店拂手形並に小切手を收納したるときは一々使を派して之を取付けざる可らざるの勢あり而して若し相互勘定を開始せざるときは之に對し其都度金銭運搬の徒勞なからざる可からず故に外國銀行は互に無利息にて勘定を爲し之を決済す然れども内外銀行間には是等の規約なきを以て止むを得ず互に仕拂を要求するを以て常とす蓋し互に其組織様式を異にし現今の状態に於ては到底其便利を見る能はざるなり之に反して内地銀行間には外國銀行に於けるが如く或者は相互勘定を開き之が爲めに大に便利を得つゝあり内地銀行の主なる者は外國銀行に當座預金勘定を開始し普通一般の利息を附せらるゝと共に或限度に於て貸越を許され大に金融上の便宜を得るなり

第六 當舖

當舖とは質屋の總稱にして之を當、典、質、押の四とす此等の營業は我國の質屋と大同小異にして概して個人消費貸借の融通を爲すか小商人の臨時資金を求むるに止まり狭義の金融に關係を及ぼす事少なし當舖の質物を取りて貸付金に課する利息は官廳より制限せられ金銀細工其他の物品に對

しては月三分衣服は月二分なり期限は當舖即ち當典に在りては三ヶ年とし質押に在りては十八ヶ月なりと雖ども利息を仕拂ひ之を繼續することを得べし但し規定は別として互に該合の上自由に契約をなすことも亦往々之ありと云ふ

第二節 通貨

法制なき天津の通貨は古來幾多の變遷ありしが就中圓匪事變を以て最も甚だしとす現今天津市場に流通する貨幣は元寶銀、小銀、銀票、兩錢、一覽拂約束手形、弗圓銀小銀貨弗圓銀一覽拂約束手形銅元銅錢及び錢票是れなり其他日本人間には時に依り日本紙幣流通することあり日本紙幣の天津市場に現在する高約二十萬圓を下らずと云ふ以下天津の通貨に就て略述せん

一、元寶銀及小銀 元寶銀とは馬蹄銀の一種にして天津にて専ら使用せらるゝものは化寶銀にして白寶銀之に次ぐ化寶銀に白寶と稱するは銀質を意味す換言せば一銀塊中幾何の純分を含有するやを云ふものにして分析の結果千分中九百八十より七十位まで純分重量を含有すと云ふ而して兩とは重量の單位にして居留地に於ては「行平」支那人街にては「公法平」と稱する秤を用ふ其差五匁あり故に公法平化寶の一百兩は行平化寶の九十九兩五匁に相當すこは秤の差即ち稱量價格の差にして常に一定不動のものなりと雖ども化寶銀と白寶銀との間には其相場日々變動し千兩に付低きは十兩よ

り高きは十五兩の差を生ずることあり馬蹄銀は普通行平若くは公法平の五十兩内外なり故に他地方の鑄造に係る馬蹄銀又は銀塊を當地方に輸入し通貨となさんには必ず先づ之を爐房に托して天津元寶に改鑄せざるべからず此外税關の納税に用ふる秤は海關兩と稱し百兩に付き行平五兩公法平五兩五分の打歩を附せざるべからず小銀とは小形の馬蹄銀又は銀の小片にして元寶銀の小さなもの即ち補助貨とも稱すべきものにして一兩五兩十兩等の種類あり

二、銀票及兩銀一覽拂約束手形 銀票又は銀條は爐房兩票 莊銀號等に於て發行する元寶銀札にして片紙に金高月日店名等を記載し且つ種々の印形を押捺し一見反古紙の如く見ゆるものなり此銀札は各店其形狀を異にし金高も亦一定せず往々兩以下の端數を附したるものもあり總て請求次第正銀と引換ゆべきものにして信用あるもの、銀札は久しく市場に流通す兩匪以前には此銀札市場に流通せしが兩匪後仕拂停止者續々輩出し之れが爲め天津市場に一大恐慌を惹起し破産閉店するもの日に十を以て數ふるに至りたり故を以て其後銀票の評價地を拂て去り大に信用を失墜し授受皆無となり現今市場に流通するもの極めて稀なり即ち此に代はるべき兩銀一覽拂約束手形俗に兩札と云ふ一兩の銀票通用しつゝあり此種類は五兩十兩五十兩百兩等にして鹽町正金兩銀行は行平兩天津及志成兩銀號は公法平兩を基礎として發行せり其流通高は五十萬兩を出でず普通商業取引には小切手を以て決済するが故に殆んど其要少しと云ふも可なり

三、弗圓銀 弗圓銀は通俗清語にて洋錢と稱し現に市場に通用するものは北洋香港墨西哥弗の三種なり北洋銀元は北洋機器局(義和團の爲め破壊閉鎖せられたり)にて鑄造したるものと北洋銀元局に於て鑄造せるものと二種あり形體銀質共に相同しく唯表裏の模樣を異にせるのみ純分は九〇〇位にして庫平兩(北京政府の納稅用秤)の七錢二分に相當して制定せられたり初め清國各地の總督は戶部統轄の下に各省に於て鑄造せられたる新弗銀を市場に流通せしめんと欲し非常に苦心せる結果天津にては千八百九十二年直隸總督天津實業者の建議を容れ新弗銀通用獎勵法を設け一の律令を布告し且つ前記の割合を以て納稅に使用することをも許可せられ爾來大に世上の信用を得て通用せらるゝに至れり

香港弗は北洋弗銀と同一價格を以て流通す墨西哥弗は古より普く世人に知られ市場に通用すと雖ども其實價に於ては前二者に劣るを以て時により兩換相場同じからず或は銅元一個或は七八個の差を生ずることあり之に反して外國銀行にては此の如き微細なる點にまで區別をなすは甚だ煩雜なるを以て一般に何れも一樣に收納支出するものとす此外廣東省湖北省吉林省奉天省等鑄造の弗銀日本圓銀又は比律賓の「ペソ」貨等往々流入することあるも決して永く市場に留まらず其實價に於ては大差なきも外國貨幣と看做され大に割引せらるゝなり

四、弗圓銀一覽拂約束手形 此の手形は清國人呼んで票又は票子と云ひ吾人は弗札と稱す發行者

即振出人は持参者の要求に應じ弗銀元の硬貨と引換へざるべからざるものなり外國銀行にては香港上海匯豐正金銀行等皆數年前よりこれを發行し近頃獨逸銀行も亦之に倣ひたり其發行の結果は非常に好良にして大に世人の嗜好する所となり従て信用多し故に支那銀行にても天津志成裕源長德慶恒新泰寶豐源發源瑞信來湧萬豐銀號等守て之に倣ひ天和宜局と稱する兩換屋の如きも亦同じく之を發行するに至れり其發行高最も多きものは百五十萬より少きものは二三萬を數ふ故に現金市場に散布通用せらるゝ高は約六百萬弗を下らざるなり此等は墨西哥弗に對して發行するもの普通なれども特に香港並に北洋に對して發行するものあり此弗札の授受に便宜なることは頗るなる支那人も已に普く認知する所にして近時軍用硬貨よりは之を受納するを喜ぶの現象あり其理由は第一携帶に便なる事第二偽造賤造のものを受る恐なき事第三授受交換の際良不良の別なく從て割引を要せず安全に取引せらるゝ事等にあり故に今後一層世の信用高く益々通用の範圍を廣くし彌々増發せられんとするの傾向あり弗札の種類は一弗五弗拾弗廿五弗五十弗百弗なり

五、小銀貨 小銀貨は小洋錢と稱へ洋錢の弗銀元に對する名稱にして其補助貨なり其種類四あり次の如し

五拾仙(五角又は五毛と云ふ)
庫平兩三錢六分純分八六〇位

二拾仙(二角又は二毛と云ふ)

庫平兩一錢四分四厘純分八二〇位

拾仙(一角又は一毛と云ふ)

庫平兩七錢二厘純分八二〇位

五仙(半角又は五分と云ふ)

庫平兩三錢六厘純分八二〇位

小銀貨は最初戶部の鑄造制定せるものなり此中二拾仙拾仙のもの多く五拾仙五仙のものは甚少なし通常拾仙十個を以て一弗となすの定めなるも實際價格は小洋錢の方劣るを以て兌換をなすに當り一弗に對して銅貨五六個乃至十個を添附するを常とす其相場は時々漲落あり蓋し清國にては貨幣制度の確定せざる結果本位貨幣と補助貨幣との別なく各個皆其實價を以て通用するが故に斯の如き不便を見るに至りしものなり小銀貨には各省造幣局鑄造のものに日本小銀貨を混じて通用せられ少しも區別を見ざるは甚ば奇怪とする所なり故に勞を厭はざる支那人は一朝金貨廢棄するや日本小銀貨を拾集し以て利を收むるものあり小銀貨には往々廢造偽造の不良貨幣を混合するを以て授受の際注意を要す

六、銅貨及び銅錢 銅貨は支那人呼んで銅元又は銅子兒と云ひ銅錢は志錢或は志洋錢と稱す銅

金 融 状 態

錢には銅錢(北京にては京錢、天津にては津錢と稱す)大錢の別あり今日實際使用せらるゝものは大錢にて銅錢とは昔時の名目なり現今實物なく以空稱に屬す而して大錢一文は銅錢二文に相當し錢取引に於ては總て稱高の半數に當る錢數を授受するものなり尤も取引の都合により大錢幾何と定むることあり此時は其呼高と同じき錢數を授受することと知るべし此場合には九十六文を一緡となし之を大錢百文と稱して使用す又五百文に至れば右五緡を一括とし之に八文を加へ合計四百八十八文を以て大錢五百文と云ひ之を制錢壹圓文即ち一千文と稱して通用するなり故に其相場表を見るに每壹兩(公賦平)九七六錢貳千九百八十八文或は二千九百六十六文或は三千零三十五文とあり銅錢は支那各省に於て鑄造せられしが非常に惡値のものあり又は私錢と稱し各個人が自儘に鑄造せしものありて善良なるものは漸次隱匿せられ且つ熔解せられ現時にては市場稀に見る所にして下層社會に僅かに通用せらるゝのみ而して清國內地に入れば此等小銅錢にあらざれば通用せざるなり故に内地旅行者は洋銀を各地の都邑にて銅錢に交換して持行かざるを得ざるなり一仙銅貨は其表面に當銅錢十文の印刷ありて銅錢十文に相當すと定められ實際にても亦然り然れども銅貨を以て銀錢に換る時は八個位の相場なり

七、錢票 錢票は銅錢に對し發行せらるゝ者にして以前は恰も爐房銀號の發行する銀票と同じく錢舖にて發行せしが團匪事變以後錢舖の破産する者ありて其仕拂を停止し大に其信用を害したるを

通 貨

以て今日市場に在るもの甚少く稀に天津銀號並に志成銀號が銅元局に代り發行するものあるを見るのみ

以上陳述せしが如く要するに當地方の通貨は十年前に比し甚しく其状態を異にするものあるを覺ゆ例へば銀票の代用たる兩札弗札現はれ之れに次ぎて小切手の使用頻繁となり銅元通用の便なるを知りては銅錢を購逐し一面信用の發達すると同時に他面に於て完全なる硬貨制度に近似せんとする傾向あり

今尙種々難多なる貨幣ありて今日吾人の意識に於ける貨幣制度と稱すべきものなしと雖ども兎に角兩銀は名義上本位貨幣とも稱すべく大商業取引納稅等に關しては内外人皆之を以てす而して小賣商業勞銀の支拂等日常私人の收納支出には銀元小銀貨銅貨を用ひ或特種商業又は一般下層人間には尙ほ銅錢の授受行はる固より此等貨幣の間には法律による一定の交換割合なく其實價と市場に於ける通貨の需要供給如何によりて日々交換の割合定まるものにして其相場の建方次の如し

- 兩銀と弗貨 百元に付き何兩(居留地にては行平支那街にては公賦平)
- 兩銀と銅錢 壹兩に付何文
- 弗銀と銅元 壹弗に付何文
- 弗銀と小銀貨 壹弗に付何角何文(外國銀行にては收支とも十角と定む)

附銀と銀元とは等しく銀なるを以て其重量と純分とを比較せば交換割合を得るの理なるも實際日々其交換割合を異にするは果敢銀元(黑銀)は交換の要具即ち通貨として需要供給如何により其價を變ずるが爲めなり例へば一地方に成事變又は成事情の爲め多額の銀元を要する時之を天津市場より供給するとせんか一時に夥多の銀元を輸出せられ其不足を感ずるに至りては其相場の外騰するは自然の數なり其他の場合に於ける關係も亦之に同じ近年各省に於ては勿論天津に於ても當十銅元即ち銅貨の鑄造日を送よて甚しく其實價制錢六七個に當るに過ぎずと雖も之を十文として通用するを以て鑄造者は之れが爲め非常の利益を得る理なり今日尙ほ銅錢の缺乏を補給せんが爲めに頻りに發行し居るも他日此濫發の結果銅元の購買力を減殺するに至りては細民を苦しむることとなり銅元の銀に對する比價低落して市場の不景氣となり商業上に一大影響を與ふるや照々として明なり然れども其極銅元の價格下落すれば從て鑄造者も亦損失を蒙り自ら其鑄造を中止するに至らん其茲に到らざる以前に豫防策を講ずるは實に當局者の責任なり今左に明治三十九年中に於ける金銀銅の輸出入表を掲げて參考に供せん但し錢位は海關兩なるを以て之に一〇五を乘すれば行平兩を得又一、四六を乘すれば大略弗の價となるなり

輸 入

從各地	金			銀			銅		
	金塊砂	金貨	合計	銀塊及銀貨	合計	銅貨	合計	合計	
香港及 汕頭				四八、九九九	七、七、〇〇〇	四、二、一	七、四、〇、〇〇〇	七、四、〇、〇〇〇	
日本				七、一、六、九六	七、一、六、九六	二、〇、九、九六	七、一、六、九六	七、一、六、九六	
芝罘				二、二、二	二、二、二	一、一、一	二、二、二	二、二、二	
膠州灣				一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	
漢口				一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	
上海				一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	
廣東				一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	一、一、一	
合計	五、六、九、〇四八		五、六、九、〇四八	一、一、一、〇〇〇	一、一、一、〇〇〇	一、一、一、〇〇〇	一、一、一、〇〇〇	一、一、一、〇〇〇	

輸 出

至各地	金			銀			銅		
	金塊砂	金貨	合計	銀塊及銀貨	合計	銅貨	合計	合計	
日本	六、〇、〇八五		六、〇、〇八五	一、一、一、二二八	一、一、一、二二八		一、一、一、二二八	一、一、一、二二八	
牛莊				一、一、一、二二八	一、一、一、二二八		一、一、一、二二八	一、一、一、二二八	
合計	六、〇、〇八五		六、〇、〇八五	一、一、一、二二八	一、一、一、二二八		一、一、一、二二八	一、一、一、二二八	

泰 島	芝 罘	膠 州	上 海	福 州	廣 東	合 計
1,190,000	99,800	99,800	99,800	99,800	99,800	1,588,000
2,290,000	1,190,000	1,190,000	1,190,000	1,190,000	1,190,000	5,360,000
1,190,000	99,800	99,800	99,800	99,800	99,800	1,588,000
1,190,000	99,800	99,800	99,800	99,800	99,800	1,588,000
1,190,000	99,800	99,800	99,800	99,800	99,800	1,588,000
1,190,000	99,800	99,800	99,800	99,800	99,800	1,588,000

此外未印銅貨(銅餅)二十五萬四百四十四兩銅板二百二十九萬八千九百二十兩を輸入したり

第三節 爲 換

天津より歐米及び日本に對する爲換相場は恰も漢口若くは芝罘に於けるが如く上海相場に依りて決定せられ上下するを常とす是れ上海は清國金融市場の中心なるを以てなり然れども銀貨國たる清國が金貨國に對する爲換相場は其基礎とする所銀塊の昂落によること勿論なり其他上海香港支那各地に對する爲換は外國銀行並に支那銀行に於ても各別に相場を建つると雖も互に相異なること甚だ稀なり蓋し其間に爲換仲買人ありて相疏通すると共に内外國銀行其顧客殆んど一定し他の商品賣買と異なり相場を一定せざるべからざる必要あるが故なり故に外國銀行は毎朝上海及び倫敦電報を待ち

遅くも午前十一時迄に支那銀行は午後五時何れも其日の相場を決定す
 總て一地方の爲換は其地の貿易に随伴して起るべきは一般の原則にして天津の貿易は毎年輸入輸出に超過し三十九年の如き税關報告に據るに輸入は輸出の約六倍に當り即ち八千五百餘萬兩に對する一千五百萬兩なり之を以て常に片爲換となる片爲換の出合は現今の輸送によらざるべからず從て其賣買相場の懸隔も多からざるべからざるは見易き理なり然れども此輸入超過爲換を決済するには支那銀行は其賣買商外國銀行に比し少額なるを以て常に外國銀行に依り而して外國銀行は倫敦上海を経由し一の暗流を利用し平衡を得るなり前記の如く歐米及日本の如き金貨國に對する天津の爲換は一々銀貨の高低に依り左右せらるゝものなるが故に常に相場の變動甚だしく是れが爲め輸入業者は謂れなく損失を蒙ることあるを以て大に注意を要せざるべからず例へば倫敦向電信爲換貳志九片日本向七拾四兩の時二ヶ月後仕拂の約束を以て物品を賣らんに其後二ヶ月を経て銀價低落し倫敦向二志八片日本向七十六兩半となりたらんには輸入業者の損耗一兩に付一片百圓に付二兩半となり之に反すれば利益となるなり此の危険を免れ安全に取引をなさんとせば銀行と物品代價仕拂當時の爲換豫約となし而して賣買契約をなすを以て得策とす若し此方法を以てせざれば投機的となり不安に陥るの虞あるなり

第十四章 鹽業

清國の鹽業を詳細に編述せば優に一部の大冊を爲すべし然れども本章は長盧鹽即ち直隸鹽を記述するを以て主眼とす只其法令制度銷運の方法等自ら全國に通ずる者あり又各省各鹽區大に其趣を異にするを以て簡單に製鹽の沿革を序し又各省鹽場の梗概を略説す

第一節 支那製鹽沿革

鹽業は古來支那に於て中央及地方政府の一大財源とせし所にして現代最近の調査によるも其歲入全國を通じて數千萬兩に達し度支部の收入中最も重要の一税目とす上世は遠たり之を詳悉する能はざるも其製造法を發見したるは西曆紀元前二十七世紀の黃帝時代に在り次で禹の時に迫りて山左青州の生民に之を貢租として代納せしめ周代に至りて始めて鹽政を立つ即ち「周禮に鹽人掌鹽之政令以供百事鹽」とあり其中葉に於て齊の管仲は大に鹽鐵の利を興し以て國帑の富贍を謀り遂に其新業を盛ならしめたり是れ實に後世鹽課を興すの嚆矢にして降て秦の時代に於て四川の知府李冰なる者初めて其省の鹽解中に產出する鹹水を製鹽し之を他省に輸出する時初めて鹽制を定め鹽市官を設く之れ即ち後世歷代の爲政者が政府專賣と爲せし端緒を發せし者にして移て兩漢時代に至りては更に鹽

官を設け鹽稅を定め大に制度の發達を圖りたるも要するに時代の推移と共に時々其弛緩なきにあらざり其後晉の杜預博學多識にして度支尙書に任せられ鹽運を較し課調を制し在職十年朝野共に其美を稱し其化萬里に被る天下號して杜父と呼ばしは史上最も顯著なる所なり又唐の至德年間に至り劉晏度支の職を掌り鹽制の大改革を行ひ大に其治績を擧げたるは亦是れ史上特許の事實なり宋代に至りては晏法漸く廢改せられ仁宗の大禧年間には政府の專賣を罷め官師の權仕務をして單に徵稅せしのみ而して販賣は之を一般商民に委せり然るに元の太宗は再び鹽政を改革して直接國家の財源に供し明朝は全國に六鹽運使を配置し其徵稅を以て邊警防備の軍費に充てたり明の天下漸く式徵し神宗の高麗時代は政綱次第に紊亂し隨て鹽政も亦著しく萎靡不振を極めたり寧之漢以降歷朝の鹽政は普通商法に則り遞次後世に至りて其施設の進歩を爲し鹽務官の如きも各種の階級を設け立法も亦時代に依りて幾多の變遷を爲せり即ち或は制鹽と販賣とは兼て之を民業に委し政府は單に徵稅の方法のみを執り或は製造販賣共に之を政府に收めて法律を以て私鹽を禁止する等其間寬嚴疎密自ら均しからざる者あり而して歷代の職官傳を案するに鹽政と文藝と相關連せる者亦鮮少にあらず即ち唐の詩人劉禹錫の如きは嘗て鹽鐵判官として大に鹽務に努力し韓退之は奏疏して官の自賣鹽を非議して力爭し歐陽修は河北轉運使の職を奉じ東坡亦奏疏して河北鹽の權禁に反對を試みたる等皆是れ鹽務中に一異彩を放ちし者と云ふべし

清朝は國初に方り南方各地未だ戡定に至らず時の巡鹽御史百方苦心の後繼かに兩淮の鹽課を以て軍費の過半を補填するを得たるが其一統の後は統て鹽稅を以て歲入の一大財源と認め前朝の制度を襲用して專賣權を掌握し歷代の治政に鑑み全國の鹽地を舉て悉く官有と爲し製場を設け官衙を配置し之れを總轄するに鹽政大臣を以てし各場產出の豫額を定め其額に達せざれば場官をして年を限りて補辨せしめ又民間發賣の方法は鹽商を特定するの制度を執り鹽商には販賣地を撰定して戶部の免許狀を授け以て之を世襲と爲さしめたり鹽政大臣は毎年戶部より受くる所の引を其免許商に廻つ之を稱して引商と云ふ引商引を受領し官場の製鹽を受たる時は其特定地方に發賣せしむる者にして苟も其地域を越ゆるを許さず此引商の發賣權を稱して官鹽と云ふ私製鹽若くは官製鹽にして特定區域外に私賣する者を稱して私鹽と云ふ所謂私鹽は國法を以て嚴刑に處せり此制度は當時頗る好結果を得たり其後鹽政大臣を廢し各省の督撫をして鹽政を兼轄せしめ全く舊制を一變せるより弊賣百出し官鹽の銷傳次第に衰頹し法令徒らに嚴密にして私鹽は益々増殖し大に歲入の缺陷を生じ官鹽の價格は頻りに昂騰するに反して私鹽の價格は幾かに其半額に過ぎざるの奇觀を呈したり次で鹽賊の變亂に際し彼の官商なる者は皆竄亡遁躲するに至り亂後鹽政の改革を企てたるも狂瀾は到底之を既倒に回すべくもあらず獨り兩淮鹽のみ會同藩が江南に總督として銳意新法を制定し引を改めて票と爲し偏へに引商の不足を補充したるを以て大に頹破を挽回し其後山東兩浙も亦此制

に倣ひたれども其他の各省は依然舊慣を墨守せり

現今の制度は尙前記の制を因襲し全國を通じて十三區劃と爲し奉天蒙古の二鹽を除く外各鹽場皆製造販賣共に之を政府の手に收め鹽商の徵稅及び其機關は各地多少の差違なきにあらずと雖も凡そ人民の私鹽私賣は悉く之を嚴禁し特許商に地區を劃して其產鹽を銷傳せしめ自用鹽を除く外外國との輸出入も亦之を禁止し以て國家の財源に供す然れども鹽政の内容に至りては種々の弊風依然として存在し今尙之を釐革する能はざるに似たりと云ふ

上來述ぶる如く製鹽は鹽政大臣(直隸總督兼任)の專屬にして其專賣專賣の方法は灶戶鹽を製して之を鹽坵に送る鹽商は鹽坵に來りて之を購ふ其價格は灶戶と鹽商の協議に依りて決定す大略每百包銀十六兩より三十二兩の間に在れども主として其歲の豐歉に依りて之を協定す此鹽商は政府の免許を得たるものにして鹽坵に就て鹽を購ふには一引毎に必ず一枚の鑑札を要す此鑑札を受くるには料金を徴收せらるる之を稱して鹽課と云ふ鹽課は所謂政府專賣の收利となる者なり而して此鹽課は前記三種の引と其額を異にす岸引は每引約二兩餘南引は五兩二錢餘北引は南引に比し稍低し長蘆鹽課の總額は一年凡そ二百萬兩にして官廳の經費毎年三四萬兩鹽場的經費一萬兩合計約五萬兩内外なりと云ふ其行鹽即ち發賣地域は直隸省一帶(長城以外の宣化府及廣昌縣を除く)及び河南の約一半と爲す鹽商發賣の方法は各州縣に總店を置き其四方に分店數箇所を設け各鎮には支店を置き

又跨集なる者あり例月日を定めて開市し鹽を小賣す其價格は鹽官之を定の運搬費の輕重に依りて六等に別つ天津以東沿海南北十州縣の地を一等と爲し一斤賣價制錢二十六文とす沿海地方に接近する十一州縣は制錢三十二文次は九十州縣三十四文次は三十八州縣三十六文と定む即ち沿海各地を起點として漸次内地に入るに隨て増加する方法なり河南省にては黃河以北は三十八文黃河南岸の二十八州縣は四十二文と爲す

第二節 長蘆鹽場

長蘆は清國十三鹽中最も有名なる鹽場にして直隸總督の兼轄に屬す史に徵するに長蘆は古の滄州にして後周の大象二年初めて縣を置く「水旁多蘆因爲名」とあり天津を距る東南二十里人口五六千を有する小都會なり往昔蘆葦條たりし一沙洲を開きし者降て金代に至りて廢縣となりしも尙其名は直隸鹽の總稱に襲川せられ以て今日に至れり其長蘆の前稱たりし滄州の製鹽は齊の管仲が山東に製鹽を企てたる以前魏に於て既に鹽池一千四百餘を置き鹽を煮さしむ是れ長蘆製鹽の起原にして爾來此地方の鹽業は連絡として絶へず明の永樂年間には鹽運使を置き鹽政御史を派遣して益其改善を謀り現代に於ては此長蘆鹽法を以て最も完全の者と認め天下に介して此法を模倣せしむ

長蘆鹽とは單に古長蘆縣下の產鹽と云ふに止まらず其鹽場は所謂直隸一帶の沿岸に亘りて八場あり

即ち歸化場 石碑場 濟民場 趙支場 豐財場 殿飲場 海豐場にして古昔遼金元の三朝には此沿岸を通じて二十四場ありしも明の隆慶年代に之を減じて二十場と爲し清初更に之を減じて十六場とし雍正十年には併せて十場となし近來に至りて八場の制に改む長蘆の鹽政は元滄州にありしも天津の私鹽多きを以て康熙七年茲に移駐せしめたり是れより鹽務の百廢一掃せられ天津の繁華は之に伴ふて次第に擴大せられ加ふるに天然に形成せる河川流域の關係は北清運輸の要衝に當るを以て各場の產鹽は悉く茲に總匯し國初の盛運に伴ふて著しき變化を爲し史稱廟を興し堤岸を築き又院署を建て漸く津城内外の面目を改飭す高宗の乾隆三十年には其治蹟益々舉りて鹽商等の贖金を以て津城の南門外に行宮を建設し稱して柳絮行宮と云ふ以て泉上巡幸駐蹕の處と爲す又三岔河口の北岸には海河橋を築き乾隆帝親しく其題名を書する等大に偉觀を添へたり是れ昔鹽商の捐資にして津城の繁華は實に鹽商に依りて維持せられしと云ふも詳言にあらざる而して隔年若くは三年にして必ず天子巡幸の事ありて柳絮行宮に御して宴を兼商に賜ひ又時に品物を賜ふの例あり當時如何に帝室が其意を鹽業に注ぎしかを徵すべし乾隆帝は有名なる政治家にして又詩人なりしを以て其行宮留題の詩は頗る多く清初鹽政の第一改革者たる同帝の遺蹟に關する權詩は實に豪然たる一冊子を成せり而して各鹽場に於ける廟宇寺觀に刻題せる御製詩文も甚が多し而して當時の鹽政御史李安は儒學を重修して翌年三月之を竣工し天子臨幸親しく釋奠の禮を行ひたれば是れより雍々乎として詩書並

師の聲を聞くに至れり當時の鹽政長官たる孟公は天津に於ける各河流の浮橋を創設せし人にして
時人此橋を稱して孟公橋と呼べりと云ふ其他閩津三取天門等の三書院を建て續て乾隆五十九
年には衆商の捐を以て育嬰堂を建つ其屋一百二間嬰兒を補養し疫病を調攝す然れども是等の偉觀は
近代に至るに迫りて漸く衰頹し且つ數次兵火の犯す所となりたるを以て蕩然其後を止めざれども今
や育嬰堂の如きは現に巨費を投じて再建築中に屬す

八個の鹽場を踏査するは難事なれども適ま北清に來る人の太沽河口を溯航して西沽の西岸に至れば
所謂長蘆鹽田の一部を瞥見するを得べし更に航進して塘沽停車場に至れば其前面一望廣闊殆んど
際涯なき鹽田を見る鹽厝は累々として山の如く各所に堆積し鹽田に灌漑する風車の帆橋は林立して
遙かに遠天に連り明瞭斷崖の間に隱顯するに至り轉た人をして大陸的規模の宏壯を思はしむる者あ
り是れ上り汽車に乗じて天津停車場に達せんとする後方約一哩の左方白河岸に沿ふて瞭然たる一
大鹽堤若くは鹽厝を望見するを得べし所謂天津は長蘆鹽の膏澤地として各地産出の製鹽は悉く茲に
集積せしむるを以て此偉觀を呈するに至れり此附近を桂甲寺と稱す是れ實に直隸河南兩省に跨る
幾千萬の生靈が生活の要素たるべき寶庫と稱すべし

鹽運使司公署は天津に在りて分司公署を天津、蘆永滄州の三所に置き以て鹽政を監督す而し
て各鹽場に一名の鹽課大使あり製鹽及び其出入を管理す今八鹽場の位置並に其管轄を分配せば左

の如し

豐財場 天津縣の葛沽に在り天津分司に屬す分司を距ること七十清里昔時場内に幾多の廟宇

あり又東方海に濱して勅建海神廟並に觀海臺あり又居民稱する所の鹽灘碑なるものあり乾
隆帝の詩を石刻せる者場は西鹹水沽に接す其他草灘多きを以て煎鹽時代鹽場せし者延廣四百
清里あり

蘆臺場 海河縣の蘆臺鎮に在り天津分司に屬す分司を距る一百四十清里相傳ふ南唐以前軍を
此の地に置き以て海防に備ふと鹽姥廟なる者あり其神人に土を煮て鹽を成すの法を示す居民
依て瑞鹽の歌を作る夏天露霖連旬海鹽缺乏する時士民尙此煮土成鹽の法を用ふと云ふ北清一帯
土質多く鹽分を含むを以てなり延廣一百二十清里

越支場 豐潤縣に在り古銅州の地なり蘆永分司に屬す天津運司を距る二百八十清里今の
運河の下流に當る延廣二百四十清里

濟民場 灤州に在り蘆永分司に屬す天津運司を距る三百十清里石碑場と接近す草灘灌漑林々
として羅列す延廣一百三十清里

石碑場 樂亭縣に在り蘆永分司に屬す天津運司を距る三百六十清里延廣百七十清里
歸化場 撫寧縣鹽務鎮に在り蘆永分司に屬す天津運司を距る七百清里鹽場の至遠なる者と

す東は山海關を界とし北は長城に連接し南は秦皇島に至る間一帯の海濱に鹽場環列す山川

雄秀民物殷賑の地区と爲す延廣四百清里

海豐場 鹽山縣に在り滄州分司に屬す天津運司を距る三百六十清里分司を距る 一百二十

清里東は海に濱して山東の海豐縣境に接す故を以てこの名あり

嚴鎮場 滄州の同州村に在り天津運司を距る 一百二十清里分司を距る 九十清里東海に濱

して一帯皆灘地なり延廣二百四十清里

以上八場の產鹽總額は年の豊歉に依りて差異ありと雖ども概して豊年には一百萬包に達し歉年と雖ども五十萬包を下らず平均一年七十五萬包を得るを以て通例とすと云ふ一包とは其重四百斤内外の俵裝せる者にして塘沽附近は三百六十斤蘆台附近は四百斤嚴鎮場は三百四十斤にして各所皆一定せず而して實際の量目は之に二割を加ふ此二割は鹽商の利益に歸する者にして畢竟するに百俵二十七兩と謂へば此中より二割を引き二十二兩位となる但し鹽課は總量に課せらるゝと云ふ鹽場中歷朝多く進士舉人を出す唐の詩人高適夫(適)宋の歐陽永叔(修)の如きも亦長蘆の人なり蘆鹽に関する文藝として唐宋以來の大家名家の作爲せる者頗る多し

長蘆鹽場は東方海に面し川流縱横して水國を爲す其春晩夏初桐櫂の啣帆する處帆影の參差する處蒼々たる菰蒲絲々たる楊柳狀物共に是れ江南に似たり此時試みに小艇を鹽塘の附近に放てば宛とし

て人は一幅の水彩畫中に在るなり新秋の候は殊に爽氣人に愜ふ然れども勁風一たび起りて曠原を彩繪する樹絲と草色とを枯凋するに至ては河流は益々混濁して枯岸頗はれ茫々たる赤土は萬里相連り黃砂漠々として天を掩ふ所謂百年王氣竭の嘆おらしむる所以なり

第三節 長蘆の製鹽及鹽課行鹽

清國の製鹽法に二種あり即ち之を煎曬と謂ふ煎は煮海法にして曬は天日製法を云ふ煮海法は古來多く行はれたる所にして曬法も亦決して近代の者にあらず鹽田は之を灌と稱し又之を鹽塘若しくは鹽池と稱す煮海法には必ず草蕩地の附隨するあり草蕩とは海邊に生ずる蘆荻の叢を指す者にして煮鹽の燃料に供せられたるものなり北清地方の如き極めて燃料僅少の地に在ては此草蕩地は皆時製鹽と大關係を有したる者ならんが近代に於ては煎法全く廢せられて單に曬法のみを用ふる事となれり一説に従へば曬法は康熙年間伊國の傳道師に依りて初めて傳へられたりと云ふ此説固より非なり或は參酌改良等の事ありし者ならん歟現に明人の詩に曰く

慎鹽丁

明郭五常

煎鹽苦煎鹽苦。瀕海風霜恒弗雨。赤油茫茫草蕩枯。龜底無柴空積滷。借貸無從生計疎。十家村落逃亡五。曬鹽苦曬鹽苦。水漲潮翻灘沒股。雪花點散不成珠。池面小鋪盡泥土。商執支鹽

史破門。私負公轅竟何補。兒女嗚咽夜不炊。翁媪憔悴衣藍縷。古來水旱傷三農。唯知鹽丁問此楚。我欲挽回淳古風。深漸調變無絲補。且以仁政。且以義鼓舞。勿使心如火。勿使政如虎。中和一致兩賜時。煎鹽應務當日苦。

好證左にあらすや又鹽丁が煎鹽二法に依りて製鹽せし狀況も亦時中に之を勞弊するを得べし元來鹽の法は天候地勢潮流及び土質と密接の關係を有す即ち天候は空氣乾燥して蕪風常に到り鹽の最も激烈なるを要す是れ潮水を蒸發して鹽分を結晶せしむるに便なればなり地勢は海濱遠淺にして傾斜緩く水平線と地平線の高さに大差なきを要す是れ鹽塘に潮水を誘致するに便なればなり潮流は海濱と潮流中心と遠距離なるを要す是れ潮流は海水の鹽分を減殺するを以てなり而して土質は最も鹽法と至大の關係を爲す即ち土質粘土性にして且つ其地層硬固なる時は鹽塘を築きて克く其中に潮水を湛へ以て結晶點に達せしむ然るに土質疎鬆なれば潮水は濃厚に至らざるに先ちて土中に竄入す我邦の鹽法を行ふ能はざるは余く其土質の疎鬆なるに職由する者にして清國の各沿岸地が今日の如く能く鹽法の發達したるは土質粘土を含み地層堅固なるの致す所なり今長蘆の鹽塘を一見するに實に簡單容易にして宛然我邦の稻田に異らず鹽塘は之を數層に區別し其間に小溝を鑿通して之に潮水を誘致す其最高層の鹽塘に送るには皆風力を用ゆる輕妙の運轉機を使用す此の運轉機は吾が稻田に灌漑する水車の大なる者にして圓形に數個の布帆を裝置して布帆風滿つれば水車は自然に回轉して

潮水を鹽塘に上送す而して此鹹水は上層塘に在りて天日に曝らざれつ、稍々其乾燥蒸發するを俟て更に之を第二層に移遞し漸次三層四層に至れば鹹水漸く濃厚となり最下層に至りては其初め稍々渾沌として鷄卵の雪白を散らしたるが如く又潮水中一帯の白雲相搖曳するの狀を呈す而して赫灼たる燦陽一たび之を煇激せば大約一日を以て結晶し鹹水乍ら化して銀田玉砂となり宛として幾寸の堆雪を見るに似たり鹹水已に凝晶し果れば鹽丁は徒跣して銀田玉砂の裡に入り薄き木片を以て製したる器具を持ちて先づ之を各所に掻き集め次に之を柳條を以て製したる枠中に掻き入れ二人齊ふて之を鹽塘の畦畔に移堆す每塘皆斯くの如し而して各塘畦畔の堆鹽は更に別に廣所を撰みて一所に山形に堆積す大なる者は周圍數十間高さ十數丈に達し渺茫として連接する鹽塘の間無數の堆鹽相連り白日銀山と掩映して奇觀狀す可らず況んや戶曉の點在と風車の帆端とは鹽塘に幾多の景趣を添ふるに於てをや北清觀光の客は一たび其節を此塘畔に駐むるも亦た無益に非らざるべし

製鹽季節は清曆三月より八月に至る六個月にして三月より六月を最上期と爲す七八二個月は降雨期に屬して收額多からず製鹽の最も恐るべきは雨期にして降雨鹽塘に滿れば鹽分稀薄となるを以て更に新鮮の潮水と交換せざる可からず故に降雨の多少は以て製鹽の豐歉を下するに足る者とす山海關附近の產鹽は潮水澄澈するを以て其色純白なれども他は稍赤灰色を帯ぶ之れ潮水渾濁せる爲なり然れども潮水鹽塘間の小溝を迂廻し鹽塘に注ぐ頃には淤泥は漸次沈澱するを以て結晶の際は北清普通

に見る海水河水の如き甚だしき赤灰色を帯ぶる者にあらず只結晶後速搬集若くは堆積中に自然泥を混じ又塵芥の附着するあるを以て遂に市上に見る如き赤灰色を呈す然れども尚之を再製せば純白と爲すを得べし

塘畔の堆鹽は水分全く蒸發したる後は稜形を以て概ね重四百斤を俵製し麻繩を以て緊束し鹽陀に致す之を稱して生鹽と云ふ鹽商が鹽陀より製鹽を購ひたる後之を運銷する場合は元包を放所して更に大包に裝置す重五百九十二斤餘の者は之を南引と稱し重五百八十七斤餘の者は之を北引と稱し又重四百十三斤餘の者は口岸引と稱す南引は河南省に送り口岸引は沿海の各地に供給し北引は沿海地方を除く他の直隸一帶の地方に供給す此三鹽を總稱して熟鹽と云ふ

第四節 鹽務官々制

鹽政は鹽務大臣を置き總督をして之を兼任せしむ其職權は普く鹽政區域内に行はるべき者なるを以て一般の行政區別と其範圍を異にす現に直隸總督は鹽政大臣として鹽務に關し其職權河南省に及ぶ大臣は部下各官の任免を行ひ毎年鹽政の狀況を奏す次に鹽運使あり鹽場を監督し製鹽の分配鹽課の徵收等を管理し事實上の鹽政官たり鹽運使は全國中最も重要なる産地に於くの制度にして現今は直隸、江蘇、浙江、山東、廣東、五省に特任駐劄せしめ他の各省鹽區には鹽道を

置き以て鹽運使の職務を執らしむ次に運同あり一部の事務を司らしむ地方に依り之を分司と稱す次に運判なる者あり運同と其職務を同ふす次に鹽課大使あり鹽場に直接し製鹽を監督し又之を收納す 巡檢は關門に於て製鹽の運送を監督し其員數を登錄す經歷は公文の調製及び各鹽商に交附する製鹽の量目を監督し鹽知事は鹽の分配額並に價格を計算す 運庫大使は鹽倉を保護し鹽商に分鹽す 批檢大使は各地に搬出せらるべき鹽包に官印を押捺し其員數を帳簿に登録す 光緒二十九年以後直隸は永平七屬銷鹽局なる者を設け 撫寧、樂亭、盧龍、昌黎、遷安、灤州に於ける銷鹽の事を司らしむ然れども鹽政に關する一切の事務は皆鹽運使の管轄に屬す

第五節 私鹽の刑罰

大清律令に據るに製鹽の賣買は政府の專權に屬するを以て私鹽の取締頗る嚴密なり若し密賣者あれば其量の多少に關せず追放三年笞杖一百に處し其鹽を沒收す若し犯人女子にして同様の夫あれば其夫は情を知ると知らざるとに關せず同一の處分を爲す同様の夫若し其女子に十五歳以上の同様の男子ありて情を知る者は又同一の處罰を爲す此の場合の外は女子當人を處罰す密賣の販路を指示し或は仲次を爲せし者は追放二年笞杖九十又需用の爲め私鹽を購買したる者は笞杖一百又其鹽を他人に賣捌きたる時は追放三年笞杖一百若し密賣者武裝するか隊伍を爲すか或は官兵に

抵抗し或は負傷せしめ又は殺害する時は其罪の輕重に従ひ終身追放絞首又斬罪に處す政府の特許を得たる鹽商にして一定の區域外に販賣したる者は笞杖一百に處し鹽を沒收す其鹽量三千斤を越ゆれば三千里以外に終身追放す是れ其大體にして其成文法や極めて嚴密なれども多くは死法空文たるを免かれずして一般の司法制度と共に甚しき積弊を爲せり又鹽場附近の貧民には特典を設けて五十九歳以上の者十六歳未満の小兒及び不具の老弱者生活の道なき老婦等には毎月四十斤の鹽を與へて其地方に販賣せしめ以て生活の資と爲さしめしがは々の弊害起りて現今は總て鹽商の儲金に依り毎一人制錢二十四文を給與するの制に改めたりと云ふ

第六節 各省鹽場の概況

第一 盛京鹽

前説既に記せし如く清國の製鹽は官業なれども盛京鹽即ち關東三省の產鹽は之を民業に委し製鹽行鹽共に自由に人民に許可す只省内經費補助の爲め一定の釐捐を納めしめ鹽票を下附するのみ其製鹽區域並に行鹽地も頗る廣大にして南部滿洲に於ける生産物中最も重視せらるゝ者とす隨て其事業の盛大なるや論を俟たず其鹽場は西南渤海灣に面する一帯の地方にして蓋平縣の沿岸頗る盛なりと

す之に次ぐは關東州なり即ち龍子窩五島双島港にして復州沿岸地方も亦產額少しとせず販路は東三省一帯に彌り北部朝鮮にも輸出するもの多し即ち龍子窩鹽の如きは安東縣、鎮南浦、大孤山地方より輸入辦炭の戻り荷として輸出せらる光緒三十年商務部擬具子は鹽務の整頓を奏請し時の將軍增祺に委任して各官局を設け後來國家の收入を闢らんとし前將軍趙爾巽の如き亦政府專賣の方法を考案したりと云ふ

第二 蒙古鹽

蒙古鹽は蒙古鹽場より產出する者の總稱にして其產出地は鄂爾多斯、蘇特尼、青蘭木とす共に池水を探りて製鹽する者にして政府自ら之を製造し蒙古地方の住民に其自由販賣を特許せり若し長城以内に之を輸入せんとする時は殺虎口の税關に於て内地關稅即ち釐金稅海關稅別種の通過稅を支拂はざるべからず其行鹽地區は全蒙古直隸省の宣化府及廣昌縣並に山西省の北部一帯の各府州縣なりとす而して其區域を接せる甘陝兩省の一部にも潛入せり

第三 山東鹽

山東は其地形半島狀を爲し沿岸各地皆製鹽に適す現に十製鹽場あり煎鹽する者三場曬鹽する者三場

煎鹽相兼ぬる者四場にして其煎鹽法は我國と異なる所なく秋冬の季節と雖ども尙且つ盛に製鹽す其行鹽地は長蘆に比し狭小なれども其地區四省に跨る即ち山東全省江蘇省の徐州府下河南省の歸德府下安徽省の鳳陽府等なり元來山東鹽は元と長蘆鹽政に屬せしが道光年間巡撫に隸屬し今尙山東巡撫之を兼轄す

第四 兩淮鹽

兩淮鹽は江蘇省の北東淮河の南北兩岸に產出する製鹽の總稱にして現今二十三鹽場あり淮河はもと運河にして昔時黃河の江蘇海岸に注ぎし時は淮河も海に通せしが其渤海に注ぐに及び淮河は廢河となり海口に通せず淮水漲して一帶の湖池沼澤となり其鹹味海水に異らず是れ製鹽に適する所以にして其產出額は殆んど全國の第一位を占む製法は煎鹽の二種にして北淮は煎法を用ひ南淮は曬法を用ふ鹽場は多く南淮にして北淮は概かに三場に過ぎず北淮の供給は二三州縣に止まれども南淮は其額非常に多く行鹽區域の如きも江蘇、安徽、河南、江西、湖北、湖南、貴州の七省に跨れり

第五 兩浙鹽

兩浙鹽は東西兩浙の意にして東は江蘇の上海より遙かに福建省境に達し西は杭州鎮江を併稱す總て三十二場あり製造は煎法を採り其色純白なれども鹹味稍を淡くして淮鹽に比して遜色あるを免れず浙鹽は遠く漢の時代に始まり其產額頗る多く往時は楊子江を廻りて鄱陽湖附近まで搬出したれども現今は制定區劃内に銷售す而して温州一帶の地方のみ浙鹽の產地に遠隔するを以て人民は私に福建省鹽を用ふれども官衙は其地勢に徴して之を默許し故て管めず又浙蘇兩省の島嶼は別に自製自賣の制あり浙鹽の行鹽區劃は浙江十八縣一州と江蘇の六縣に跨り區劃又廣大なり浙西は上海に總局を置き浙東は紹興に總局を置きて浙江巡撫之を兼轄す

第六 福建鹽

福建の製鹽は既に七世紀時代に創まり爾來幾多の變遷を爲せしが現今は閩浙總督の兼轄に屬す其產地は福建沿岸にありて七縣下に散在し十六鹽場あり製法は曬煎二種にして多くは曬法を用ふ行鹽地は汀州府と平和縣を除き全省一帶にして往時は臺灣を含みたるも其日本に屬せし以來は之を專賣すべからざる事當然たり又浙江省の甌江沿岸は兩浙鹽の行地なれども舟楫の便により多く福建鹽を私銷す然れども鹽官亦之を禁止せず

第七 廣東鹽

廣東鹽も亦四世紀の頃より製造し現今三十五の鹽場あり製鹽法は二種を用ふ然れども多くは曬法なり香港附近は湖水淡くして製鹽に便ならざれども福建に接する西南瓊州雷州に至る間は製鹽甚だ盛大にして九龍及香港の精製鹽會社の再製鹽は此地方の製鹽及西貢地方の新洲産なりと云ふ行鹽地區は福建省汀州府平和縣江西南部湖南の東南部廣西の全省貴州省の古州雲南の廣南府等にして瓊州島は四周の沿岸皆製鹽に適し悉く人民の自製自賣を許可し別に官場を設けず

第八 河東鹽

河東鹽は山西省産鹽の總稱にして山西は黃河の東方に位するを以て唐代に於て之を河東と稱せり其製鹽は三代以前に始まる者にして池水を製鹽す鹽池鹽湖は省内頗る多く省の西南黃河の曲折せる内部に當れる安邑縣の大鹽湖の沿岸並に解州陽曲縣附近に散在して大凡三十餘の鹽地あり西歷紀元前未だ鹽井の發見せられざる時代に在て支那西部の各省は皆此河東鹽を仰ぎ政府も亦財政の一端に供したり現今の製鹽は東池西池中池の三場なれども行鹽地區は尙廣大にして山西の南部一帶陝西の東部及中央部並に河南の一部とす鹽政は山西巡撫之を兼轄せり

第九 陝西鹽

陝西鹽は陝西省の鹽池より産出す即ち省の北西方長城に接する定邊縣に一大鹽池あり花馬大池と稱す此池の製鹽を以て省の南部及西部に供給し又省の北端榆林縣に二鹽池あり水泉倉及馬湖峪と云ふ綏德州にも亦一池あり私人の有にして人民の製鹽を許し州内に供給せり又陝西省内は甘肅及び蒙古より産出せる製鹽を自由に輸入する事を許せり全く現制度上の除外例なり鹽務は陝西巡撫の兼轄とす

第十 甘肅鹽

甘肅鹽は該省の東北端靈州内に花馬池と稱する大湖あり之れより採鹽して省の東北部一帯の各州縣に銷售す又南部の西知縣及び漳縣内に鹽場あり其附近の州縣内並に蘭州府内に供給せり此鹽區も亦陝西鹽の如く人民の私製私賣を許可せり甘陝兩省に銷售する者は蒙古鹽最も勢力あり青蘭秦の鹽湖より産出する者非常の巨額に上ると云ふ甘陝總督は二運司を置き鹽務を管理せり

第十一 雲南鹽

雲南鹽は古來鹽池より産出し現朝嘉慶五年の調査によれば雲南府、楚雄府、普洱府、景東廳等に開かれたる鹽井二十四場あり各其私有者に依りて製造せられ政府は關稅を徴して自由に銷售せしむ但し昭通府廣南府は例外なり國初には鹽稅を興して此地の駐兵費に充てたる事あり鹽務は雲南巡撫兼轄す

第十二 四川鹽

四川は所謂古の蜀地にして其四川鹽は清國產鹽中最も有名なる者なり省内亂山高下し殆んど波濤狀の丘陵を以て之を掩ふ四境又繞らすに重嶺疊嶂を以てす此地域の中土に於て古來產鹽を以て鳴るが如きは頗る異觀にして造化の妙用自ら測るべからざる者あり而かも其製鹽は遠く秦の孝文時代に始まり省中到處鹽井ならざるなく其中央府たる嘉定、瀘川、保寧、貴州の四府最も其盛を極め殊に叙州府下にある自流井地方の如きは單に鹽業のみを以て山間の一小都會を形成し其周圍四五十里に亘り人口數百萬に達す此の地方の山上山下に碛布點在せる鹽井は無慮五千個を以て算するに至る近く光緒三年官費八萬餘兩を投じて官運商販の制度を確立せり同八年の調査に依るに省内四十一州縣に散在する鹽井は實に八千八百三十二個而かも其全部を精算せし者にあらず此數は從來課稅し來りし分なれば恐らく全部の三分の一に過ぎざるべしと云ふ行鹽地區も亦隨て廣大にして兩湖

鹽と相匹敵し西藏及四川の全部貴州の南東部雲南境を駛走す鹽井は礦脈の如くに鹽脈を存し其地層は嚴府より成立するを以て鑿井工事は實に容易にあらず比較的輕易の鹽井も之を穿つには概して三四年の歳月と數萬兩の經費とを要し難工事に到ては數十年の長日月と五六十萬兩の巨費を要する事あり井深は皆二三千呎に達するを以て普通とすと云ふ鹽政は四川總督之を兼轄せり四川鹽業の狀態を詳細に記述せば頗る趣味あるもの饒多なれども今は之を略す

第十五章 商工業

第一節 商業

第一 總説

天津は北清に於ける最も優勢なる開港地なり直隸山西陝西甘肅内外蒙古並に奉天吉林河南山東の各一部に出入すべき貨物の殆んど唯一無二の吞吐口なり

明治三十九年中の天津貿易總額は八千九百六十二萬五千四百三十二兩にして就中輸入六千五百十九萬八千五百五十六兩輸出二千四百四十三萬六千八百七十九兩なり此の如き輸出入の不平均は例年の現象にして此年は偶々甚だしからざりしも概ね輸入五乃至七に對し輸出僅に一の割合たるものなり

而して此の不公平に由りて惹起さるべき受拂帳尻の決済は大消費地たる首府北京に全國より納むる

租税(此の年額一億五千萬兩)及び北洋の大郡たる天津に於て直隸總督管下の各地方より徵收する租

税公徴(此の年額二千萬兩)等に仰げるものなり

輸入の重なるものは各種綿製品及綿糸にして總輸入額の半に當り此外燐寸、石油、鐵道材料、砂

糖、木材、銅塊、各種の雜貨類等とし輸出の重なるものは山羊皮其他の毛皮、羊毛、豚毛、紅茶、

麻、棉花、麥稈、廢竹等なり

天津の貿易は從來上海經由の間接貿易にして外國貨物は皆一たび上海に陸揚げし之より轉賣して天

津に至りしものなりしが兩三年以來天津商人の地位高まり各種貿易機關の完備したる結果會て上海

を經由し來りし貨物は多く原産地より直に天津に到來するに至り從來外來貨物の八九割方は上海を

經由し來りしものなりしも三十九年に於ては

外國直輸入高 四〇、一〇二、五五八兩
上海經由輸入高 二五、〇九五、九九八

にして八に對する五の割合となれり是れ最近に於ける天津の貿易港たる地位を高めたる有力なる證
左たるなり

商

日本	一、二、五四〇、八八五	獨國	三、三九九、九五六
英國	八、三四五、四五一	白耳義	二、七七七、五八二
米國	五、一八四、六六八	關領印度	一、二七四、六一四
香港	三、七七七、五八二	佛國	一、三三四、一六〇
又重なる清國土產輸出國を表示すれば左の如し			
日本	一、一三三、三八二	米國	二、六七〇、九三
香港	八八三、九七九	英國	一、八〇、一三〇
西比利亞	二、五七〇、五三六	佛國	五〇、三三三
右の如く輸入に於ては本邦貨物は各國に比して脱税の優勢を占め又輸出に於ても西比利亞(漢口)			
り輸出の紅茶にして恰克圖經由のもの)を除きて亦遙かに各國を凌駕せり			
右の如くにして輸入せられたる各國の産品は鐵道内地水路車馬の便を以て左記の各地に分配せらる			
るなり			
直隸	三、一三〇、二九三	河南	一、一六五、四二六
山西	六、五七八、九三三	奉天	八五七、四一六
吉林	三、五三二、八四二	陝西	一、五三、四六五
甘肅	一、四五三、一五三	新疆	一、三八、一八八
山東	一、四二〇、五七九		

第二 天津、内地間の商路

北清地方に於ける鐵道の未だ全く開通せざりし以前に在りては天津と當國內地間の交通並に貿易は専ら河流と車馬とに依るの外なかりしも關内外鐵道の漸次延長したると最近に於て京漢鐵道の開通せる結果従來河川に依りし貨物は其安全と速達との爲に運賃に於て多大の差額あるに拘らず多くは鐵道便に依るに至れり

天津と内地間の水路は左の如し

- (一) 南運河(大運河、御河、玉河の別稱あり) 水路諸處に梗塞するも南の方山東河南に通ずべき重要なる水路なり
- (二) 北運河(北河又は香河) 水源は遠く蒙古地に在り舟楫の通ずるは通州天津間なり
- (三) 金鐘河(東河、東運河) 蘆台地方に通ずるもの
- (四) 子牙河(西河) 保定に通ずるもの

此等河川は冬期十二月中旬より三月初旬迄は結氷し僅に水上を楫を以て貨客の運搬をなすことあるも其數量極めて少し

明治三十八年中前記四河流を通航したる民船の隻數及び其噸數左の如し(但官衙附屬の民船は之を除く)

通 路	内地各地より天津へ		天津より内地各地へ	
	隻 數	噸 數	隻 數	噸 數
南運河	一七、二七三	四七二、四一五	一六、七一九	四五三、三九一
西運河	一七、三五八	四一三、六三一	一七、九〇三	四二八、〇四三
北運河	八、〇三四	二〇七、九七八	八、二六四	二一六、四一三
東運河	一七、二五四	一六三、六三四	一七、三三九	一六三、六三三
合 計	五九、九〇九	一、三五五、六五八	六〇、一一五	一、二六〇、四七四

又全體の取引通路に就て其百分比例を視るに左の如し

商 路	内地より天津へ輸送		天津より内地へ輸送		合 計
	隻 數	噸 數	隻 數	噸 數	
鐵 道	一三三、七三六	四九、〇〇〇	一〇五、一七	一九、四五七	四三、七九一
南運河	三六、七二三	一〇、五二七	三三、〇三三	一、九四七	一、九四七
西運河	一六、一六七	三、三三三	一六、一六七	三、三三三	三、三三三

北運河	海河	東河	陸路
二,九八〇	〇,四八四	二,五三五	七,三八六
四,一八三	二,〇八三	八,四九三	三,六九二
三,七三三	一,五三七	六,四六〇	四,九五二

(此の表中には食糧を算入せず)

之に由て此を観るに目下鐵道は天津と内地間の輸送の四割三分を占め南運河及び西河は共に各約二割を占めて順次之に次ぎ其他の通路は多く詰るに足らざるなり

又右表鐵道便に依る貨物に就て更に東方(山海關方面)と西方(北京保定方面)とに分ちて其割合を觀るに

- 貨物の内地より天津に輸送し來るものは
- 山海關方面より……………二割
- 北京保定方面より……………八割
- にして又
- 天津より内地に向て輸送するものは

- 山海關方面に向ふもの……………三割五分
- 北京保定方面に向ふもの……………六割五分
- なり

第三 天津の商業區域

前述の如く天津は其通商區域直隸山東山西河南甘肅陝西吉林奉天及内外蒙古に擴展し此等區域に消費すべき貨物を海外諸國より輸入し又蒙古陝西甘肅山西直隸地方よりの土産を輸出すべき任務を有し居れり

然るに近來之に對して敵手として現はれたるものあり即ち京漢鐵道の開通に由る漢口、膠州鐵道に據れる青島、漸く發達し來れる秦皇島及南滿鐵道の爲めに遼西地方迄も侵蝕せられたること是なり

漢口青島の兩敵に就て論ずれば當地方輸出入の貨物は概ね高價の重貨品にして價格廉直なるものなれば之を運搬するに長途に亘る汽車輸送にては到底直段引合はざるが故に鐵道開通の結果通商動向を奪はるゝとするも自ら限度あるべし先づ河南の南半を漢口に山東の大部分を青島に奪はるゝものと観て誤りなきが如し

秦皇島の發達に關しては注目すべきものあり從來は單に冬期に於ける天津の補助港たるに過ぎざりしも近來其重要の度を高の獨立の一港として立たんとするに至れり即ち關内にては遼州、昌黎、永平、豐潤關外にては錦州附近にまで其勢域を伸張し遙かに芝罘と相呼應して外來貨物を右等地方に輸入し又遼河に山りて承德以南の蒙古地の土貨を海外に輸出す換言すれば天津の商業區域中より遼西及遼河流域を兼へり

最後に最も優勢なる敵は南滿洲鐵道にして其日本の手に歸したる結果本邦貨物は大連に陸揚げして廉直に迅速に滿洲各地に輸入せらるゝを以て遼河以東は已に天津の商業區域たらざるのみならず近く錦州新民屯、法庫門の如きも亦た天津の區域外に脱し去られたり

然れども天津の商業區域の他より侵蝕さるゝは以上の程度に止まり此以上には及ばざるべきを信ず否一方に於ては右の如く他より侵略を受けたるも又一方にては他に發展の見込と機運を有し居るなり即ち張家口鐵道の開通は近き將來に屬し更に進んで庫倫、恰克圖に延長するに至らば蒙古及び露領貿易に活躍の動機を興へて此の方面に於ける發展著しきものあるべし又正太鐵道（正定太原間の鐵道）の開通に山りて從來地下深く埋没せる山西の礦産は始めて茲に出口の道を得べく従つて該地方一帯の經濟状態を一變し富源の開發と共に多大の購買力を生じ天津貿易は爲に著しき發達を見るべし要するに内地交通の發達と人文の進歩とに従ひ外國貨物の需要増加すべきは争ふべからざるに至るべきなり

第四 取引季節

天津は毎年十二月中旬より翌年二月末若くは三月上旬迄の期間約三ヶ月間は白河並に總ての河流水結するを以て一切の海運並に内地水路梗塞し貨物の輸送中絶すると又夏期炎暑の節は内地出船客の往來絶止するによりて此の地に於ける商業取引は自ら繁開の二期に分たるゝを常とす

第一期 春季（自二月至五月）

冬期三ヶ月間の結氷茲に融解して海運並に内地の水運共に一時に開通して此の期間は百貨四方より來集し春夏より秋初に亘る必要なる貨物を輸入し又内地出船客は夫々多額の貨物を引取り又輸出商は山西蒙古地方より各種の獸皮羊毛等を轉送し來りて之を海外各地に輸出すべきを以て開河後一二ヶ月間は此等貨物の出入取引の爲め商況極めて活潑にして一年中の最も繁劇なる季節なりとす

第二期 夏季（自六月至八月）

本季は商業沈滞の季節なり夏季初秋の交に需用せらるべき貨物は概ね已に前季中に取引を了し居るが故に本季に入りては季節物なる夏季飲料品其他の日常品の賣買行はるゝに過ぎず尤も季末に及べ

ば秋末冬初の需要品取引行はるゝも左したる巨額には垂らざるなり且つ季節交替の候に屬するが故に内地の顧客は各自其故郷に歸り又富民等は避暑の爲め各地に旅行するを以て貨物の消費僅少なるを常とす

第三期 秋季(自九月至十一月)

冬期結氷中の需要品取引の季節にして又秋季に於ける土産の輸出期なるが故に商況復た振興す加之南方各地方より運河に由りて來航せる多數の糧船が歸航に際し各種の貨物を仕入るゝこと巨額に上るを常となすが故に本季は春季に次で商況繁盛の季節なりとす

第四期 冬季(自十二月至三月)

本季内に於ては一年中の最大祝節にして最長休日なるべき舊曆正月を迎ふると又河海の交通凍塞する爲め旅客貨物の來往は僅に汽車便に頼るの外全く杜絶するが故に一年中最も閑散なる季節なりとす

第五 取引勘定

北清地方に於て苟も取引と名くべきものは殆んど悉く延期定即ち懸賣にして現金拂なるは極めて稀れなり尤も天津の如く多數外國人若くは他省人の入り込み居る市街地に在りては多少現金賣買の行

はれ居るを見ざるに非ざるも内地に入れば事情全く之に反するものあり官吏は一年兩三回に其俸祿の支給を受け農民は年一回の收穫あるに過ぎず故に各種の買入代金展備の貸金の如きに至る迄悉く一定の節季に於ての外之を仕拂ふことなし

天津市中の如き比較的現金拂の行はるゝ地に在りても尙多くは節季仕拂を免かれず例へば料理店の如きものに就て之を云へば果物店魚肉牛羊店蔬菜店等への仕拂と雖も尙且つ顧客よりの仕拂未済なるを理由として之を節季拂に延ばすを通常とす料理店の如きものにして此の如くなれば他は推して知るべきなり

該地方一般に勘定決済期としては

舊曆

五月五日(端午節)

八月十五日(中秋節)

十二月卅日(臘月節)

の三節句に於てするを通例とす

内國商人間は勿論内外商人間と雖も帳簿の引合は右三節句の外は一切之を行はず若し中途に於て引合を求め若くは催促の行爲ある時は當國商人は甚だ之を厭ふの風ありて或は之が爲め顧客を他店に

舞はるゝこと往々之れあるなり

支那商人間に於ける普通取引の期限は概ね

- 小取引(僅々十數圓迄のもの)……………一週日
- 中取引(其稍大にして數十圓乃至一二百圓迄のもの)……………一ヶ月
- 大取引……………二ヶ月

なり

外國商人の支那商人に對する延取引の期限は約二ヶ月とす而して直段の建て方に由りては例へば買方(清國商人)の附け直より二割方高直を賣方に主張する場合には普通二ヶ月延拂を四ヶ月或は五ヶ月に延期して賣方の主張する直段にて解まることあるを以て必しも二ヶ月間と一定せるにはあらず此の如くにして總ての商取引は必ず多少の期日間延期定となすを常となすが故に商賣繁盛なるに隨て賣懸代金の高直額に上るは自然の勢なりされば當地方に於ける商賣は金融の豐かなるものにあらざる限り頗る困難なりと覺悟すべきなり

天津に於て獨米英綿製品の輸入羊毛皮麻等の輸出を取扱ひて常に最多額の取引を爲しつゝある獨逸商某洋行が清國商人に對する賣懸代金の未決済高は常に四百萬兩を下らず之が得意先たる清國商人の數四十餘軒ありて互に相連繫して該洋行に對する賣懸金を保証し居れり而して此等商人中若し他

の外商と新に取引を開始するものあるに於ては貸方なる該洋行は直ちに之に迫りて貸金の決済を督促すべく其結果借方全體の破滅を惹起するに至るべきを以て此等四十餘軒の大間屋は相戒めて一切新に他の外商と取引するものなしと云ふ懸賣の勢力亦偉大なりと云ふべし

決済期に至りて皆済すること能はざる時は其殘額は最早賣懸代金即ち商賣上の貸借たる性質を失ひ尋常の金錢貸借となり債務者より別に借川證書を差入れ之に對しては概ね年八分の利子を附す但し右は清國商人對外國商人の關係にして清國商人同志の間には此の如きことなし

第六 賣懸代金の滯滞

前述の如く當地の商賣は總て延期定なれば左なきだに賣懸代金の兎角に滯滞勝なるが上に毎年初春夏時の兩季に於て金錢の受拂全く休止の季節あり是れ外國商人の當地に營業するもの、最も病む所なりとす其一は舊曆正二兩月其二是同五六兩月なり

正月十五日迄は清國人に取りては一年中に於ける最大祝節に屬し手放し難き業務を帯び若くは出稼の爲に他郷他國に在るものと雖も出來得べくんば皆各自故郷に歸省し家族と團聚の歡樂を爲すべき季節なり清國人が正月上半季を喜祝する實狀は實に吾人の意料外にありて此の期間に於ては社會の諸機關は一切其の活動を休止し故舊親戚家人等と唯悠々款晤するに過ぎず商事商談の如きは一切之

を行はざるは論を待たず

正月十六、十七、十八の三日間に於ては、^{支配人}支配人（一年間の營業成績を東家（主人資本家）

に報告し、^{支配人}支配人の以下の店員一同は夫々賞與給與の支給を受く

此の三日間は全くの無禮講にして主従共に歡樂を盡すものにして稱して「熱鬧」と云ふ

正月の祝節は之にて終り翌十九日より始めて業務に就くと雖も前日迄休暇の引續けると内地顧客は

總て故郷に歸省し居れるとに由り依然業務は休止の姿を繼續するを以て正月一ヶ月は殆んど全部休

暇と視て差支なきが如し

内地の顧客は亦た正月中は前年の成績取調及び祝賀の爲に出廻り来らず且つ嚴寒漸く輕るく内地

各流の結氷繼かに融解し始めんとするを以て水上を利用すべき機車交通は危險を覺へ且つ所々尙ほ

氷結の箇所あるが故に水流として舟楫を航行せしむるに便ならず此の如くにして内河は棹舟孰れを

も用るに適當ならずして交通不便なるが故に舊二月中旬迄は内地客の來津兎角に抄々しからず下旬

以降に至り漸く始めて出向し來るを常とす

従て舊年の懸念も彼等の出廻り來る迄は集金を完了すること難きが故に天津商人より外商へ仕拂ふ

べき懸念も順次に遅れ三月に入らざれば入金なし

又舊五六兩月は一年中最も暑氣甚だしき季節なれば内地客は概ね故郷に歸休し商業休止の姿なれば

従つて集金なきなり

尙ほ各月に就て實狀を詳述すれば

舊正月……………商賣の就眠期……………金錢の受拂皆無

二月……………商賣の最繁盛期……………前年分の懸念を決済すべく金錢の最も多く動

三月……………夏季市面の沈睡期……………金錢の受授休止す

四月……………商賣の順境に屬する季節……………三、四、五、六月分の懸念は此期間

五月……………夏季市面の沈睡期……………金錢の受授休止す

六月……………商賣の順境に屬する季節……………三、四、五、六月分の懸念は此期間

七月……………夏季市面の沈睡期……………金錢の受授休止す

八月……………商賣の順境に屬する季節……………三、四、五、六月分の懸念は此期間

九月……………夏季市面の沈睡期……………金錢の受授休止す

十月……………商賣の順境に屬する季節……………三、四、五、六月分の懸念は此期間

十一月……………冬季結氷中なり九、十、十一、十二の四ヶ月分と正二兩月分の懸念は

十二月……………翌年三月以後ならざれば仕拂着かず

加之内地各地方と天津との間に於ける金錢の受授は現金輸送にして途上の危險少なからざれば季節

を見計ひて輸送せざるべからず即ち夏末秋初の交に於ける高粱茂生の期間は盜賊の危険多きを以て又結氷期中は交通不便なるの故を以て共に均しく金銀の現送を爲すこと能はざるなり
右の如くなれば商取引上の事情と交通上の不便利との爲に實際に於て内地各地方と天津との間に於ける金銀の受授は春季解氷後一兩月間と夏季七八月の兩期あるに過ぎず
此の故に貸越勝ちなる取引は更に益々貸越勝ちとなり營業を永續するに隨て貸金高は多々益々嵩し來らんとはするなり

右の如く三四五月受引の商賣を爲すも其代金は七月以後ならざれば之を受領するを得ざるものと承知しながらも尙ほ此等の期間に受渡すべき賣買を爲さざるべからざる理由は外商特に本邦商業者が製造元より貨物を買入るゝに當りて特殊の月の産高のみを選擇するを許さず或一定の月の産出品を避けて他の一定の月の産品のみを受引せんとするも製造元に於ては甚だ之を擇はざるのみならず品物の價格を高めるにあらざれば之に應ずる價格高まれば賣込は到底不可能となるべきなり故に已を得ず各月分の産品に對し夫々の注文を爲し置き従つて直ちに代金を受領し得ざるを覺悟しつゝ買方に對しては順押しに之を賣込み置かざるを得ざるなり當地方に於ける外商特に綿布綿絲業者等の苦めるは全く此の點に在るなり

第七 金融逼迫及爲替相場の昂落

天津は富あるも資本に乏しき地なり富業者の數は少からざるも資本家の少き地なり固定資本多き割合には流通資本少き地なり故に當地の市面を潤はせる資本は山西諸銀行の放貸に係れるものにして其額の如きも北清事變以前には二百萬兩以上上り居たるが事變以後山西銀行家は資金を回收して他の地方に轉送し兩三年以來又々放貸し來れるも従前の如き多額に上らず諸外國銀行の資本各銀號(銀行)の資本金を合するも目下市場流通の正銀は八九百萬兩より千萬兩迄なるべし又事變の爲に無償にて當地方より海外各地に逸出したる正銀の額尠からざるを以て左なきだに資本の豐潤ならざりし天津市面は毎に金融の逼迫なるを免かるゝ能はず僅かに多額償行し來れる信用制度の安固なるものあるが爲に比較的甚だしき困難なきを得るのみ

然れば一度市況の不景氣に遭せんに金融市面の苦難を感ずること甚だし然るに當國に於ては中央銀行の如き之を救済する機關なきが故に徒らに市面の成行を觀望するの外なきなり其の際外國銀行及び外國商人に於て強ひて貸金賣懸代金を取立てんとせば信用組織に由りて密接に相運繋せる土着商人は將甚しに打仆さるゝの虞なき能はず右の如き場合に於ては外國銀行及外商等は手を緩めて徐ろに市面の復活を待たざるを得ざるなり

以上述べたる如く永き年月の間には延取引の爲に貸越高の決済を受くること困難なると又不況に逢遭すること屢次なるべきを以て自然貸倒れの爲に缺損を蒙むることあるべきを覺悟し置かざるべからず

當地方にては適當に本位貨幣と稱すべきものなく對外貿易の本位貨幣は勿論銀貨なるも市中の小取引若くは内地深く入るに於ては銅貨又は孔銀本位なるべきを以て金貨國より此地方と取引するに於ては通貨の價格毎に動搖して止まざるを以て商賣も自體以外に豫想せざる危険に逢着するを免るゝ能はざるなり

銀價の昂落常に甚だしく従つて又對外銀爲替相場場の低高常ならざるが上に總般の取引は延拂なるが故に商賣其物にては多少の利得を見るあらんも現實代金受拂の期に於ける爲替相場昂落の爲に所謂相撲に克ちて勝負に輸くることあるを承知し居るを要す

特に對子たる清國商人は商賣其物にては贏ち得ずとも爲替相場場の「稍」にて利得を見んと期し居るものにして貨物の賣買に於ても此上もなき遂に薄利にて取引せる程爲替相場懸引出入に關しては敏慧なるものなれば更に一段の覺悟と準備なかるべからず

若し北清貿易にして幸に輸出入額略ば相平均し居るに於ては輸入を爲すと同時に土産を輸出し得べきを以て現金を動かすを要せずと雖も此の地方の貿易は輸入五乃至七に對し輸出僅に一の割合にて

輸出入の不權衡甚だしきが故に到底此の手段に由りては爲替相場場の危険を防止するに由なし

第八 北清商人

支那人は一見點背背信をも信賴すること能はざる人種なるが如しと雖も商人に就き觀察する時は其大に然らざるを信するものあり即ち商人間に於ける道德の發達せるは極めて顯著なる事實にして彼等商人は節慾克己飲食に耽らず日常生計費を節約し猥りに成功を急がず自製の念強く以て有り得る限りの誘惑を斥け又勤勉堅忍にして能く如何なる障礙にも又如何なる困難にも耐え成功の爲には如何なる屈辱をも忍ぶの沈勇と膽略を有するものなり

彼等商人間に於て信義を守持するの堅固なることは傳へ聞ける我古武士の其れにも似たるものあり信義に背くに於ては「人中にて御笑ひ下されたし」といへるが如きゆかしき所あり彼等は能く信用を重じ面目を重じ廉恥を重じ然諾を重じ一諾尙は千金より重きを常とす惟ふに是れ政府の實力薄弱にして其保護に依頼するに値せざるを以て同志同業相頼るの結果なるべく必しも高尚なる道德的觀念の發作には非ずして利益自衛の爲に餘義なくせられたるものなるが如し

彼等商人間の關係は互に其の體面と信用を重するが爲に維持存続せらるゝものにして商取引上の紛擾も概ね圓滑に示談を遂げ訴訟沙汰となること尠し其の際理非を法廷に守はんも法廷其物が已に甚

だ信頼するに足らざるべき爲ならんも道は主として彼等商人間に於て多年養成し來れる美德の致す所ならんばあらず

彼等は商取引に於て種々煩累なる形式を用ふるを好まず幾千幾萬の金高にても商人同志の間に之を受授するに當りては證書印章等を云爲するが如きことなく一紙片に後日の記憶に資せんが爲に其要旨を簡録し以て双方安心して取引す又彼等は多くの場合に於て口頭の約束のみにて安意商事を實行し煩瑣なる契約書等を交換するが如きことなし

特に大商人に至りては信義堅く信用を重すること一層強固なるものなれば彼の形式に泥みて事毎に煩劇なる手續を要する西洋商人を對手とするよりも寧ろ此等の清商を對手とするの確實なるを見るなり

清國商人間に於ける帳簿は極めて有力なる證據力を有するものにして自己の利益の爲に自家備附の日記帳を採用して自他毫末之を惟ます例へば賣方は二百圓の賣懸金ありと主張するに當り買方は自己備附の帳簿に百八十圓の借入ありと記入しある時は買方は之を唯一の證據として賣方に抗辯せば賣方は直に之を承認して復た多く争はざるを常とするが如し而して双方の帳簿の記入高に相違ある時は其孰れが賣方買方たるに關せず又其孰れが權利者義務者たるに論なく比較的大なる商人の帳簿を以て證據とはなすなり

商

右の如く清國商人は我舊時大福帳時代の商人の如く敦厚素朴の點多きも近來諸外國商人並に他省商人の入り來るもの多きが爲め從來異分子なき親族的關係ある同志の間に行はれし商業上の善風美德は漸く侵害を被むり動もすれば文明的惡風の感染を受けんとするの傾向なきに非らず頗るに風氣の開發外來事物の内進に伴ひ古來傳來の特質も亦多少の侵害を受くるに至るべき歟

彼等の因陋にして移り難きことの甚だしき實例は一見の賣主を對手とするを好まず貨物如何に良好なるも又如何に格安なるも新店新賣主とは容易に取引するを肯せざるなり故に新たに開業せるものが彼等と賣買を開始し得意となし得る迄には多少の年月を要す最初より容易に近づき易く取引し易き向は概ね第三流以下の商人なり多少の危険は既に此の時に伏在するに留意するを要す狼りに賣込先を求むるの餘り仔細に對手を選定せずして信用薄く基礎の孤弱なるものと關係を結ぶことなき様心懸くべし

右の如く當方の信用を賣込みて双方安意取引を開始し得る迄には多少の歲月と困難とを経るを要すと雖も一たび信用を得たらんには甚だしき事情なき限りは容易に渝らざるを常とするが故に商賣の對手としては却て爲し易き所多し彼等は一般の人事に於て諦め善きが如く商事に關しても亦諦め善きものなり貸金損替補償等の如きものにも到底取立て得るの見込みなしと観れば多く之を長迫せず善き程に見切りて之を断念するものなり故に一たび信義に背きて他に迷惑を懸けたらんには爾來

之を排斥して寄せ附けざるを以て之を恢復するは容易の業にあらず

政府官僚の保護に依頼すること少き彼等商民は皆各自獨立自治の氣風を養成し同郷者又は同業者相一致團結して到る處會館、公所を設置し以て各自の名譽利益の保全相互の扶助救済に任ずるなり會館は同郷出身者の俱樂部にして社交若くは人事に關する一切の事務を管理執行するものなり又公所は地方的性質のものにあらず同業者の商業會議所なり小事に就ては毎に多く關はり居らざるも大問題の起るに逢はゞ大なる勢力となりて行動するものなり此等は專制政治の產物なるべし

北方の商人は敦厚固陋にして些の輕薄浮跳の迹なし彼等は同郷人と相頼ること厚く容易に他省人と相容れず従つて當地方にては土着の商人多く他省人としては山西の票莊及び若干の山東商人あるに過ぎず他省人は當地方に來りて就業する餘地少きが如し當地方の商人が今尙古來の英風を傳襲し居れるも亦た之が爲なるべし

内地顧客の天津に來りて貨物を買入るゝに當りても能ふべき次は同郷出身の商家と取引するを常とするを以て當地の商人は各特定の得意を有し自他其勢圍を守りて相侵すが如きことなし

又見習丁種其他の店員を儲入るゝに當りても同郷者若くは親戚のものを選ぶが故に一商家の内部は全く内輪同志の集合の如く組織甚だ鞏固にして内部の機略他に漏洩することなし

強ひて包めるにはあられれども清國商人の内情内幕は容易に外間に於て測知し難し彌々破綻して測

底維持し能はざるに至る迄は内狀の外部に暴露せざるを常とす外國商人は此點に於て亦た甚だ苦惱す

當國商人の殆んど大多數は掌櫃的(支配人)商賣にして自己營業即ち東家(資本家)自身の營業にあらず資本家自身の營業ならんには内心の苦悶は人情上自然外部に現はれ易きも支配人營業なるが故に其の外見舉措等にては内部の苦悶は容易に容知し難き所あるべきなり且つ彼等清商は一體に終始外商に迷惑を懸けざるべき決意なるが故に自ら恃むこと厚く従つて心強く振舞ひ感ひれたる舉動なきを常とす内狀の外部に知れ難きは右等事情の爲ならずやと思惟せらるゝなり

其他彼等商人間の道義機關は極めて婉緻にして其影響すべき範圍甚だ廣し一商店にして若し倒産するが如きことあらば連繫する所頗る大なるものなれば直に仲間全體の破綻となるべきが故に關係者四周擁護して容易に之を倒さず百方糊塗纏繞して事なきを得るを常とす

當國に於ては官商の社會上の地位相隔せること甚だし商人にして位階を有するものに非れば官吏と交際すること能はず否らざるものは官衙に出入し大人格(高等官)以上の官吏に面接すること困難なり官商一堂に會食會談するが如き機會なし

之に反して大なる日本商人及其他の外國商人は自ら標榜すること高き爲め清國人の親たる社會上の地位遙かに高く道台格以上の高官と對等に交際し居れるが故に彼等が土着商人と取引するに當りて

も毎に相手の畏敬を受け商事は勿論諸事利便を得ること多し故に外商の此地に處するや其の體面を張り外觀を修飾するの必要あり由來儀容を尚び外觀を修飾するは當國人の最も多く力むる所なるを以て此れを對手として各外商と並び立たんものゝ大に願慮すべき點なりと思料す現に某々商人にして單に店懸かりを改良し外容を壯麗にしたる爲に著しく客足を惹き賣上高の著しく増進したる實例乏しからざるなり

故に徒らに見榮を張り外見を防護し或は過分の營業費生計費を消費するは固より深く避けざるべからずと雖も適當の程度に迄其の行住座臥の度を高むるは當地に於て戦ひの道を知れるものと謂ふべきなり

第九 天津に於ける外國商人

天津に於ける外國商人中最も優勢の地位に在るものは日英獨三國の商人に過ぎず米佛以下の商人は以上三國の商人に比すれば其勢力微弱なり

英國商人は久しき以前より當地方に優勝なる地歩を占め其實力甚だ大なるものありと雖も漸く已に老城に入りて過往散進の氣概に乏しきが如き觀あり彼等は自ら恃むこと厚きに過ぎ動もすれば他國商人を以て能く何事をか爲し得んやと妄りに蔑視し居るにあらざるやと思はるゝ節あり

商

英商の當地に於ける行動は熱誠勤勉の美質を喪ひ實務は多く實辨に依りて措辨し徒らに社交上の快樂を貪り遊球乘馬遊藝競馬等の遊戯競技に熱中するに過ぎ其の勤務時間の如きも甚だ短く加ふるに新口し得る限りの理由を以て休業すること頗る多く夜間は概ね俱樂部に參集して玉突飲酒に耽り或は賽子賽牌を弄して深更に至るもの妙からず要するに行住座臥大に贅澤に過ぎ儉安苟且の懐なき能はず

業

日本商人の多數は概ね北清事變後の渡來者に屬す爾來年所を経ること未だ久しからざるも其の振興躍進多く人を驚かしむるに足るものあり是れ畢竟輓近に於ける本邦産業の著しき進歩と一般商工業者の奮勵に職由するものなり然れども此の一小成功に安んぜず更に進んで當國の國情と住民の好尚性質習慣風俗等を詳細に調査するに於ては從來賣込み來たる貨物の販途を擴進し又新貨物の售路を贏ち得べく以て他外國商人の勢圏を侵蝕し得べく以て從來在本邦清國商人の爲に專占せられ居たる商權を恢收し得べきを以て本邦商人は將來發展の餘地と又極めて有望なる前途を有するものなるを倍す切に更に一番の奮進を希望す

此の時に當り本邦商人の進路に立ちて當面の敵手たるべき外商は實に獨逸國商人なり彼等は熱烈なる氣魄に富み各方面の經營權を極め居れり或は團體或は個人の手に依りて本國より遙かに専門の技術家堪能なる觀察員を當國に派遣して細かに當國住民の需要品に對する要請の條件を調査し直ち

に之に日進の科學と意匠とを適用排斥して製作せる貨物は着々効を奏し他國製品の販路を侵略するもの月に年に漸く其だしきものあり

彼等は概して業務に忠實勤勉にして夙起業に就き夜に入るも往々執務することあり夫の英國商人が主として買辦バイマンに頼りて業務を措辦するに倣はず自ら支那語を修得し又努めて清國人と親交を結ぶ其の性情習俗を研究し製作品の改良商品の售路商權の擴張に焦慮して唯だ及ばざるを恐るゝに似たり且其の製作品の品質概して良好にして色合模様構造等總て清國人の好尚に適合し品質堅牢にして耐久力大なり故に價格は本邦製品に比すれば多少高直なるも英國品に比すれば低廉なるを以て漸次英國品を市場より驅逐せんとするの趨勢あり現に各種織製品(洗面器、茶瓶、皿、水呑、小鎖類、茶盆、小刀其他の食器類)及び洋紙等に於ては到底本邦品の敵にあらざるを憾みとするなり私かに想ふに獨逸商人の勢力發展の顯著較大なるは以上の事情に職由するものありと雖も彼等の實力豊裕にして且つ其の背後に立てる獨逸銀行の措置商略の宜しきを得るに因由すること甚だ尠少なからざるが如し

獨逸銀行の自國商人に對する營業振りを視るに對人信用を利かすことの程度は他國銀行が各自其自國商人に對する其よりも遙かに大なるものあり即ち貸付するに當りても必しも對物信用を主とせずして存分に對人信用の程度と範圍を擴張し滿期に至るも概ね手を緩めて煩苛なる督促を行はず又尙爲替に關しても能ふべき丈の猶豫を與へ以て自國商人をして十分に融通をなし得べき餘裕を得せしむるを力の居れるが故に彼等が賣込先なる支那商人に對する賣辦代金の如きも自然之を嚴重に催促する必要なく先方にて當方に對し相當の延滞利子を仕拂ふに於ては可出来限り之を延期し得るなり従て清國商人の彼等に馴附き他の外商の手を離れて頼りに彼等の門に趨らんとするに至るは自然の情勢ならずや

當港貿易の進暢従つて直輸出貿易の増進せるは米國との輸出入貿易の増進に因ること多きは疑なき事實なり而して此等の貿易は主として獨逸商人の取扱に係るものなるに想到せば如何に彼等の勢力の廣く且つ大なるやを想像するに難からざるなり現に彼等の取扱へる貿易高は當港輸入の七割輸出の四割半全部の貿易高より觀て實に六割強に相當するなり之を要するに英國商人は積漸の勢を以て勝り本邦商人は地理相接近せると生活狀態の相似たるとの強味を有するを以て勝れるも獨り獨逸商人に至りては健闘奮進倒るゝも止まざるの精神を以て邁進しつゝあるを以て之を對等として決戦すべき運命を有する本邦商業者は須らく一段の覺悟と奮勵を要するなり

第二節 工業

第一 總説

天津の工業は尙幼稚にして殆んど之れを記述するの價值なし李鴻章直隸總督たりし時代にありしも官業としては僅に東西機器局に於て兵器の製作貨幣の鑄造及小規模の硫酸製造を實施したるのみにて他に觀るべきものなく又民業としては一のフランネル製織工場ありしのみ其後北清事變の際西機器局及びフランネル工場は兵火に罹りて全滅し東機器局は露軍の占領する所となり機器類は大半散じて其行く所を知らず目下佛國駐屯軍之れを使用し數個の大烟筒空しく中天に屹立するを見るのみなり

明治三十五年八月時の總督袁世凱各國聯合軍の設置せる都統衙門より其事務を引續き百般の治績を圖るに當り工業獎勵の必要を認め北洋銀元局 總辦即補道周 學熙を工藝總辦に時の天津知府凌福彭を工藝會辦に命じ工學士藤井恒久を工業顧問として教養局實習工場考工廠 教育品陳列館 及高等工業學堂等を設立し漸く工業振興の基礎を立つるに至れり

第二 教養局

元來天津には貧民頗る多きを以て當初大規模の工業を設け専ら貧民に産業を授け自治の道を與ふるを以て目的とし其第一着手として手工業を獎勵するの方針を取り教養局なるものを設け最初官費工徒壹百名を收容し織布地氈染色の三科を選び日本工師三名を聘して二年間之れを教授せしに其成績頗る良好にして完全なる卒業生十中の八九に及べり北清地方一帯に於ける少壯者の工業に對する特徴は第一忍耐第二柔順第三勤勉第四熱心に在り此等の特徴は工業上最も必要なるものにして且彼等は金銀を以て十分獎勵し得べき性格を有すれば之を鞭撻するの必要なく容易に導きて善良なる工徒となすを得べし特に其記憶力は實に驚くべき程度にして一度修得せし所は悉く之を暗記し一丁字なき工徒と雖ども二年の後には工業上必要なる方法を手録し西洋文字の如きは單に模倣として之を記憶し染料の名稱等は能く英語を用ひて誤らば後進子弟を教ゆるにも相當の文字を使用し算術は洋式を用ふる等僅々二年の短日月にして斯かる程度に各科目に熟達せる工手を養成し得るは誠に異數と謂ふべし卒業工徒中優等者數名は目下工藝總局の設立せる實習工場に於て織布染色兩部の技手たり其餘は地方の技手となりて織布染色或は地氈製織等に從事す此等卒業者の紹介に依りて日本機及附屬品の各地方に販賣されたるもの實に數千に及び尙將來益々需用多きを見るべし此の如く教養局の事業は頗る好成績を得たるも經費支出の都合上第一回卒業後之を新設習藝所に合併する事となれり

第三 習藝所

習藝所は之を分ちて遊民習藝所及監獄作業場の二とす(第十一章第三節参照)

遊民習藝所は貧民授産の爲に設けたるものにして規模甚大なり工業の種類數多あれども織布染色地氈製紙裁縫等其主なるものなり本所に收容するものは年齢及智能に制限なきを以て授業上の不便少なからず隨て進歩速々として到底前記救養局の如き好成績は望むべからず監獄作業場は規模稍小なり織布製靴裁縫紙製品等手工業あり

第四 實習工場

明治三十八年工務總局は再び工手養成の必要を認め且つ諸種の新工業を試験せんが爲め天津河北に地を下し建築費拾貳萬弗を投じて廣大なる工場及寄宿舎を建造せり之を直隸實習工場と名づく本工場は工徒九百名を收容し工業は織布染色燐寸木工磁器石鹼洋蠟刺繡等の數種に分ち日本工師五名を聘し實業の傍ら須要の學課を授く就業時間は十時間乃至十二時間とす

織機は我國和歌山地方の綿ネル機の如く「パツタン」式にして其數約二百基あり染色は西洋式にして各種の媒染劑を用ひ能く洗濯に耐ゆるを以て好評あり隨て本工場の織布は代價の稍不廉なるに係ら

業

ず賣れ行き甚可なり又平素民間の依頼に應じ棉糸綿布の染色或は西洋手拭等の漂白を爲せり近來友禪染及更紗の模造も亦試験中にある

燐寸は太軸と細軸の二種を製す皆安全燐寸にして一日の製造三百打乃至五百打とす製品頗る可なりと雖ども其原料藥品包装に至るまで悉く日本より輸入したるものなれば原價隨て高く加ふるに工徒の不熟練にして手仕事の遅緩なる等將來規模を大にするも到底日本品と競争を見る事なしと信ず木工部に於ては椅子卓化粧器等を製し又鑄物模型を製造すれども製法粗にして改良を要する點少からず磁器部は極めて幼稚なり原料は直隸省內磁州の土を用ひ南清より職工を備入れ目下腰掛噴壺茶碗花瓶等の粗品を製す窯は唐山地方にあるものと同形にして燃料は石炭を用ふ磁管植木鉢の如き粗大のものを焼くに適すれども精巧のものを焼製する能はず鉛分を含有する釉藥は皆變色せるを見る

石鹼は主として洗濯石鹼を製す粗製にして販路少し

蠟燭は「パツタン」七分「ステアリン」三分位の割合にて皆紅色に塗れり夏期に至れば曲るもの甚多し價安きが故に稍々需用あれども將來此種の洋蠟は販路少きが如し南清に皮油と稱する木蠟ありパツタン及ステアリンに混じ蠟燭を製するに用ふ其價甚廉なり之を過熱蒸氣を用ひて蒸溜すれば六割の「パルミッチン」を得べし大規模の製造に此皮油を用ふれば或は舶來品と競争し得るならん

刺繡部工徒は日本の屏風又は掛額を模倣し頗る熱心なり其技術未熟なりと雖ども將來有望ならん
實習工場製品は場内陳列館に於て拂ひ下げを爲すと雖ども其多くは考工廠に於て販賣す

第五 考工廠（我商品陳列館に同じ）

明治三十六年工藝顧問の建議により設立せるものにして其目的は主として工藝奨励にあり我農商務省技師鹽田眞を聘し藝長と爲し三十七年初夏に至りて陳列品整理せり本廠は清國各省の工産物を蒐集し又外國品をも陳列して一般の縦覽に供するの外工藝上の清問に應じ或は分析の依頼に應ずることあり又毎月二回工商演説會を開き工藝奨励民智開發の一助となす毎會總費五百を下らず又毎年一回直隸省内の出品に就き審査を行ひ優等の者には工藝總局より金銀銅の賞牌を授與するの規定にして既に授與式を行ひたること二回に及び其結果大に製造家を奮勵せしめたり
三十九年新に河北公園豫定地に大規模の陳列館を建築し之を新考工廠と稱す落成後清國物産の展覽會を開くこと既に二回滿場の出品大に人目を引き頗る盛況を呈せり將來公園整理するに至らば多數の觀覽者を誘致して繁華の區となるべし

第六 教育品陳列館

本館は明治三十七年の創立にして天津市内五里崗内にあり苟くも普通教育に必要とする所の器械器具模型標本等は悉く網羅し總て日本より之を購入して陳列せり
又書籍室あり數千卷の書籍を收蔵す由來普通教育の設備なき天津に在りては此館の如き蓋し民智開發に著しき利益を與ふべし工藝總局の本館を設立したる主意は民智開發と同時に教育品の製造を奨励するにありて現に工藝總局の保護を得て理化學器械の製作をなす然れども其製作尙幼稚にして我國の製品に比す可らず

第七 直隸高等工藝學堂

初め北洋工藝學堂と稱し明治三十六年二月天津城内東南隅草廠巷に於て開學せり當時學生僅に三十名教習三名に過ぎず工藝顧問藤井恒久教務一切を掌理し時の天津知府凌福彭之が總辦たり
其後建築費五萬弗を以て洋風校舍を新築し器具機械を設備し學生の定員を一百二十名とし日清教習數名を増聘して三十七年初夏に至りて稍々整頓せり同年直隸高等工業學堂と改稱し章程を定め事務を整理し工藝總局總辦天津道周學熙之れを監督せり

學生は正科及速成科の二種に分ち正科修學年限は豫備科二年本科三年とし英文教科書を用ひ英語を以て教授す速成科修業年限は豫備科一年本科二年とし日本文教科書を用ひ日本語を以て教授す學科

は豫備科にありては漢文英文(正科)日本文(速成科)地理歴史算術代數幾何理化學大要及圖書にして
其最終程度は中學卒業に同じ

専門は化學機器圖案の三科に分ち正科卒業生は日本の高等工業學校卒業と同等の學力を得せしむる
の規定にして更に考試を経て舉人の資格を與ふるの制なり専門科の學生は午前學理を學び午後實習
に従事し學理と實驗との併進を期せしむ

教習は目下日本人四名米人一名英人一名清人六名にして學生總數一百五十名とす本學堂學生にして
日本に留學を命せられたるもの前後二回にして其數三十名あり

學生は概して語學の才に富み其進歩の速なる實に驚くべく之に反し學理應用の才に乏しく推理力の
少きは又驚くに堪えたり

本學堂は五年前の創立に係り規模狭小にして多數の學生を收容する能はざるを以て新たに河北實習
工場附近に地をトシ大校舎を建築し光緒三十四年落成したり近き將來に於て天津の工業教育に一大
進歩を見るは期して待つべきなり

第八 工業原料試作地

河北新停車場の北にあり五千畝以上の大地區を有し雁皮、三椏、楮、獨莢根等の製紙原料其他種々

の工業原料を試作す

以上は直隸工藝總局の直轄事業にして工藝振興の爲に設置せるものとす此外本局が株主となり或は
保護を與へて起したる事業少しとせず

第九 民設事業

天津に於ける民設事業中稍見るべきものを掲ぐれば左の如し

一、勸業鐵工場 元直隸銀元局附屬工場なりしも明治三十八年末獨立して勸業鐵工場と稱し
工藝總局監督の下に民立となれり塘沽船塢工場も亦本工場の一部とす開業の際老練なる一清國人技
師萬般の設備をなし原動力五十馬力職工二百人を有し將來有望の工場なりしが同技師の廣東に轉
任せし以來本工場の信用稍落ちたるが如し一時米國「ヨルナル」大學機械科卒業生施某を總機師と
せしも元來經驗に乏しきが故に工場職員の之に服するもの甚少く遂に再び米國に赴けり目下技師と
稱すべき人なく工長の指揮に依り簡單なる機械類を製作す

二、天津鐵工場 河北宮保街にあり工主を劉文德と云ふ軍刀小刀馬具金物等各種の軍用品を製
す職工は飾職工鍛冶工仕上工を合せて約二百四十名あり各工の日給六弗乃至八弗とす製品は外形稍
可なるも實用に至つては未だ其良否を評し難しと雖も展覽會に出陳して大に人目を引き優等賞を得

たり

- 三、德泰鐵工廠 英租界海大道にあり原動力十馬力を有し「グライバン」大小四個「ボールパン」三個を備へ職工は鑄物工十五人鍛工三十一人機械工百〇四人木型工十二人にして諸器械の製作及修理を業とす製作品中稍見るべきものあり
 - 四、車輪公司 英租界廣東街にあり獨逸人の所有にして原動力十五馬力「グライバン」大五個小三個を有し機械工四十人鍛工五十三人鑄工十三人を使用し各種の飛輪(フリ車)齒車、馬車用具、鐵柵等を製す英、佛、獨逸界よりの注文多きが如し
 - 五、旭日鐵工廠 日本租界海光寺附近にあり工主は日本人にして八馬力の石油發動機一臺、シャルパン「二臺十尺」グライバン「一臺」フライスパン「一臺」シャピン「一臺」製鐵用「ロール」一臺扇風器一個を備へ日本職工六人清國職工五十五人を使用し汽鐘、電氣機械ポンプ綿織器織布機、暖爐、馬具鐵道用具嶺山用器械等を製作す我邦人の工場中屈指のものとする
 - 六、鐵器鐵工場 英租界海大道にあり「グライバン」三臺「ボールパン」一臺「シカルパン」一臺を有し職工十三人を使用す製品は金庫、家具、金物、ポンプ類とす
- 以上記するが如く天津に於ける鐵工業は猶幼穉の域にあり規模亦小なり其發達は大に之を將來に求めざる可らず

- 七、北洋製皮公司 河北錦衣街にあり資本金拾五萬兩を以て靴、袍、革皮、其他陸軍用品を製造す

製皮工場は英國製革技師「カルタ」なるもの、設計に係り石灰槽五個鞣皮槽十五個太鼓形回轉槽二個を設け機械類は底皮仕上機光澤用磨器壓伸機製皮裏面削刺機等を備へ職工四十名を使用せり規模小なれども設備完全せり澱原料は南洋の柏皮ガンビヤ、メラボラン、ペローナ等を用ふ

- 八、洗毛公司洗毛工場 獨逸租界太沽街にあり原動力二十五馬力洋毛洗滌機一個羊毛乾燥器二個羊皮削り機二個羊毛打機十一個荷造機一個職工百十一人を使用す
- 九、武齊洗毛工場 獨逸租界の西約一里白河の右岸にあり羊毛洗滌を主とし又牛骨の粉碎を行ふ二十馬力の原動力を有し「アブナ」一臺「ガネット」一臺「ビーク」二臺壓搾器一臺遠心力排水器一臺「アツプ」一臺ポンプ二個を備へ又粉碎器一個を有す開業日尙淺きを以て製造高不定なり從來輸出せる羊毛は土砂等の夾雜物多く一見甚だ汚穢なるのみならず無益の運賃を支拂ふこと少なからざるを以て本工場を設け能く洗滌を行ひ土砂を除去し羊毛をして固有の白色を呈せしむ
- 十、織染織紡有限公司 天津河北西路にあり陸海軍服及學校用制服を製造するを目的となす株式組織にして資本金八千兩何炳榮其社長なり工場は別ちて機械部染色部及織紡部の三部となす
- 染色部 は機械部に於て使用すべき棉糸及機械部に於て織成せる綿布を漂白染色するものにして技

師長一人技師二人職工五十人を有す今其工程の主なるものを擧ぐれば次の如し

漂白は普通一般の方法によるものにして漂白用材料は日本より購入す染色は前同様普通一般の方法によるものにして主として直接藍葉の兩染料を用ふ

紺染は清國固有の藍染にして直径二呎半深さ四呎位の水缸を煉瓦造の爐中に埋め下部より加熱し得る装置をなす之れに清國産泥藍(毎斤大凡九十錢)インデゴ、ビユアー鹹(天然産の不純青鹽にして西藏地方に産す)等を加へて藍建をなす此方法は當事者以外のものには決して漏すことなく従つて十分なる調査をなすこと能はざるは實に遺憾なり

機織部 是主として平織及綾織を織成するものにして技師三人職工二百七十人一日平均十二匹(巾三内外のし四十+一ドム二匹となす)を織上ぐ原糸は凡て日本備ヶ淵藍魚印の十六番及二拾番手を使用し機織はパヤン式にして其數百餘あり

縫紉部 是機織部織成の綿布を用ひて衣服を製する外軍帽靴其他種々の縫裁をなす技師一人職工二十人を有す

以上は各部の大略を述べたるものにして之れに使用する職工を養成するには先づ徒弟を募集し三ヶ年間は食料を給するの外一ヶ月に五拾仙の平當を與ふ而して滿期後は其熟否を案じて等級を定むと雖ども大凡一ヶ月三元以内を支給するものとす

十一、**大有限製海軍帽製造公廠** 天津河北西密窪にあり株式組織にして資本金五千兩劉新橋其社長なり陸海軍用蓋帽朝子及羅絨朝子を製造す四名の日本人を聘し十八人の職工を使用して現今盛んに夏帽子製造に従事す蓋料は山西直隸二省のものを使用し一日二十四打内外を製す職工養成の方法等は前に同じ

十二、**北洋烟草公司** 開口南斜街入口にあり半官半民の合資會社にして資金は僅に四萬兩なり機械はボシナック三臺ウエストン一臺刻み機二臺にして原動力十馬力を有す職工四十九人にして一日の製造高十五萬本とす商標は龍と「モンティンズ」の二種なり三年前大阪より皆野佐太郎を聘し製造を改良し一時製品の評判好かりしも爾來販路杜絶し目下休業せり

十三、**國記烟草公司** 上開口上洋貨街にあり拾五萬弗の株式組織にして當地に於ける烟草工場中第一に位す工師は日本人にして清國職工百五人を使用し一日四十萬本を製造す器械は「ボシナック」四臺刻み機二臺乾燥器一臺にして原動力は八馬力とす商標は旗鳳麒麟鶴編織の五種にして烟草は日、清、米の三種を用ふ從來主として口付を製造せしが其後米國製を模倣し一時盛況なりしも目下輸入品の競争烈しき爲め製造は殆んど中止の姿なり

十四、**岩谷烟草公司** 天津城東門外扒頭街にあり刻み機一臺填充器三十個を備へ職工百名(内日本人六名)を使用し主として口付紙捲を製造せり之れ亦目下休業せり

十五、**茂・春洋行硝子工場** 上開口南斜街入口にあり 大阪硝子業者神谷佐兵衛製造を改修し日本職工十七人清國職工六十一人を使用し熔解窯二個冷却窯四個を設置し主として瓶類及クランプヤを製造せり原料は多く日本産を用よ一日の製約二百弗なり硝子類はクランプホヤ又は藥瓶の如き製造容易なるもの却て利益多し故に本工場に於ては食器類其他高價品の製造を試みず

十六、**桑・茂洋行石鹼工場** 日本租界山口街にあり 桑田興一の工場にして天津に於ける本業の卒先者とす工場には大釜三個を据え日本職工五人清國職工八人を使用し一日製造高洗滌石鹼三十六本入九十箱化粧石鹼各種百打餘販賣先は天津北京保定營口等とす

十七、**石鹼工場** 英租界にあり 工主を永利臨とすボイラ式鍋を備へ職工六人を使用し一日の製造洗滌石鹼二十本入二十五箱なり曾天津に於て販賣す

十八、**有限石鹼公司** 開口にあり 支那式鍋二個を以て清國職工四人を使用し洗滌石鹼三十本入二十箱を製造す原料は大抵上海より買入ると云ふ

十九、**公益洋行石鹼工場** 東門外小羊貨街にあり 高麗臣を工主とす日本式釜大小二個を据え支那職工六人を使用し一日製約洗滌石鹼二十本入廿五箱及化粧石鹼二十五打とす原料は日本品を用ふ

二十、**華・茂・昌石鹼公司** 河東西方慶復街にあり 職工四人を使用し一日洗滌石鹼三十本入十五箱化粧石鹼十斤を製す

二十一、**支那式ブラツレ廠** 河東西方北街にあり 工主を李甲春と云ふ原料は羊毛馬毛豚毛及竹にして男工二十六人女工九人を使用し船舶用ブラツレ及軍隊用ブラツレを製造す一日製造高四百個とす

此外段通製織工場數ヶ所あれども規模少にして記するに足らず

第十六章 輸出入

第一節 海外輸出入

第一 天津港の價值及勢力範圍

支那四十餘港の内世界的貿易港として耻ぢざるものは上海一港あるのみ他は水陸交通の不便位置の僻在等によりて之と比肩するの資格を有せず殊に上海港に近き貿易港にありては單に其媒介者たるの位置を有するに過ぎざるなり天津港は咸豐十年(西曆千八百六十年)北京條約の結果開かれたる北清第一の貿易港にして其輸出入貿易額は清國各港中漢口廣東二港と共に第二位を占む今明治三十七年以來の輸出入總額を示せば次の如し

年次	上海	漢口	廣東	天津
三十七年	1,004,000	1,470,000	9,848,000	7,122,000
三十八年	1,041,000	1,220,000	9,775,000	1,000,000
三十九年	1,122,000	1,096,000	9,944,000	1,212,000

即ち上海港は支那全貿易額の五割二分を占め天津廣東漢口の三港は孰れも一割強を占む而して此四港の三十九年に於ける直接貿易高を見るに

輸出入	支那全體			
	上海	漢口	廣東	天津
輸入	2,282,900	2,350,000	21,966,000	1,012,000
輸出	2,267,000	1,180,000	8,812,000	1,127,000
合計	4,549,900	3,530,000	30,778,000	2,139,000

なり此表は單に四大港の所謂貿易高を示すに過ぎずして各港が有する眞の輸出入力を知ること難し上海は中部及北部支那への輸入品の始着地點にして又最終の輸出港なるを以て其貿易額は清國外國貿易全體の半を占め其貿易區域は清國全體の七割強を占むると雖も生産消費の點より見たる上海港は必ずしも前表の如くならず故に再び此四港の三十九年に於ける純輸出入額を檢せば

外國品純輸入	支那全體			
	漢口	上海	廣東	天津
1,181,000	564,000	707,000	2,227,000	1,447,000
1,263,000	640,000	777,000	2,320,000	1,516,000
1,271,000	677,000	808,000	2,380,000	1,554,000

にして此合計に就きての比例は次の如し

支那全體	上海	漢口	廣東	天津
100.0	23.3	23.4	23.0	22.3

是に由りて觀れば天津の貿易額は上海に及ばざること遠しと雖も他二港を凌駕するに至れり天津は白河々口を距る數十哩の上流に位し遠洋航行汽船の出入甚だ不便なると冬季結氷の缺點あるとを以て輸出入貿易品の多くは從來上海港を通過せざるを得ざる有様にして海外と直接取引をなすは我國を除き其額極めて少なりしが三十八年頃より漸く原産地より直輸入せらるゝもの多きを加へ特に我國貿易の發達により三十九年に於ける直輸入額は四千十萬二千五百五十八兩に達し前年度より約九百萬兩を増加せり今其比例を見るに三十七年にありては直輸入は全輸入の九分四にして其

餘は重に上海より再輸入されたるものなりしが三十八年には二分一強に昇り三十九年には十三分八に昇れり即ち左表により之を見るを得べし

輸 入		輸 出		輸 入		輸 出		
年 次	輸 入	輸 出	年 次	輸 入	輸 出	年 次	輸 入	
三十七年	外國品	支那諸港より	外國品	支那諸港より	外國品	支那諸港より	外國品	支那諸港より
	小計	支那内地重しに上海漢口福州より	小計	支那内地重しに上海漢口福州より	小計	支那内地重しに上海漢口福州より	小計	支那内地重しに上海漢口福州より
三十八年	外國品	支那諸港より	外國品	支那諸港より	外國品	支那諸港より	外國品	支那諸港より
	小計	支那内地重しに上海漢口福州より	小計	支那内地重しに上海漢口福州より	小計	支那内地重しに上海漢口福州より	小計	支那内地重しに上海漢口福州より
三十九年	外國品	支那諸港より	外國品	支那諸港より	外國品	支那諸港より	外國品	支那諸港より
	小計	支那内地重しに上海漢口福州より	小計	支那内地重しに上海漢口福州より	小計	支那内地重しに上海漢口福州より	小計	支那内地重しに上海漢口福州より
合計	内地	外國	合計	内地	外國	合計	内地	
三十七年	1,234,567	876,543	2,111,110	1,345,678	987,654	2,333,332	1,456,789	
三十八年	1,456,789	987,654	2,444,443	1,567,890	1,098,765	2,666,655	1,678,901	
三十九年	1,678,901	1,098,765	2,777,666	1,789,012	1,210,987	3,000,000	1,890,123	
合計	4,370,257	2,962,962	7,333,221	4,702,570	3,297,406	7,999,976	5,125,813	

年 次	輸 入	輸 出	合計
三十七年	1,234,567	876,543	2,111,110
三十八年	1,456,789	987,654	2,444,443
三十九年	1,678,901	1,098,765	2,777,666
合計	4,370,257	2,962,962	7,333,221

(民船貿易は此表に含まれず)

天津と取引最も盛なるは内國にありては上海にして殆んど内地貿易の大半を占め廣東廈門福州の南清諸港之に亞ぎ魯口芝罘の北清諸港又之に次ぎ鎮江漢口等の揚子江諸港最も少しとす外國にありては日本貿易最も盛にして英國香港之に次ぎ歐洲大陸米國また之に次ぐ天津港は前述の如く其位置に於て世界的大貿易港たる能はずと雖ども北清に於ける唯一の大貿易市場にして其勢力範圍としては黄河左岸以北本部六省蒙古及滿洲に亘る九區劃を有し此等地方に對し唯一の海口との聯絡港にして面積約二百萬餘方哩人口約六千七百餘萬の需用に應ずべきものなり今其勢力範圍内各部の面積及人口を検するに左の如し

面積	人口	一方哩人口
直隸 (全部)	11,580,000	172
山西 (全部)	8,183,000	149
山東 (三分一)	1,866,000	683

河 南 (五分一)	一一,五八八	七,〇六三,三〇〇	五二〇
陝 西 (二分一)	三七,六三五	四,一二五,〇九一	一一一
甘 肅 (二分一)	六二,七二五	五,一九二,六八八	八三
新 疆 (二分一)	二七五,一七〇	六〇〇,〇〇〇	二
滿 洲 (十分一)	三六,三六一	一,七〇〇,〇〇〇	四七
蒙 古 (全部)	一,三六七,六〇〇	二,五八〇,〇〇〇	二
合 計	二,〇〇七,三六九	六七,一三七,八三五	三四

此等地方は土地肥沃ならず加ふるに冬季嚴寒なるを以て耕耘に便ならず南方諸省の如く精米等の重要品の産出なく且つ南滿に比して風氣未開なるが爲め生産力と購買力とに乏しく従て海外輸出品の産額多からずと雖も交通機關の完備及び人智の發達進歩に伴ひ輸出入額の増加するは火を賭るよりも明かにして特に蒙古無限の富庫を開發し之を海外に誘導するに至るべきを以て天津港が將來に於て益々發達して清國に於ける大貿易港たるべきは疑を容れざる所なるべし

第二 輸入貿易

年 次	直 輸 入	上 海 經 由	合 計
三十七年	一六,二五六,六五一	二〇,五八三,八五九	三六,八四〇,五一〇
三十八年	三一,四六三,二〇八	二八,九六六,四六五	六〇,四二九,六七三
三十九年	四〇,一〇三,五五八	二五,〇九五,九九八	六五,一九八,五五六

輸入超過は支那貿易全體を通じて顯著なる現象にして天津も亦たこの數に洩れず其輸出入の比は一と五なることは前項に掲げたる輸出入表によりて見る所の如し今輸入外國品のみに就きて之を檢するに其總額は左表の如し

次に各國の輸入力を示せば左の如し

國 別	三十七年	三十八年	三十九年
英 國	二,六三三,〇一八	五,五八二,二三〇	八,三四五,四五二
米 國	一,三二六,六二九	五,七五九,一六五	五,一八四,六六八
獨 本 國	四,七七二,五三七	一,九〇二,五七六	三,三九九,九六五
日 本 國	一三,七六四	九,五九五,八〇四	一一,五四〇,八八五
韓 國	二,五八一,〇六〇	一五,三三二	二六,六七〇
香 港	二,五八一,〇六〇	三,四〇九,六五一	三,七七七,五八二
ク ン カ ッ ト		一六,七七〇	

安南	丁班	西班	ネザ ラ	洋洲	比律	印度	爪哇	新嘉	オデ	埃及	瑞西	加太	伊陀	和度	南米	佛蘭	白耳
一, 六七七				二九八	一, 五九四	四〇, 八五七	一一四, 三七五	一三, 九三〇	八二五, 九四〇	四, 三六〇							
				三三九	九四, 一九八	八六, 〇三〇	六六六, 六四六	一〇四, 七六六	二〇一, 六六一	三三, 三三三							
				八五〇	四, 七八六	三三九, 〇九三	四七, 八五六	一一九, 七〇八	一三三, 二二六	一九, 九七九							
				二四, 六三二	二七, 八五五	二, 七五七	二, 七五七	一八, 九七〇	二, 七五七								
				六七, 二二三	二五, 一四八	四〇, 一〇三	三三, 三三三	二, 七五七	二, 七五七								
					二五, 一四八	四〇, 一〇三	三三, 三三三	二, 七五七	二, 七五七								
					二五, 一四八	四〇, 一〇三	三三, 三三三	二, 七五七	二, 七五七								
					二五, 一四八	四〇, 一〇三	三三, 三三三	二, 七五七	二, 七五七								
					二五, 一四八	四〇, 一〇三	三三, 三三三	二, 七五七	二, 七五七								
					二五, 一四八	四〇, 一〇三	三三, 三三三	二, 七五七	二, 七五七								

歐洲	瑞典	土耳	其	合計
三, 八三一, 七一七	一〇五, 八八九			一六, 二五六, 六五一
				三二, 四六三, 二〇八
				四〇, 一〇三, 五五八

註：同年には別記したる統計なし。歐大陸八國には露國を加へず。

天津輸入貿易は一年間に空前の進歩をなせり而して我邦の輸入額は加倍して西歐諸國に優り英國の如き香港を合するも尙我國に及ばざる所以のものは我國が天津を距ること諸外國に比して最も近く天津に定期航海を開始し通商貿易に便利なると甲午庚子日露の諸役後邦人が殊に北洋貿易に力を用ふるに至りたるが爲なり

次に最近三年間に於ける天津港外國輸入品の重なるものを擧ぐれば左の如し(價格約百圓以上)

品目	三十七年	三十八年	三十九年
生金	一, 二三四, 五五五	一, 八三三, 〇三三	一, 四二二, 八六四
生金	三, 三〇〇, 九五八	八, 二四〇, 二三八	七, 三三三, 三六七
生布	八八三, 六四九	二, 七二八, 五三五	二, 九四九, 六三八
晒布	一, 三八〇, 八八〇	三, 三五三, 三六一	二, 七三三, 六〇七

材	白	赤	鐵	石	マ	卷	棉	黒
木	砂	砂	道	道	ッ	煙	色	色
(鉄)	糖	糖	料	油	テ	草	絲	子
二三五、四九一	五七二、一三八	七二二、三四一	二〇八五、四七二	四、一七九、九五三	八九三、九三五	三七一、八八七	三、六八九、七四〇	一、四九四、四二七
一、〇〇五、三三〇	八一、五九三	一、一三三、四六八	三、六一八、七二二	二、二六八、六一七	一、四三二、六六六	一、〇二二、九二八	六、五一四、五六九	二、〇六六、五五一
一、三〇九、四二二	一、〇九四、五二二	一、四九七、七三一	四、四三五、五二八	一、九五五、八〇〇	九三四、八六三	一、一一九、六五九	八、七四七、四一五	二、八〇一、九九八

(百萬兩以下五十萬兩以上)

器	麥	同	染	銅	無	小	天	昨
械	上	上	料	塊	地	形	三	三
及	(人)	(人)	(ア)	其	塊	正	十	十
附	込	込	ニ)	他	給	時	二	二
屬	書	書	リ)		給	時	時	時
物					布	物	物	物
粉								
一五〇、七七九	七六、八四五	三六一、三六〇	三〇六、五八四	一八、六三九	四〇三、八一三	四〇三、八一三	三三六、二〇八	二二六、三〇八
三九七、八七二	四六、七五五	八五〇、六三〇	五六二、九五七	二、七三五、五二三	四〇三、二五八	四〇三、二五八	七三三、五七〇	六三三、三九七
五八三、三一八	八九一、三五九	八五八、二七八	六五七、五九三	六三三、〇七三	六九五、一七七	六九五、一七七	七八九、九四七	六〇一、七八一

(五十萬兩以下十萬兩以上)

水	精	絹	紙
糖	糖	紐	類
三六一、五五七	四六七、三八八	一、四三三、一九一	四三九、九一四
一六二、九六五	五六三、六一二	二七三、二二二	五〇四、〇五八
七三三、五四〇	九〇四、五六二	六九二、四六三	八七五、三三三

阿	紋	紋	金	綿	天	手	織	綿	毛	絹
片	染	染	布	布	鷲	織	製	織	交	織
マ	タ	タ	(倫)	シ	シ	シ	品	品	織	織
レ	ク	ク	形)	ン	ン	ン	品	品	織	織
バ	ン	ン	給)	シ	シ	シ	品	品	織	織
産	レ	レ	給)	ン	ン	ン	品	品	織	織
一五三、二二〇	一四一、八八五	一〇八、七六七	三三一、四九四	一八、四五三	一三六、五九一	八、二〇四	六五、九六四	八、〇三三	一一四、六五一	一、八八一
一〇二、六一六	七三、一三六	二五八、二九五	三二二、六二八	九七、四七三	一六五、六八七	九五、一八一	九一、七四一	九六、四九六	二七二、七五七	二五、一〇三
九八、六八五	一五〇、四三二	一四一、四一三	三八二、七五四	一七〇、四二九	一一一、六五七	一〇九、四〇四	二四七、六九一	一一六、一四四	一七三、二五〇	一〇〇、四三三

入 出 輸 外 海

窓硝子硝子	磁器類	小間物	鐵器及裝飾物	洋燈及附屬品	熟皮	藥料	針	米	昆布類	毛皮類	石鹼	曹達	文房具	日用食品	船舶及工場用具	茶	電信材料	材木硬
-------	-----	-----	--------	--------	----	----	---	---	-----	-----	----	----	-----	------	---------	---	------	-----

一一三,三二一	一一四,六一九	四五,七二七	八八,八六四	三三,一五八	一四〇,〇八二	一一,七二八	二〇五,〇三〇	一六,六八四	一八七,九五五	九〇,一二九	一八九,七八〇	二四,〇〇四	五七,一八六	一五,五五七	九三,五三三	三九,九二二	五六,五二五	三七,四九六
---------	---------	--------	--------	--------	---------	--------	---------	--------	---------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

一一八,三〇四	一七,四三二	八一,〇一〇	一五八,二五八	五二,九五二	一三一,一四九	一八五,一四〇	二〇八,六七三	九,九三〇	二二,八九一	八五,四二八	二五五,二〇八	九一,八六七	九六,九五三	二八〇,七〇九	一三六,五三〇	一三八,七七七	二〇六,一〇九	三三,五二七
---------	--------	--------	---------	--------	---------	---------	---------	-------	--------	--------	---------	--------	--------	---------	---------	---------	---------	--------

二〇六,八八二	三〇,〇八五	一三九,九八一	一七七,六八一	一七一,二一四	一〇四,八六四	一八二,八〇五	二八〇,五四二	一三,四一七	一七一,二一六	三三,六三三	一六八,三二一	二四三,九七三	一一三,三三六	一五五,四三〇	二〇五,六三〇	一六一,五七四	一〇五,六八七	一五九,三二七	三二,五八八
---------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	--------	---------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	--------

入 出 輸

棒鐵	古鐵板	電鍍鐵	鋼類	業鐵類	各種袋類	乾海參類	雜貨類	建築材料	眞鍮	蠟燭	陶磁器	葉捲煙	各種時計	染料	色料	電氣器具	玻璃器	海產物
----	-----	-----	----	-----	------	------	-----	------	----	----	-----	-----	------	----	----	------	-----	-----

六八,七四〇	一九五,〇四一	七四,一一三	九五,一五五	八〇,四四三	一八,八八九	一七六,七一五	四七,八三三	一〇,四五三	三六,〇八三	一一五,五三三	四六,一七六	五六,三三六	一一〇,六一七	一三六,五三〇	一一八,八三三	二五,三三四	三九,〇五一	二二,三八三	一一六,〇九二
--------	---------	--------	--------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	---------	--------	--------	---------	---------	---------	--------	--------	--------	---------

九四,一五七	一九八,一〇〇	一五三,一四九	九九,六九五	二五,一九二	五五,七五一	九四,九六〇	二一,六七三	五三,五四七	二一,五二二	一一,三三九	一九九,五三一	一一,八八一	一〇四,一八四	三一八,七八七	一五五,七八四	一五,三八六	八五,八七〇	九六,一三三
--------	---------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	--------	---------	---------	---------	--------	--------	--------

一五三,一八六	二四一,三〇一	一三六,五三三	一四一,九三九	一四二,三六五	一〇八,九〇三	一四三,五三三	六八,〇四九	二五九,〇一七	一四八,三九一	一三三,七六七	一〇七,三三五	二二,八二八	六二,〇九五	四九五,一八一	一三四,八九一	一四三,六四二	九八,四四二	二〇一,〇五三	一七〇,二七〇
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	--------	---------	---------	---------	---------	--------	--------	---------	---------	---------	--------	---------	---------

ビール	一六一、五八一	三三四、一三四	九八、八七九
葡萄酒	三五〇、三三四	四四二、〇九四	一八五、八四三
其他小量にて輸入したるもの			一一三、六三二

以上は全く海關報告上の項目に準せしものなれば確實を缺くの點なきに非らず例へば機器類の如きも其類多數にして十萬兩以下のもの少からず總價額に至りては莫大なるべきも各商品の細項に至りては同報告に詳かならざるを以て暫く十萬兩以上のもののみを留めたり

次に三十九年度外國品輸入額三千六百七十七萬八千九百九十九兩の内海關を通じて消費地に分配されたる有様を見るに大約左の如し

直隸省	三、一三〇、二九三	土耳其斯坦	一三、八、一八八
山東省	一、四二〇、五七九	盛東省	八五七、四一六
山西省	六、五七八、九三三	吉林省	三、五三二、八四三
河南省	一、一六五、四二六	安徽省	七〇〇
陝西省	一、五二二、四六五	黑龍江省	二、〇四九
甘肅省	一、四五三、一五三	恰克圖	三四、二七〇
合計	三七、四五五、〇〇〇		

以上は子口單の下に海關を通過し外國品にして其分配の大概を知るに足るべしと雖も内地へ輸入する外國品を網羅するものと爲すべからず此外鈔關を通じて輸入する外國品あり

入 出 輸 外 海

終りに天津重要輸入品に就きて略述せん各國直輸入總額は約四千萬海關兩にして其内約一千二百萬兩は日本船にて輸入されたるものなるが今其日本商品の重なるものを舉れば即ち

- 一、棉絲 十一萬一千五百十九擔 價格二百八十三萬二千五百八十二兩
 - 二、綿布類 百三十一萬七千六百六十一兩
 - 内海布 十七萬四千四疋 五十四萬九千五十八兩
 - 雲縐布 十四萬八千四百四疋 四十一萬四千八百十三兩
 - 天竺布 十三萬五千四百四十疋 十九萬六千三百八十八兩
 - 三、銅類 一萬六千四百一擔 四十八萬三千八百三十兩
 - 四、燐寸 四百十五萬二千二百二十五「グロス」 九十萬五千六百六十三兩
 - 五、枕木(重に建築用) 百五十一萬三千三百七十四本 百五十三萬二千九百六十四兩
 - 六、雜木 百七十七萬一千八百三十四兩
- 等にして共に著しく輸入額を増加せり而して日本以外の直輸入品に就きて檢するに
- 一、棉糸綿布類 八百五十二萬海關兩
 - 二、砂 糖 三百八十三萬六千海關兩
 - 三、鐵道材料 二百八十一萬四千海關兩
 - 四、軍器及軍需品 二百八十四萬海關兩

- 五、石油 百六十四萬七千海關兩
- 六、染料及染深 百十三萬九千海關兩
- 七、紙 七十二萬五千海關兩
- 八、麵粉 五十二萬五千海關兩
- 九、器械 三十五萬八千海關兩

等にして直輸入高の膨脹を顯著ならしめたり

棉糸綿布類中にては米國生綿布八十二萬一千三十八擔を以て第一とし次を英國生金布三十二萬三千八百六十一擔米國密齊十三萬八千五百九十四疋とすと雖も此三種及其他無地綿布類の直輸入は尙上海を經由するものに及ばざること遠し砂糖は主として香港より輸入せらる石油直輸入額は一千七百四萬六千二「ガロン」にしてスマトラ油最多く千九百九十二萬二千五百七十九「ガロン」米國油三百六十五萬九千五百九十九「ガロン」ホルネオ油百四十六萬三千八百二十四「ガロン」なり米國麥粉の直輸入は合計十三萬三千四百三十三擔にして「シヤトル」香港より輸入せらるる増加の度は三十八年に於ける直接間接總輸入額は一萬一千三百二十七擔に過ぎざりしが三十九年には二十二萬三千四百八十六擔にして約二十倍に達せり而かも一方に於ては上海より來れる支那麵粉の如き三十八年には三萬三千三百七十六擔なりしが三十九年には四十五萬二千に増加せしに拘らず尙ほ斯の如し以て需用の進歩が如何に大なるかを知るべきなり

第三 輸出貿易

- | | | | | | | | | |
|----|-----|----|----|------|----|----|-----|-------|
| 皮類 | 阿片 | 麵粉 | 毛布 | 棉糸綿布 | 家具 | 袋物 | 絹織物 | 輸入製造品 |
| 染料 | 卷煙草 | 砂糖 | 金屬 | 酒 | 石鹼 | 燐寸 | 機械 | 輸入原料品 |
| | | | | | | | | 石炭 |
| | | | | | | | | 棉花 |
| | | | | | | | | 木材 |
| | | | | | | | | 米 |
| | | | | | | | | 人參 |
| | | | | | | | | 海產物 |

清國輸出貿易の發達は輸入貿易の如く盛ならずと雖も歐米及日本に於ける工業の發達と支那に於ける交通機關の整備とは共に輸出を助長するに與りて力あり抑も清國の外國貿易たるや其輸入する所の物品は製造品大半を占め輸出品は原料品大半を占む蓋し支那は土地廣大に地味肥沃にして農産物に富み而かも文化未だ進まや工業從て興らず製造品として觀るべきもの甚だ少し諸外國は文化已に開け工業發達し而かも土地狭く民多く原料品を得るに處なし故に其餘まれる所のものを以て支那の足らざる所を補ひ支那の有を以て諸外國の無を充たす是れ清國輸出貿易に於て未製品が大多數を占むる所以なり

今試みに清國輸出入品の重なるものを對照せん

輸 出 入

石油 十八
 輸出製造品
 麥科真田
 火工具
 合計 十一

合計 十七

輸出原料品 六
 豆餅
 豚毛類
 魚類
 麻類
 油類
 蠟子類
 茶類
 野茶類
 毛皮及皮類
 果實
 家畜
 羊毛
 合計 十七

是に由て觀るに輸入にありては原料品に屬するもの僅に六種に過ぎざれども製造品に屬するもの十八種あり其貿易價額の大なるもの亦製造品にあり輸出にありては製造品に屬するもの十一種原料品に屬するもの十七種あり以て原料品輸出の優勢なるを見るべきなり

以上は清國全體に就きての輸出入關係なるも天津港に於ても亦此關係を存し原料品を以て輸出の重要なるものとなすなり

輸 出 入

今最近三年間に於ける支那全國輸出額を擧ぐれば

三十七年 二三九,四八六,六八三
 三十八年 二二七,八八三,一九七
 三十九年 二二六,四五六,七三九

にして三十九年に於ける重なる輸出先と其額(千萬兩以上)を示せば左の如し

香港 八二,七四〇,四二七
 日本 三三,三〇四,九三一
 米國 (布哇を含む) 二五,六七二,四二八
 佛國 二五,三五八,九六四
 英國 (本國) 一三,二九八,三二五
 露國 (太平洋港) 一〇,四九六,四九二

次に重なる貿易港の有する直接輸出額を掲ぐれば左の如し

港名	三十八年	三十九年
上海	一〇七,九六一,六三二	一一八,九九〇,五二〇
廣東	三七,三二六,五一六	三九,三四〇,六七五

輸 出 入

天津	漢口	九龍	一四、七一九、八六七
天津	漢口	九龍	一四、三九四、〇七三
天津	漢口	九龍	八、五二四、一〇九
天津	漢口	九龍	五、一四四、〇〇五
天津	漢口	九龍	五、一四三、七六四

此表は其港の勢力範囲内にある産物を輸出せしのみならず他港勢力内の産物にして一旦輸入され後再び海外に輸出されたるものをも含有するを以て其港の繁榮に關係あるは固よりなれども港自身が有する其の輸出力を知るには其勢力範囲内の産物に就き總輸出額を知悉するの便れるに如かず表中三十九年度天津輸出額五百十四萬三千七百六十四兩中天津港範圍内の輸出物は漸く其半にして他一半は漢口方面より來れる茶が陸路西比利亞より露國に輸入されたるものなり

次に天津輸出貿易額最近三年間のものを示せば左の如し

年 次	海 外 へ	支 那 港 へ	合 計
三十七年	二、〇六九、三六二	二、二八三、〇一七	四、八九五、三七八
三十八年	七、五九五、九八二	七、一四三、三七七	一四、七三九、三五九
三十九年	二、五八三、八〇〇	一九、二四一、五〇八	二一、八二五、三〇八

再輸出に係る露國行支那茶を表せば

三十七年	二、一八九、八七四
三十八年	二、八五一、八八九
三十九年	二、五五九、八八五

にして一旦天津に輸入され水陸便に依りて張家口恰克圖を経て露國西比利亞に輸入するものなり重に漢口より來るものなれば京漢鐵道と京張鐵道とが連絡するに便によるもの多かるべし

天津輸出貿易額三十九年度に於て前年度に比し直接外國行非常に減少し支那港行増加したるは統計方法の變更による即ち三十八年度迄は苟くも外國行の輸出品は總て海外の部に入れ其未定のもの及び支那にて消費されるべきものを支那行の部に屬せしめしが三十九年度に至りて搭載汽船が直ちに外國行なるもののみを前者に入れ上海其他の諸港に至るものは其貨物が早晚外國に出づべきものと否とに論なく之を後者に屬せしめたるが爲なり今此輸出品が各地に如何に分配されるかを見るに大約左表の如し

國 別	三十八年	三十九年	國 別	三十八年	三十九年
英 國	一、九七九、五五九	一、八〇〇、五五〇	米 國	二、九七〇、七五五	二、九七〇、七五五

天津港輸出重要商品及び其價格十萬兩以上のもの左の如し(三十九年度)

品 目	價 格	品 目	價 格
同 上 (代粉用)	二八〇五六	同 上	二二、九四八
同 上 (糸)	六五、六七六	同 上	六〇、四九一
同 上 (花)	五四、九六八	同 上	四〇、六七〇
鹿 角	二四八、〇六一	鹿 角	一八三、六〇一
藥 材	五、一八四	藥 材	四、六六五
羊 皮	五七四、八三六	羊 皮	四八三、〇三〇
同 上 (朱粉)	九〇三、五四九	同 上	八四七、九八八
同 上 (色粉)	一、八四一、一三七	同 上	一、七六九、三三六
麥 稈 真 田 (色粉)	七六七	麥 稈 真 田 (色粉)	一〇、三三三
同 上 (藍粉)	一五、六三六	同 上	一一、八七五
麥 稈 真 田 (白)	九、八九五	麥 稈 真 田 (白)	八、三九〇
同 上	二〇、六一〇	同 上	一六、九七八
同 上	一七、五四六	同 上	一六、五八〇一
同 上		同 上	二六、九一四
同 上		同 上	二二、〇三二
同 上		同 上	二、九二四
同 上		同 上	八、五九
同 上		同 上	一八、四一八
同 上		同 上	九、四三八
同 上		同 上	二、三、八九九
同 上		同 上	二、六、七四七

次に最近三年間に於ける天津港重要輸出品數量を比較すれば左の如し

品 目	數量別	三十七年	三十八年	三十九年
石 炭	噸	九〇〇	二、二三五	一、六四三
豚 毛	噸	一四、九五四	一、一三六	一五、八五九
杏 子	噸	一、三〇三	一、一三二	一、四〇四
獨 本 國		三、八八八	三、九六二	三、八七七
日 本 國		二、三三三	二、二八六	
韓 國		六、九九〇		
香 港		八、九九〇		
伊 國		二、三三三		
佛 國		二、三三三		
白 國		二、三三三		
ホ ー ラ ン ド		二、三三三		
埃 國		二、三三三		
露 國 (歐 洲 港)		八、〇〇〇		
同 上 太 平 洋 港		二、三三三		
比 律 賓		二、三三三		
加 拿 大		二、三三三		
浦 羅 斯 德		三、八八八	三、九六二	三、八七七
和 蘭		二、三三三	二、二八六	
麻 尼 拉		六、九九〇		
新 嘉 坡		八、九九〇		
和 印 度		二、三三三		
英 領 印 度		二、三三三		
土 耳 其 等		二、三三三		
丁 洲 抹		二、三三三		
南 洲		二、三三三		
外 國 高 輪		七、九九〇		
出 國 高 輪		七、九九〇		
支 那 諸 港 へ		七、九九〇		
合 計		二、二三五	一、一三六	一五、八五九

品名	三十八年	三十九年	品名	三十八年	三十九年
花生類	七〇六、三三〇		羊毛類	八二九、三六九	
棉花類	四〇八、六〇三		牛馬皮	一三七、七九五	
酒類	一六六、一〇九		西角類	二〇一、四六九	
麻	二二二、六八〇		西瓜類	三三〇、三四三	
綿	五五六、七二三		毛皮類	約五、五七八、〇〇〇	
石	二四三、四四八		麥類	一、三三九、三〇六	
藥	六三三、五〇八		麥類	一六〇、一三三	
梨	一三八、六七三		羊實	六、一三九、五二〇	
鹽	三三〇、四〇〇		駝毛		

右の中サムシュー酒、落花生藥品西瓜類梨其他の果實角類の如きは取に他の支那港に輸出し而かも中部及南部支那に於て消費せらるるものにして海外に出づること稀なり又羊毛或は諸種の皮類の如きも此表中にては海外に出づるものと内地消費のものとを区分せず日本行商品は他港を通過すること少なく統計變更の影響を蒙ること少なし日本行輸出品及其価格は左の如し

品目	三十八年	三十九年	品目	三十八年	三十九年
豚骨	四、二八一	四、七四二	馬骨	七、八七四	一、八四四
鹿子	五、九八五	一、〇七四	尾	八、一〇〇	八、一〇〇

馬鞍	馬鞍	白麥稈	古金	羊毛	羊毛
七、五八八	七、五八八	六、一五三	六、一五三	七、七七一	七、七七一
七、五八八	七、五八八	六、一五三	六、一五三	七、七七一	七、七七一

第二節 内國貿易
第一 鐵道と内地貿易

天津内地貿易は開内外鐵道開通以前にありては専ら河川と陸路とにより行はれしが該鐵道開通後に於ては漸く鐵道便の安全迅速なるを覺り其運搬費の多大なるに拘らず河川便を棄て、鐵道便に依るもの漸く多きを加ふるに至れり鐵道開通當時にありては天津と内地貿易の總額中八割餘は河川陸路に依り鐵道便は僅かに二割を占むるのみなりしが其後京漢鐵道と京張鐵道の一部との開通を見るに及び商民は一般に汽車の利益を味ひたる結果明治三十八年度に於ては總貿易額の四割四分は鐵道便五割一分は河川便五分は陸路便に依るに至りたり將來正太鐵道京張鐵道津浦鐵道熱河鐵道等完成の際には天津と内地との貿易は殆んど鐵道にのみ依るに至るべく河川及陸路貿易は只僅かに近

離にのみ限らるゝに至るべきなり

此の如く河川貿易は漸次鐵道の露食を被ひるの勢あるに拘らず尙河川貿易が一方に於て勢力を維持する所以のものは其運賃の低廉なると河川沿岸に幾多の著名なる都邑と生産地とを有するに因るなり
 今明治三十八年及三十九年間に於ける内地貿易を比較すれば即ち左の如し

天津と内地との貿易割合(輸出入共)

	廿八年	廿九年	廿八年	廿九年
鐵道	四三八	四八二	海河	一五
御河	一九五	一五三	東河	六四
西河	二〇〇	一九二	陸路	五〇
北河	三八	四一		七二

第二 河川と内地貿易

天津附近を流る、河川は冬季氣候嚴寒の爲め結氷して航行することを得ず結氷期は其年内の雨量の多少氣候の如何によりて年々其時期を均うせずと雖も通例十二月上旬を以て結氷し三月中旬を以て解氷す太沽の解氷期とは一週間の差ありて結氷は太沽に先つこと一週間解氷は後ること一週間

なりとす而して最も早く凍結するは北河及び東河にして西河之に次ぎ御河は源を南方に發するを以て河水溫暖なるが爲め航通期間最も長し結氷中は楫を用ひて水上貨客の運搬を爲せども其數極めて少なし

天津と内地との河川貿易は解氷後二ヶ月間及び結氷前二ヶ月間を最も繁忙の時期とす夏季雨季前(雨季は七月なり)は河水の缺乏により非常に緩慢なり解氷後二ヶ月間及び結氷前二ヶ月間は四割其他の期間は約二割なり

西河は最も廣漠にして且つ比較的豊肥なる流域を有し北清交通上最も必要なるものなり注入の河川甚多く就中最も重要にして舟楫の航行に堪ゆるものは琉璃河上西河猪龍河下西河子牙河の五流となす

琉璃河は交通上最良の河流に非ずと雖も西山より來る石炭石灰木炭賣運等を輸送すること多し
 上西河は五流中最も重要なるものにして鐵道開通前は張家口歸化城等の大毛皮市場より天津に通ずる唯一の商路なり現時保定府以上は潮行することを得ずと雖も沿岸に著名の貿易地少なからず京漢鐵道開通後は其便を利用するの度大に減少したれども尙運賃低廉なるが爲め輸出入の貨物少

なからず現に張家口歸化城等より駱駝にて皮毛類を保定を經て天津に遠運する傾少からず
 猪龍河は沿岸に著名なる藥材市場冀州あり

下西河は河間府を通過する河流なり河間府は直隸中部の最大洋貨集散地なり又沿岸安平縣より馬毛船の輸出は特に著名なるものにして且つ杏仁瓜子棗の輸入多し

子牙河は五流中最も長く其流域も廣漠なれども交通上左述必要のものに非ず其潮行は統陽以上に通ずる能はず統陽は有名なる棉花及綿製造品の集散地にして天津を通過して東三省に輸出する額甚だ多し又沿岸鹽鹿縣より來る鐵鍋、及び鐵器類も重要なる産物なり

南運河は揚子江より北方支那に通ずる大運河にして舊時は中部及南部支那より北京に至る官吏乗客の往復貨米貨品其他一切の貨物運搬の爲め非常の盛況を見たれども上海天津間に海上の交通開始せられたる以來大打撃を受けたる結果河底の淺濶を放任したるを以て現今にては直隸省と山東省の境なる臨清州以南は如何なる船舶も通航すること能はざるに至れり臨清の上流黃河に合する邊は例年水なく雨量非常に多き年と雖も河水一尺を越ゆることなく上流東昌府附近は全く乾燥せり現時此河を流るゝ水は山西省に發源し河南省を通過し臨清に於て注入する衛河より來るものなり衛河も亦年々河底を變ずるが爲め航行非常に困難にして河南省衛輝府以上は潮行に便ならず且臨清

衛輝との間に於て約四萬斤を積載する民船は少くとも六七回の積替をなすの必要あり從て費用多し益々此河の衰退を來たせり尙近時京漢鐵道開通以來從前衛河及御河を経て天津に來り更に汽船に搭載して南漕地方に積出されたる藥材皮革等の高貴貨物は前二河に於ける積替の繁雜運搬費の高騰

沿岸各地の税關釐金局等に於ける手數面倒なるが爲め重に京漢鐵道の便に依り漢口へ積出さるゝに至れり且つ最近穀類胡麻等の廉價にして重量多き品も其大半を鐵道便に托するに至り益々御河貿易上の價値を減少せしめたり數年前唐官屯太沽間に運河を開鑿し馬廠小站附近の磨田を開拓して水田となしたる結果御河の下流天津に近き個所に於ては大に其水積を減じ夏季雨季前には屈曲最も甚だしき個所にて一尺五寸以上の吃水を有する民船の通行は不便を來たせり

御河及衛河沿岸に於ける有名なる郡邑所在地及其産物は左の如し
直隸省 靜海縣 南皮縣 東光縣 吳橋縣 清河縣 滄州 青縣 大名府 南樂縣
(麥稈真田) 棗強縣(羊毛羊皮)

山東省 臨清州(豆、油) 東昌府(棗、紙) 德州 武城 館陶縣
河南省 衛輝 輝縣(芝麻、穀類) 懷慶府(藥材)

東河は河底淺く四尺以上の吃水を有する民船は雨季後若くは滿潮の時を除くの外航行する能はず普通槽子船と稱する吃水極めて淺き民船の往來するのみ然れども其貿易區域は頗る廣大にして遠く關外熱河承德府に及び且つ其流域は將來鐵道の侵蝕を受けざるべきを以て河底の淺濶を怠らざれば將來に於ても現狀を維持することを得べし
天津總督衙門を距る一里許の陳家溝にロックあり滿潮及河水汎濫の時のみ之を開き常に白河及海

河に於ける河水の平均を保たしむ河底の浚渫等は海河工程局の管理に屬し該工程局は同ロツク通過の民船に對して左記の通門料を徴收す

貨物を積載する大船	壹 弗
空 大船	五十仙
貨物を積載する小船	五十仙
空 小船	廿五仙

右通門料は浚渫等の費用に充つるものとす

東河沿岸に於ける有名郡邑は豊台、河頭、蘆台にして其流域内の有名郡邑及産物は左の如し

通安(紙) 道化(羊毛猪鬃) 玉田(麥科真田) 寶坻(猪鬃) 蘇州(胡栗、藥材) 豐潤(皮貨猪鬃) 三河 寧河

東河によりて羊毛皮革の大市場なる承德府及熱河に至るに二路あり一は東河に依りて豐台を經て高洛沽に至り此より馬車にて遵化州に出で更に駱駝又は驢馬にて輸送するもの二は東河便にて河頭に至り齊各庄にて汽車に積載し滦州にて揚荷し同地附近の偏打慶にて滦河を通ずる吃水淺き民船(載量二千斤位)にて同河を溯り關外に達するものは是れなり

東河を經て北塘より山東省の諸港及び錦州營口等に輸出せらるゝ鐵器鐵鍋等は夫に注目すべき商

品なり
北河は流域小ならざれども河底深からず京津鐵道開通前は天津より北京に通ずる唯一の通路にして往來の船舶絡繹するが如く盛大を極めたれども同鐵道開通後は殆んど此河によるものなく貿易上殆んど無價値となりたり尙ほ通州以上は航行する能はざるを以て僅かに沿岸郡邑の需給をなすに過ぎず此河便にて來る貨物の重なるものは藥材杏仁等なり

第三 沿海民船貿易

第六章第八節(一)項に略述したる如く沿海民船貿易は近來非常に其數を減少し殆んど全滅に均しき衰運を來したり今明治三十八年及三十九年に於ける太清出入民船數を擧ぐれば左の如し

船 種	入 港 船 數		出 港 船 數	
	三十八年	三十九年	三十八年	三十九年
北 洋 民 船	一九五	四七四		四九七
南 洋 民 船	二九	三三		三三
鹽 船	一、三五三	一、一五〇		一、一四九

品 目	数量別	最近三ヶ年に於ける内地よりの重要輸入品比較表		
		三十七年	三十八年	三十九年
蠶豆及豌豆	噸	四三六、五六三	五九九、四三三	五七六、四七三
家畜	頭	四、三〇四	二六、一一四	一三、八〇六
穀類	噸	九、〇〇八、〇二〇	七、三六三、九二七	六、四八一、一二九
織物(清國製)	噸	一〇、二六三	一五、六一四	八、八五七
開平炭	噸	二二、三、五〇〇	二四六、三九八	二四七、九三四
木綿帯	噸	四、三一五	一六、三〇五	二〇、三九一
粗製綿	噸	二五、三九七	五〇、六五四	一六、五九〇
張(巻)	同	八〇、〇五六	七〇、五九九	六二、八〇六
張(巻)	同	九七、八五七	八七、九〇八	一一一、二六三
乾果及貯藏果	同	五、一五八	三一、九四四	二二、三五三

品 目	数量別	最近三ヶ年に於ける内地への重要輸出品(再輸出品及火葬遺物を含む)比較表		
		三十七年	三十八年	三十九年
蠶豆及豌豆	噸	二一〇、一三六	四三七、一七四	四三一、三六三
穀類	噸	七、五九三、二三六	六、二〇七、八六九	六、〇三六、六三三
開平炭	噸	一一六、五八四	八三、三三三	六三、三〇八
織物(清國製)	噸	二五、七八四	三〇、八七四	三三、九三四
木綿帯	噸	九、二五四	一三、二七三	六、六九三
棉絲	同	四、一四二	一五、八三九	一八、九〇一
藥材	同	二八、一八三	二九、三五八	一六、七九四
油	同	三三三、三三四	二八五、五六〇	三八七、〇八七
紙	同	三三、九三五	三三、五一七	三五、〇九六
鞋靴	同	一一三、一八九	一四二、六三六	一三九、七五三
紙及	同	五、五九九	一、三九七、六四〇	一、七五五、〇五五
白布	同	八六二	一、七三二	一、七六〇
砂糖	同	四九、七二二	四三、四六八	四五、九三三

第四 重要輸出入品

内國貿易品の重要なるものを表示すれば左の如し

出 入 内 國

品名	数量	37年	38年	39年
豆餅	同	1,142	1,363	2,045
醬豆	同	758	1,283	839
各種豆	同	615	1,283	1,515
白製陶	同	1,256	1,611	506
粗製陶	同	5,664	11,691	7,482
竹器	同	1,906	1,779	681
卵形	同	104,010	169,135	213,933
高玉	同	3,709	2,709	2,710
莖葉	同	31,305	56,710	16,384
籾	同	4,621	8,234	8,083
蠶豆	同	178	308	251
紙(上)	同	1,159	899	340
紙(下)	同	29,040	29,446	33,180
蝦	同	7,224	4,573	7,970
蝦	同	9,731	7,184	8,705
米	同	1,163	4,594	6,955
砂	同	43,260	910	—
サムシ	同	15,921	9,508	8,690

出 入 輸

品名	数量	37年	38年	39年
落花生	同	282,202	331,973	255,890
落花生油	同	954,033	970,800	743,316
蠶豆	同	190,799	239,123	303,706
鐵鋼	同	115,140	80,070	75,153
麻	同	64,143	63,970	35,949
卵	同	17,593,730	54,741,260	39,731,893
羊頭	同	9,444	26,680	19,367
胡椒	同	291,918	448,797	761,742
梨	同	19,654	41,443	33,530
藥材	同	38,643	37,233	25,879
落花生	同	21,566	39,658	60,433

最近三ヶ年に於て民船により太清及北塘に輸入したる重要貿易品表

品名	数量	37年	38年	39年
竹	同	477,574	733,156	50,000
竹	同	970	1,105	110
符	同	511	—	—
明盤	同	4,691	9,733	504
算盤	同	2,083	2,014	315

品名	数量	三十七年	三十八年	三十九年
鐵鍋	個	四六,五二八	一六,一八九六	三三,九八九九
鐵器	個	二八五	一,二七七	一,六五九
黃麻	同	一,一五四	三,〇一一	一,三五三
高粱	同	三,三三七	—	—
玉蜀黍	同	二四,一〇九	—	一〇〇
燕窩	同	一四〇,二〇〇	二二,一四三	二五,五九〇
藥材	同	二六六	一,三三四	七二九
石臼	同	七三	一一	三三
落花生	同	七八三	—	三八
豆油	同	一八一	—	—
陶器	同	五三三	三,四六一	七,九七七
蠟燭	同	二,一四七	一,三五二	二,六九二
硝石	同	一六,〇〇八	一七,六五七	二四,六三四
硝磺	同	七,三〇六	一,一七三	一,四五五
砂	同	一,〇九一	—	—
酒	同	二,五四七	七,三九九	八,一八八
鞋靴	同	三八,三一九	二七,八九七	三一,七三六
雜品	同	四九,八五七	七四,〇三九	一〇五,二二七

品名	数量	三十七年	三十八年	三十九年
蠶豆	擔	五七,七五三	一三,八八七	二二,八七五
廢骨	同	九,五四〇	六,五六〇	八,四五〇
煉瓦	同	—	四六四,五一一	三三,〇三五
箒	同	四〇〇	六五〇	六〇八
能炭	同	五,六三〇	三,〇〇五	六,三〇〇
石炭	同	二,四三八	二,九一九	一,九九一
卵	同	一三〇,〇〇〇	一,二五四,七七〇	一,〇二九,六〇〇
牛皮	同	一〇九	三八九	—

最近三ヶ年に於て太清及北塘より民船によりて輸出せる重要貿易品表

品名	数量	三十七年	三十八年	三十九年
甘蔗	擔	一三,三二〇	—	—
茶	同	九,八七〇	八,〇九五	九,三三六
藤	同	三一一	四八四	二五四
粉	同	一四〇,一八〇	一三,一七〇	五五,一三三
木	同	二八,九一三	三三,九四五	八四,一七一
小	同	一,三三一	一,五二六	二二
木	同	一〇,三六七	一〇,〇二九	三三,六八七
木	同	三三,〇五六	五〇,五五三	六四,九三九
丸	同	—	—	—
雜品	同	—	—	—

第三節 北清各省產物輸出力

第一節第二項輸入の條下に於て各省に於ける外國品分配消費の略表を掲げれば今茲には海關より外國商人に交付せし三聯單の下に買出されたる北清各省の產物價額を示さん但し左表は輸出額全體を意味せず且つ支那商人が勝手に内地より携來りたるもの等を含ますと雖も後者は極めて少額なれば其比例を知るに足れり且つ其貨物は悉く海外輸出品と稱するを得べきものなり

輸 出 入

省 別	三聯單數	價格(海關兩)	省 別	三聯單數	價格(海關兩)
直隸	二四八八	五五九七、七六八	盛京	一〇九	五〇九、一五七
山東	八四	五、四九、三三二	龍江	四	一〇、四七〇、〇〇〇
山西	一、〇、五、五、五	四、四、〇、〇、二、〇、〇、〇	蒙古	一、五	五、〇、〇、九、七、七
河南	九、九	五、三、三、六、七、一	張家口	六、五、〇	二、三、八、八、八、八
陝西	五	九、六、九、四	張家口外	一、九、九、二	一、九、九、二
甘肅	二、八	九、六、四、二、二	合計	四、九、二、二	二、二、五、五、六、一、六

張家口よりの貨物は其首張家口外即蒙古方面より來るものなり

北 清 各 省 產 物 輸 出 力

北清六省の産業は農業蒙古は牧畜にして共に天然に依頼するものなれば天津の貿易は自然農産品を輸出し製造品を輸入す今輸出品の最重要なる羊毛に就きて少しく説述すべし

北清の地たるや氣候風土最も牧畜に適せり特に蒙古地方の如きは其土放牧の外業とすべきものなきが故に牧羊大に行はれ羊毛を出すこと夥し羊毛の産地は極めて廣大にして枚舉すべからず大別して左の六となす

- 一、西路 甘肅省の寧夏府蘭州府西寧府甘州涼州一帶の總稱なり氣候風土共に飼羊に適し羊毛を産すること甚多く品質淨良光澤あり堅韌にして毛長く天津に聚集する羊毛の第一位を占む寧夏府は甘肅羊毛の大市場にして天津に入る羊毛の過半は寧夏の産なり
- 二、山西 到處羊毛を産す最も多きは歸化城西包頭西嘴子一帶にして孟縣太原府平定州潞安府澤州府一帶之に次ぐ其産額は西路に比して少く且つ品質第二位にあり歸化城を一大集散地となす
- 三、北口 張家口外喇嘛廟熱河哈達一帶を云ふ其羊毛沙土を混すること多く光澤良好ならず黒色を帯び緊力に乏しく第三位にあり
- 四、直隸 昌德順德冀州宣化四府より出づ産集鎮を以て大市場となす品質佳良なれども産額多からず

五、河南 懷慶河南衛輝三府より出づ品質佳良ならざるにあらざるも産額少し
 六、山東 臨清州濟南府青州府より出づ周村鎮は其大市場なり内地の消費に充つるもの多
 く天津に輸出するもの少なし

此等各地の羊毛は張家口子牙河南運河の三路より天津に入る而して蒙古甘肅山西北部の羊毛は
 先づ張家口に集り然る後一は通州に至り北運河に沿て天津に下り一は豊台に至り汽車によりて
 天津に達す今其運賃を示せば左の如し

入	出	倫
甘肅より張家口	每十担	三四十兩
張家口より通州	同	六兩
通州倉敷料	同	六錢
通州より天津	同	六錢
陸揚費	同	一兩六錢
合計		平均三十九兩より四十九兩
甘肅より張家口	每十担	三四十兩
張家口より豊台	同	六兩
豊台倉敷料	每十担	六錢

豊台より天津
 陸揚費

二兩五錢
 一兩

合計 平均四十兩より五十兩

山西南部及直隸西部の羊毛は獲鹿正定に集り子牙河を下りて天津に至り河南の羊毛は道口鎮を經
 て南運河に入り山東の羊毛は德州を經て南運河に入り天津に出づ此三路の内張家口最盛なり
 三路より天津に入る羊毛の種類極めて多く或は羊種により之を山羊毛綿羊毛中古毛の三となすあり
 棉羊毛最多く他二種は殆んど數ふるに足らず或は剪毛の時季によりて春毛夏毛秋毛冬毛の四となす
 あり或は産地によりて區別するものあり或は毛の發生部により分類するあり其種類の繁雜なる枚舉
 に遑あらず今試みに市場に於て最も行はるゝ區別を左に示さん

- 一、脱毛 春期三四月頃及秋期九月頃自然に脱去せしものにして秋期のもの品質佳なり
- 二、抓毛 春期製熊手を以て羊の脊上毛を採取したるものにして品質柔軟にして光澤あり縷
 線細長にして絨を製し得べし張家口歸化城 順德府哈達喇廟 庫倫 寧遠 寧夏より出づ山西産を第
 一とし甘肅産之に次ぐ
- 三、皮抓毛 宰羊の脊上より採取したるものにして品質前者に劣れり
- 四、套毛 夏期羊體を抓して得るものにして縷線五六寸強剛にして彈力あり品質抓毛に及ば

ざるも「カーベット」を製するに宜し歸化城錦州西寧涼州永昌張家口哈爾濱倫より出づ甘肅産を第一とし山西産之に次ぐ

五、剪毛 秋期採取せるものにして品質劣等輸出に適せず

六、寒羊毛 寒中採取せるものにして織絨細長光澤あり柔軟にして純白なり品質濠洲の「メリノ」に譲らず稍但良なる絨を織るを得べし直隸産を第一とし河南山東産之に次ぐ

以上の羊毛は之を濠洲産に比すれば品質劣等にして歐洲に輸出して上等毛布を製造するに適せず大半は之を以て「カーベット」を製し一部のみを毛布に用ふ唯寒羊毛は之を日本に輸出し濠洲毛と混じ軍用織紗に製せらる

羊毛は海外に用途多く内地の需要甚だ少し天津に聚集するものは直接海外に輸出するか或は上海に輸送し更に海外に輸出せらるる從て之を取扱ふ商人は殆んど外國人のみなり今外商の重なるものを示せば左の如し

人	出	輸
獨商	神和洋行 神田洋行 世昌洋行 元亨洋行 克羅斯洋行 瑞記洋行	
英商	魯麟洋行 瑞興洋行 興隆洋行 地亞士洋行 德興洋行 順發洋行	
	美最時洋行 乾泰洋行 北清商務公司 隆茂洋行 乾昌洋行	
	普爾洋行 平和洋行 廣太洋行 新泰興 仁記 聚立洋行	

太古洋行	高林洋行	良濟洋行	怡和洋行
佛商	立興洋行	拔維晏洋行	永興洋行
日商	三井洋行	武齋洋行	大倉洋行
和蘭商	新和昌洋行	恒豐洋行	
米商	德泰洋行	慶遠洋行	

此等外商は或は生産地に入り或は張家口等の市場に至り或は天津に於て購入し而して本國に輸出す輸送費は我國にありては輸出税毎擔海關兩三錢五分落地税一錢七分五厘白河税一分五厘合計五錢二分五厘五毛運費は天津神戶間每噸八圓諸雜費を加ふれば約原價の四分に達すと云ふ

第四節 秦皇島と天津との關係

天津港冬期埠頭とも云ふべき秦皇島が天津港と如何なる關係を有して今日に至れるかを究めざれば以て天津港貿易を知悉せりと云ふを得ず故に茲に少しく同島に就て記する所あるべし

秦皇島の開港は實に明治三十一年四月にあり同島は渤海灣内唯一の不凍港にして其施設宜しきを得ば世界的貿易港たる亦難きにあらざるべし既に開平の大炭礦を控へ北清鐵道によりて北清諸地及滿洲に通じ殊に冬季天津港輸出入の媒介者として漸く其名を成すに至れり

秦皇島が有する特別價值と稱すべき諸點は左の如し

- 一、當初の目的たりし石炭の輸出
- 二、天津港の冬期埠頭として初めは郵便物を媒介し後には一般貨物に及び年毎に増加しつつあり
- 三、秦皇島自身の商業範圍に輸入品を分配するに至れり
- 四、鐵道及汽船の貨物積替地たり

第一項は開平炭礦の產出が豫想の如く増加せざるにより比較的急遽に其價值を失はんとす第二項天津港の冬季埠頭としては次第に其眞價を發揮し統計が示す如く輸出入品の大部分は皆天津港に負ふ所たり第三項秦皇島が有する勢力範圍も亦年々健全なる發達を爲し山海關及其附近に於ける大都市は既に同勢力範圍内なりと云ふを得べし之に由て三十九年度よりは統計の方法を變更し獨立したる秦皇島に就き其勢力を示すに至れり第四項山海關を通過する出入貨物重に營口方面との積替取次を爲す

最近三年間出入船舶隻數及噸數表

年	入		出	
	隻數	噸	隻數	噸
三十七年	一八六	一七六、八三五	一八六	一七六、八三五
三十八年	二二七	二五三、九六三	二二七	二五三、九六三
三十九年	三三九	二八三、七〇三	三三九	二八三、七〇三

三十八年	二二七	二五三、九六三	二二七	二五三、九六三
三十九年	三三九	二八三、七〇三	三三九	二八三、七〇三

三十九年國別出入船舶隻數及噸數表

國別	入		出	
	隻數	噸	隻數	噸
英國	一四六	二〇三、三三九	一四六	二〇三、三三九
和蘭國	一	二、三三七	一	二、三三七
佛國	三	一〇、五〇三	一	一〇、五〇三
獨逸國	二〇	二二、三六一	二〇	二二、三六一
日本國	三三	二九、七九〇	三三	二九、七九〇
日諾威國	一四	一〇、四四〇	一四	一〇、四四〇
諸國	一七	六、一五〇	一七	六、一五〇

日本船舶の同港に出入するものは天津港の如く第二位にありと雖も英國に及びざるは是れ英國は開平炭礦所有の汽船にして同港に關係深きものあるによるるべし次に同港輸出入貿易額を見るに大約左の如し

年次	輸 入		輸 出		合 計
	外國より	支那諸港より	外國へ	支那諸港へ	
三十七年	八八五、五九三	五九七、四九一	六六、五八一	五、四四〇、二〇〇	一〇、一七二、六八一
三十八年	二、〇九八、五七九	一、六九三、〇三九	二、九四、〇〇〇	二、七五九、九八九	二、一〇五、八八〇
三十九年	八六六、八二八	六、一八二、四三六	一七、一五七	一、五二四、九八六	八六二、二二九

三十八年度迄は秦皇島を通過せし總ての貨物は天津港に負ふと否とに拘らず皆秦皇島港の輸出入とせしが三十九年度に至り天津港に屬すべきものは悉く之を控除し當然秦皇島の部に入るべきもの、みとせり秦皇島獨立貿易發展の情形を知らんと欲せば子口貿易を檢するに如くはなし故に今三十八及三十九兩年度に於ける内地出入額を比較すべし

年次	内地	行	内地	より
三十八年	三、四〇一、四五四	二、〇六六、一五七	七三、二八三	
三十九年				二、三六、九四三

此内鐵道によりて營口に送りしもの大部分を占む綿布類のみにも六千餘俵に上れり
次に秦皇島經由の天津貿易の大體を知らんとするに三十八年度に於ては秦皇島自身の貿易額を知る

能はず三十九年度に於ては秦皇島自身の貿易額を知り得るのみなれば的確の數字を得るに難し故に
今假りに兩年度に於ける兩港貿易の總額を見るに

三十八年度 一三三、三六四、九八八
三十九年度 一三、四八六、六六二

にして大差なきを以て秦皇島三十八年度貿易額(天津に屬すべきものを含む)三三、〇五九、八九〇と
同三十九年度貿易額(秦皇島のみ)八、六二二、五一九の差二四、四三七、三七一は即ち秦皇島によりて
行はるゝ天津貿易なりと云ふを得べし而して三十九年度に於ける天津港輸出入總額は二一六、二五
二、一四三兩にして前者との比例を見るに天津貿易の一割一分六厘は秦皇島を經由して行はるゝも
のなるを知る秦皇島の天津に於ける關係淺しと云ふ可からず

第五節 輸出入手續 (支那税關)

第一 輸出手續

支那税關を経て貨物を輸出せんとするには先づ其の貨物を托せんと欲する汽船會社に至り船積差圖
書用紙を受け之れに其の貨物の名稱個數斤量價格荷印番號等を明瞭に記入し之れに同事實を記載せ

る輸出申告書を添へて税關の受付係に届出づべし然る時は其係に於て此書類を檢査し其輸出して可なるものは之れに認章を記して輸出届主に返附す

是に於て届主は其輸出申告書船積差圖書及積入る可き貨物を携へ埠頭にある税關檢査出張所に至り係員に申告書を示し貨物の檢査を請ふ可し

此時係員は其輸出申告書と船積差圖書とを照合して貨物を檢査し終りて該輸出申告書の上に課税に關する意見を記載して直ちに税關に送附す

斯くして届出主は再び税關に到れば此時檢査出張所員より前の輸出申告書は既に係員の許に到達しあるべきが故に係員は其明記しある意見に基き輸出税額の書付を届出主に交附す

届出主は之を同税關内に在る徵税出張員の許に到り其書付を示し輸出税金額を納め捺印を受けて三たび前の係員の許に到る

然る時は該係員は右の受領證を納め船積差圖書に納税済の旨を記印して之を届出主に返附す此に於て税關の手續終るものとす

而して届出主は右船積差圖書を携へ貨物を積むべき本船に至り船積差圖書を貨物と共に船員に引渡してその一字を汽船會社に持し船積證書に引換ゆ此の證書は即ち送貨主より受荷主に送り該品受取の節其の證となす是に於て輸出の手續全く終了するなり

第二 輸入手續

輸入貨物を受取らんに荷主先づ出荷主より送り越したる船積證書を持参し貨物を搭載し來れる汽船會社に到り貨物に對する認章を記さしめ之れに仕切書(インボイト)に基き輸出申告書の如く認めたる輸入申告書を添へて税關受付係に届出づ可し

然るときは係員は之を檢閲し果して許可すべき物品なれば其輸出申告書に認章を附して之を申告主に返附す

申告主は之れを携へて埠頭の檢査出張所に至りて其の係員に示し檢査係の命する要用の荷物を該荷物所在の倉庫に至り其保管者に告げて該貨物を檢査係の所に持ち來り其檢査を受け檢査係りは之れを終了したる後申告書面に輸入税に對する意見を附記して税關係員の許に送るを以て届出主は再び税關に至りて輸入税を納むる事輸出の時の如くすべし然る時は該係員は其輸入税受取證を收め船積證書と通過證とを下附す

是に於て輸入の手續全く終る者とす即ち通過證を以て手續済の證として船積證書に據りて貨物を會社より受取るを得べし此の通過證は是れを保存し置き後日該貨物再輸出を要する時之れを出して再度の税を免かるゝに供すべし

第三 再輸出手續

再輸出とは一度外國より輸入せる貨物を更に外國に輸出するを云ふ其方法は總べて普通輸出手續と異なるなきも初めの輸入せる時税關より與へたる通過證を輸出申告書と共に添出し其荷物が右通過證に記せる荷物と相違なき時は輸入税の拂戻しを得べし
此の場合荷物の番號及び荷物は輸入せる時と一様ならざるべからず且つ輸入後一年を経たるものは輸入税の拂戻しを受くるを得ず

第四 積替手續 (トランシツメント)

積替とは即ち甲地より輸入せられたる荷物を乙地に積替へ送るものにして其手續は總べて輸入輸出手續と同時に進むものとす

第五 注意

凡て税關の執務時間は毎日夏季は午前九時より午後四時に至り冬季は同十時より四時に至る共に午餐後一時半の休憩あり又日曜日清國の大祭日は休業とす故に注意して積替りの時間を誤らざるを要す

輸 入 貨 物 税 率

再輸入の手續は特に然りとす例令一時間遅れたりとするも遂に其船便を衍り商機を逸するのみならず更に取消し積換の手續甚だ煩雜に涉らざるを得ざればなり又税關手續に従事するものは洋服を着するを宜しとす然らざれば西洋人税關吏のため支那人と同視せられ時時に排丁し得べきものも遅延或は三四日の久しきに涉らしめらるゝ事あればなり輸出入申告書等は凡て英語にて記するを要し之れに清文の申告書を添ふべきものとす

第六節 輸入貨物税率

第一種 海參物

一、石花菜	每一擔	〇.三〇〇
一、鮑	同	一.五〇〇
一、海參	每一擔	一.六〇〇
白	同	〇.七〇〇
黑	同	〇.五五〇
一、乾揚卷貝	同	〇.五五〇

輸 入 貨 物 税 率

品名	税率
一、乾果類	
(イ) 乾葡萄	每一擔 〇.五〇〇
(ロ) 栗	〇.一八〇
(ハ) 乾龍眼	〇.四五〇
(ニ) 肉龍眼	〇.五五〇
(ホ) 蓮實	〇.〇〇一
(ヘ) 瓜核	〇.二五〇
二、鹹魚	同 〇.一六〇
一、鹹魚及煙魚	同 〇.三二五
(ハ) 海苔	同 〇.〇〇一
(ロ) 刺昆布	同 〇.一五〇
(イ) 長昆布	每一擔 〇.一〇〇

第二種 飲食物類

輸 出 入

品名	税率
一、淺利貝	每一擔 〇.五〇〇
(イ) 乾したるもの	〇.〇五〇
(ロ) 新鮮なるもの	〇.〇五〇
一、乾貝柱	同 〇.〇〇〇
一、蟹肉	同 〇.〇〇〇
一、鰯	同 〇.六六七
一、鱈餅	同 〇.六〇〇
(イ) 黒	同 一.六〇八
(ロ) 白	同 四.六〇〇
(ハ) 淨製又は崩	同 六.〇〇〇
一、乾蝦	同 一.〇〇〇
(イ) 大形蝦	同 〇.六三〇
(ロ) 小形蝦	同 〇.四〇〇
一、淡菜	同 〇.四〇〇
一、海草	同 〇.四〇〇

輸 入 貨 物 税 率

一、牛肉

(ハ) 乾乳	同	0.2100
一、魚類類		
(イ) 魚鱈	同	0.2100
(ロ) 寒天	同	0.1750
一、筋類		
(イ) 牛筋	同	0.5000
(ロ) 鹿筋	同	1.0500
一、罐詰類		
(イ) 果物罐詰	從價稅	五分
(ロ) 野菜罐詰	同	五分
(ハ) 魚類罐詰	同	五分
(ニ) 肉類罐詰	同	五分

中封入每打
一打 0.0500
二打 0.0600
三打 0.0700
四打 0.0800
五打 0.0900
六打 0.1000
七打 0.1100
八打 0.1200

パイント入每四打
オールド入每二打

輸 出 貨 物 税 率

(ト) 松	同	0.2100
(チ) 運實	同	0.0400
一、乾茸類		
(イ) 木茸	同	1.7150
(ロ) 白木茸	同	0.2500
(ハ) 椎茸	同	1.1000
一、鑄泉及各種の沸騰水		
大瓶一打又は小瓶二打		0.0500
一、穀粉澱粉及同製品類		
(イ) 素麵及麵類	每一擔	0.3150
(ロ) 米粉各種の麥粉、蕎麥粉、黍粉其他穀粉	無稅	
(ハ) 葛粉澱粉、澱粉、澱粉及澱粉等	從價稅	五分
一、乳汁製品		
(イ) 乳油	每一擔	2.0000
(ロ) 乳膏	同	0.2500

輸 入 貨 物 税 率

(ロ) 珈 琲	每一擔	1.000
(ハ) 同 上	同	三.六〇〇
(ニ) チョコレート	每一封度	〇.〇二二
一、烟草類		
(イ) 葉烟草	每一擔	〇.八〇〇
(ロ) 紙巻烟草		
上等 (千本に付價格四兩)	每千本	〇.五〇〇
中等 (千本に付價格四兩)	同	〇.〇九〇
下等 (千本に付價格四兩中)	同	〇.五〇〇
(ハ) 葉巻烟草	同	〇.五〇〇
(ニ) 製造烟草 (五封度以下輸入)	從價稅	五分
一、酒類		
(イ) 麥 酒		
(甲) 瓶 沽	大瓶二打又は 小瓶二打	〇.〇八五
(乙) 樽 入	每一英瓦	〇.〇三〇
(ロ) 精 酒		

輸 出 入

(イ) 鹹牛肉(樽詰)	每一擔	〇.三七五
(ロ) 乾鹹肉(箱又は樽入)	同	〇.三七五
(ハ) 乾腸詰	同	〇.八〇八
(ニ) ハム及ペコン(箱入又は樽入)	從價稅	五分
一、貯藏食物類		
(イ) 果物類		
(甲) シヤム及ゼリー	一封度入每一打 二封度入同	〇.〇六〇 〇.一一八
(乙) 其他果物類	每一擔	〇.六五〇
(ロ) 野菜類	同	〇.五三五
一、砂糖類		
(イ) 赤砂糖	每一擔	〇.一九〇
(ロ) 白砂糖 精製糖及角砂糖	同	〇.二四〇
(ハ) 氷砂糖	同	〇.三〇〇
一、茶及珈琲類		
(イ) 綠茶紅茶烏龍茶包種茶青茶色香茶骨茶及磚茶	從價稅	五分

輸 出 入

(甲) 瓶詰	大瓶二打又は 小瓶三打	〇.二一〇
(乙) 樽入	每一樽	〇.四〇〇
(ハ) ベルメット	一リットル 樽入毎二打	〇.三二五
(ニ) 葡萄酒		
(甲) 十四度以下の精酒を含むもの		
(一) 瓶詰	大瓶二打又は 小瓶三打	〇.三〇〇
(二) 樽入	每一英瓦	〇.〇二五
(乙) 十四度及十四度以上の精酒を含むもの		
(一) 瓶詰	大瓶二打又は 小瓶三打	〇.五〇〇
(二) 樽入	每一英瓦	〇.二五〇
(ホ) 其他の蒸溜酒		
(甲) 瓶詰	大瓶二打又は 小瓶三打	〇.三〇〇
(乙) 樽入	每一英瓦	〇.〇九〇
(一) リキニール	從價税	五分
一、醬油	每一擔	〇.二五〇

第三種 製藥及藥材類

輸 入 貨 物 税 率

一、陶砂	每一擔	〇.六二〇
(イ) 粗製	同	一.四六〇
(ロ) 精製	同	一.六五〇
一、樟腦	同	〇.五〇〇
一、格魯兒石灰	同	〇.五〇〇
一、莫兒比涅	同	三.〇〇〇
一、曹達類		
(イ) 曹達灰	每一擔	〇.一五〇
(ロ) 重碳酸曹達	同	〇.一五〇
(ハ) 苛性曹達	同	〇.三三三
(ニ) 結晶曹達	同	〇.三三〇
(ホ) 濃厚結晶曹達	同	〇.一四〇
一、硫黃		

輸 入 出

一、粗製	同	每一擔	〇.一五〇
二、精製	同	每一擔	二五〇
一、人參			
(イ)泥參			
(甲)一等品(價格一斤二兩を超過せるもの)	同	每一斤	〇.三三〇
(乙)二等品(價格一斤二兩を超過せざるもの)	同	每一斤	〇.〇七〇
(ロ)淨參			
(甲)一等品(價格一斤十二兩を超過したるもの)	同	同	〇.一〇〇
(乙)二等品(價格一斤一兩を超過せるもの)	同	同	〇.三七五
(丙)三等品(價格一斤二兩を超過せるもの)	同	同	〇.三三〇
(丁)四等品(價格一斤二兩を超過せるもの)	同	同	〇.〇八〇
一、硫酸			
每一擔			〇.一八七
一、五倍子	同	同	〇.八七〇
一、姜黃	同	同	〇.一八五
一、黃皮	同	同	〇.一八五

輸 入 貨 物 稅 率

一、藥用	同		〇.六〇〇
二、染料	從價稅		五分
一、大茴香			
(イ)一等品(價格每擔十五兩を超過したるもの)	同	每一擔	一.〇〇〇
(ロ)二等品(價格每擔十五兩を超過せざるもの)	同	每一擔	〇.四四〇
第四種 農産物			
一、穀物			無稅
稻、米、麥、粟、燕麥、玉蜀黍等			
一、落花生豆	同	每一擔	〇.一五〇
一、胡麻	同	每一擔	〇.一〇〇
第五種 礦物木炭粘土及同製品			
一、セメント		三擔入每擔	〇.一五〇
一、石絨			

輸 入 貨 物 稅 率

一、安質母尼	每一擔	〇.七〇〇
一、真鍮及黃銅		
(イ)塊條及管、板管線釘牡牡螺旋釘及同附屬品	同	一.二五〇
(ロ)箔	同	一.六七五
(ハ)螺旋釘	從價稅	五分
一、銅		
(イ)塊及錠	每一擔	一.二七五
(ロ)條管板釘及線	同	一.三〇〇
(ハ)牡牡螺旋釘鉸釘及廢金銀管	從價稅	五分
一、日耳曼銀及白銅		
(イ)薄板	每一擔	二.〇〇〇
(ロ)線	同	一.五〇〇
一、鐵及軟鋼		

第六種 金屬及金屬製品

輸 出 入

(イ)鐵絲	每一擔	五.〇〇〇
(ロ)板	同	〇.五〇〇
(ハ)絲	同	三.三五〇
一、石炭		
(イ)東洋炭	每一噸	〇.二五〇
(ロ)東洋製磚炭	同	〇.五〇〇
(ハ)其他州炭	同	〇.六〇〇
一、焦炭		
(イ)東洋製	同	〇.五〇〇
(ロ)他州焦炭	同	〇.九〇〇
一、木炭	同	〇.〇三〇
一、耐火粘土	同	〇.〇五〇
一、瓦 <small>(六吋平方)</small>	每百個	〇.六〇〇
煉瓦耐火煉瓦土管陶器石材等	從價稅	五分

輸 出 入

(イ) 鑄及同部分品 機械用又は船舶の輾軸及船舶汽船又は機關車用の鑄製品	每一頭	〇.二六五
(ロ) 曲鐵條及平鑄鐵條鐵釘鐵及板並に薄板	同	〇.一四〇
(ハ) 各種の平頭釘鐵砧及部分品	同	〇.四〇〇
(ニ) 線にて作りたる釘	同	〇.二〇〇
(ホ) 其他の釘	從價稅	五分
(ヘ) 塊 鐵	每一塊	〇.〇七五
(ト) 軌 條	同	〇.二二五
(チ) 線	同	〇.二五〇
(リ) 電鍍平形及波形薄板	同	〇.二七五
(ヌ) 短鐵及斷線	同	〇.一三〇
(ル) 板鐵截片	同	〇.一一〇
(ヲ) 船 鐵	同	〇.〇七五
(ア) 鉸 釘	同	〇.二五〇
(カ) 鋸及同部分品	同	〇.二六五

輸 入 貨 物 稅 率

(マ) 螺旋釘靴及螺旋釘筒及管	從價稅	五分
(タ) 改造適用の古鐵及鐵片	每一塊	〇.〇九〇
(レ) 錫鍍鐵	同	〇.二九〇
(甲) 無 色	同	〇.二五〇
(乙) 有 紋	同	〇.二五〇
一、網		
(イ) 條竿及板	同	〇.二五〇
(ロ) 線線索鋼鋼及工具製作用の鋼	同	〇.七五〇
一、ニッケル	同	二.六〇〇
一、水 銀	同	四.二八〇
一、鉛		
(イ) 塊	同	〇.二六五
(ロ) 板	同	〇.三三〇
(ハ) 管	同	〇.三七五
一、亞 鉛		

輸 入 貨 物 税 率

一、鋳藥を施したる機器			
(イ) 直徑九寸以下にして裝飾し又は裝飾せざる梳鏡蓋又は鉢 每一打			〇.〇五〇
(ロ) 直徑九寸以上にして珊瑚色藍色白色灰色に着色し又は斑文を附したるもの裝飾をなさざる蓋又は鉢	同		〇.〇九〇
(ハ) 直徑九寸以上にて金を用ひて裝飾を施したる蓋又は鉢	同		〇.一七五
(ニ) 直徑九寸以上にて金を用ひずして裝飾を施したる蓋又は鉢	同		〇.二二五
(ホ) 其他の鋳藥を施したる器物	従價税		五分
一、斧 鉞	每一打		〇.五〇〇
一、鍍片面鍍大鍍相鍍			
(イ) 長さ四吋を超えざるもの	同		〇.〇四〇
(ロ) 長さ四吋を超え九吋を超えざるもの	同		〇.〇二二
(ハ) 長さ九吋を超え十四吋を超えざるもの	同		〇.一六八
(ニ) 長さ十四吋を超えたるもの	同		〇.三三四
一、窩器 <small>(鍍又は金屬を鍍したる)</small>	每一打		〇.五〇〇

輸 出 貨 物 税 率

一、錫			
(イ) 塊	同		一.五〇〇
(ロ) 板及管	同		一.七二五
(ハ) 平頭釘	同		〇.四〇〇
(ニ) 箔	従價税		五分
(ホ) 錫の合金	同		五分
一、針			
(イ) 第七號 <small>(%)</small>	每拾萬本		一.八〇〇
(ロ) 第三號 <small>(%)</small>	同		一.五〇〇
(ハ) 取合せ <small>(第七號を缺く)</small>	同		〇.九八五
一、錫鍍蓋 <small>(普通品)</small>	每一打		〇.二五〇

輸 出 入

一、傘 竹	每一打	〇.〇八〇
一、金銀線		
(イ)純金銀線	從價稅	五分
(ロ)鍍金銀線	同	五分
(甲)絹糸の上に捲きたる鍍金銀線	同	五分
(乙)絹糸の上に捲きたる鍍金線	每一斤	〇.二二五
(丙)絹糸の上に捲きたる鍍銀線	同	〇.〇九〇
第七種 油及蠟類		
一、油類		
(イ)ガンソリン及ナソタ油	十瓦入每罐	〇.一五〇
(ロ)菜子油	每一米瓦	〇.〇五〇
(ハ)草麻子油	每一增	〇.五二〇
(甲)機械用	同	一.〇〇〇
(乙)樂用		

輸 入 貨 物 稅 率

(ニ)石油	十米瓦入每一箱	〇.〇七〇
(甲)鑛 入	每十米瓦	〇.〇五〇
(乙)タンク入		
(ホ)機械油		
(甲)全部又は一部鑛物性のもの	每一米瓦	〇.〇二五
(乙)其他のもの(草麻子油を除く)	同	〇.〇二五
(一)桐 油	每一增	〇.五〇〇
一、蠟 類		
(イ)密 蠟	同	一.六〇〇
(ロ)日本蠟	同	〇.六五〇
(ハ)パワニン蠟	同	〇.五〇〇
(ニ)封蠟及白蠟	從價稅	五分
一、燭 燭		
(イ)九オンス包	六本包二十	〇.〇七五
(ロ)十二オンス包	五個入一箱	〇.一〇〇

(ハ)十六オンス包
六本包二十
五個入二箱
每二擔 〇.一三三
〇.七五〇

第八種 書畫紙及文具類

一、書畫類

(イ)印刷したる書類 無税

(ロ)地圖及海圖 無税

(ハ)新聞其他定期刊行物 無税

一、紙類

(イ)筆記用フルルスキヤツプ 每二擔 一.三〇〇

(ロ)印刷用 (甲)糊料を用ひ又光澤を附したるもの 同 〇.七〇〇

(乙)糊料を用ひ又光澤を附せざるもの 同 〇.三〇〇

(ニ)捲煙草用紙 同十萬枚 〇.二二五

(ホ)其他の紙類 從價税 五分

一、文房具類

同 同

第九種 絲縷及布帛類

(元) 棉絲及綿布類

一、綿織絲

每一擔 〇.九五〇

一、綿縫絲

(イ)球形に巻きたるもの 同 三.〇〇〇

(ロ)卷具を有するもの (甲)五十碼卷 每一哥 〇.〇四〇

(乙)二百碼卷 同 〇.〇四〇

(丙)二百碼卷 同 〇.〇八〇

一、生糸布シイアタング長さ四十碼幅四十吋を超えざるもの

(イ)一反の重量七封度以下のもの 每一反 〇.〇五〇

(ロ)一反の重量七封度以上九封度以下のもの 同 〇.〇八〇

(ハ)一反の重量九封度以上十一封度以下のもの 同 〇.一二〇

(エ) 一反の重量十一封度以上のもの	毎一反	0.1100
一、擬土布 <small>(藍色又は晒白したるもの)</small>	同	0.1137
一、晒念布及晒シーティング <small>(幅三十七吋以上四十吋を越えざるもの)</small>	同	0.1137
一、雲霧布 <small>(生着)</small> <small>(幅三十一吋長さ四十碼を越えざるもの)</small>	同	0.1100
(イ) 重量十二封度四分の三を越えたるもの	同	0.1100
(ロ) 重量十二封度四分の三を越えざるもの	同	0.1137
一、天竺布 <small>(生着)</small>	同	0.1137
(イ) 幅三十四吋以下にして長さ二十四碼を越えざるもの	同	0.0700
(ロ) 幅三十四吋以下にして長さ二十四碼を越えたるもの四十碼を越えざるもの	同	0.1137
(ハ) 幅三十四吋以上三十七吋以下にして長さ二十四碼を越えざるもの	同	0.0800
一、絨織 <small>(無地形附縞縹若しくは縹糸にて織りたるもの)</small>	同	0.0700
(イ) 幅三十吋以下にして長さ六碼を越えざるもの	同	0.0700
(ロ) 幅三十吋以下にして長さ六碼を越えたるもの十碼を越え	同	0.0700

(ハ) 幅三十吋以下にして長さ十碼を越えたるもの	毎碼	0.0037
同	同	0.0037
一、綿織	同	0.0037
(イ) 無地のもの	毎一反	0.037
(甲) 幅三十吋以下にして長さ六碼を越へざるもの	毎一反	0.037
(乙) 幅三十吋以下にして長さ六碼を越えたるもの十碼を越え	同	0.037
ざるもの	同	0.037
(丙) 幅三十吋にして長さ十碼を越えたるもの	毎碼	0.0037
(ロ) 形付のもの	従價税	五分
(甲) 幅二十吋を越えざるもの	従價税	五分
(乙) 幅二十吋以上三十一吋以下長さ三十碼を越えざるもの	毎一反	0.0800
(ハ) 織染のもの及染糸にて織りたるもの	従價税	五分
一、形付金布 形付縞金布 形付雲霧布及形付天竺布	毎一反	0.0800
幅二十吋以上三十一吋以下にして長さ三十碼を越えざるもの	毎一反	0.0800
一、形付縞金布	毎一反	0.0800

幅三十二吋以下にして長さ二十五碼を超えざるもの	同	〇.〇六〇
(イ)重量三對度四分の一を超えざるもの	同	〇.一〇〇
(ロ)重量三對度四分の一を超えたるもの	従價税	五分
一、手拭地	同	五分
一、染織綿布類		
一、織染綿布類		
(イ)無地		
幅三十六吋以下にして長さ三十三碼を超えざるもの	每一反	〇.三四〇
(ロ)紋織又は壓搾して紋を顯はしたる幅三十六吋以下にして長さ三十三碼を超えざるもの	同	〇.一五〇
一、畦織綿布		
(イ)形付のもの		
幅三十二吋以下にして長さ三十二碼を超えざるもの	同	〇.三五〇
(ロ)染めたるもの		
(甲)無地		

幅三十一吋以下にして長さ二十五碼を超えざるもの	每一反	〇.一〇〇
一、形付シーティング		
幅三十六吋以下にして長さ四十三碼を超えざるもの	同	〇.二八五
一、兩面更紗	従價税	五分
一、染めて形付たる各種の綿布		
幅三十二吋以下にして長さ三十二碼を超えざるもの	每一反	〇.二五〇
一、染金布及染シーティング		
幅三十六吋以下にして長さ四十三碼を超えざるもの	同	〇.二五〇
一、染雲唐布		
幅三十吋以下にして長さ四十三碼を超えざるもの	同	〇.一七〇
一、練金布及擬染練金布		
幅三十二吋以下にして長さ二十六碼を超えざるもの	同	〇.〇六〇
(イ)一反の重量三對度四分の一を超えざるもの	同	〇.〇六〇
(ロ)一反の重量三對度四分の一を超えたるもの	同	〇.一〇〇
一、染天竺布		

輸 出 入

幅三十六吋以下長さ三十二碼を超えざるもの	毎一反	〇.二四〇
(乙)無紋のもの		
幅三十二吋以下長さ三十二碼を超えざるもの	同	〇.一五〇
一、天鵝絨類		
(イ)綿天鵝絨、綿唯天鵝絨及フアスケアン		
(甲)無地		
(一)幅十八吋を超えざるもの	毎一碼	〇.〇〇六
(二)幅十八吋を超え二十二吋を超えざるもの	同	〇.〇〇七
(三)幅二十二吋を超え二十七吋を超えざるもの	同	〇.〇〇八
(乙)形付又は壓搾して紋を顯したる「フアスケアン」を除く幅三十吋を超えざるもの	同	〇.〇二五
(丙)染めたるもの	同	〇.〇二五
幅三十吋を超えざるもの	同	〇.〇二五
(ロ)綿長毛天鵝絨	毎一斤	〇.二一〇
一、綿帆布		

輸 入 貨 物 税 率

幅三十六吋を超えざるもの	毎一碼	〇.〇一〇
一、綿ブランケット <small>(無地形付又は紋織りのもの)</small>	毎一枚	〇.〇三〇
一、綿ブランケット <small>(大きき一平方碼を)</small>	同	〇.〇三〇
一、綿莫大小肌衣及股引	同	〇.二二五
一、靴足袋		
(イ)一打の價格一兩を超えざるもの	同	〇.〇三三
(ロ)一打の價格一兩を超えたるもの	同	〇.〇七五
一、浴布		
(イ)幅十八吋以下にして長さ四十吋を超えざるもの	同	〇.〇三〇
(ロ)幅十八吋以上にして長さ五十吋を超えざるもの	同	〇.〇三〇
一、クランプの心	同	二.〇〇〇
(亨) 絹布類		
一、リボン <small>(純絹、絹糸及絹と他の繊維を交織したるもの但し縫製金銀製を交織したるものと別たす)</small>	毎一斤	〇.五五〇
一、絹布		
(イ)純絹布 <small>(白色に染めたるもの但し縮緬を含む)</small>		

幅三十六吋を超えざるもの	每一碼	〇.〇二〇
一、麻製の袋地及天幕地 <small>(地合の厚薄に依らず)</small>	每一千碼	二.八五〇
第十種 雜類		
(上) 原料品		
一、木類		
(イ)材木柱及板	每一立方呎	〇.〇三〇
(甲)堅木	每千平方呎 <small>(厚一吋にて)</small>	一.一五〇
(乙)軟木	每千個	〇.三二〇
(ロ)條板	從價稅	五分
(ハ)鐵道枕木帆橋及帆掛	每一擔	〇.〇二〇
(ニ)薪	同	〇.〇八八
(ホ)燐寸用軸木	同	〇.二二三
(ヘ)燐寸用箱木片	同	一.〇〇〇
(ト)檜の鉋屑	同	一.〇〇〇

(甲)平地のもの	每一斤	〇.三二五
(乙)紋織若くは他の方法にて顯紋せるもの	同	〇.七〇〇
(ロ)交織絹布 <small>(絹織及絹と他の織物を交織したるもの但し織物は本項に属するも真正若くは製織の金銀織を交織したるものを除く)</small>	同	〇.二五〇
(甲)平地のもの	同	〇.五〇〇
(乙)紋織若くは他の方法にて顯紋せるもの	同	〇.六五〇
一、天鵞絨類	同	〇.二五〇
(イ)純絹の天鵞絨及長毛天鵞絨	同	〇.六五〇
(ロ)擬製服納絨 <small>(綿製のもの)</small>	同	〇.三〇〇
(ハ)他の織緯と交織したる絹天鵞絨及長毛天鵞絨 <small>(綿夾)</small>	同	〇.一五〇
(利) 毛布類	同	〇.二五〇
一、フランネル <small>(純毛若くは綿製)</small>	同	〇.二五〇
幅三十三吋を超えざるもの	每一碼	〇.〇一五
一、ズッケット及ラゲ <small>(純毛)</small>	同一封度	〇.〇二〇
(貞) 麻布類	同	〇.〇二〇
一、麻布	同	〇.〇二〇

輸 出 入

一、皮革類		
(イ) 生皮類		
(甲) 獸皮		
A 生牛皮	每一擔	〇、八〇〇
B 其他各種の生皮	從價稅	五分
(乙) 魚皮		
C 鱈皮	同	五分
D 其他の魚皮	每一擔	
(ロ) 革類		
A 靴底革	同	二、五〇〇
B 犢革仔山羊革染革又はバラントレザー	同	七、〇〇〇
C 軟革 <small>(但細目を除したるもの及膠皮を除く)</small>	同	三、〇〇〇
D 帶革及其他の革	從價稅	五分
(ハ) 各種の毛皮	同	五分
一、珊瑚		

輸 入 貨 物 稅 率

(イ) 珊瑚	每一斤	一、一〇〇
(ロ) 珠	同	〇、七五〇
(ハ) 屑	同	〇、五五〇
一、粉末玻璃 <small>(燐寸製造原料)</small>	每一擔	〇、二一〇
一、阿膠	同	〇、八三〇
一、竹竿	每千本	〇、四〇〇
(下) 工藝品		
一、袋類		
(イ) 蒲及草製のもの	每千個	二、二五〇
(ロ) 大麻及苧麻製のもの	同	四、二五〇
(甲) 新らしきもの	同	
(乙) 古きもの	從價稅	五分
一、席及地氈類		
(イ) 椰皮製靴拭ひ	每一打	一、〇〇〇
(ロ) 臺灣席	每一枚	〇、〇五〇

輸 出 入

(ハ)蒲席	每百枚	〇.三三三
(ニ)蓆	同	〇.二五〇
(ホ)地席 <small>(幅三十六吋四寸)</small>	每一卷	二.七五〇
(ヘ)椰皮席	同	四.五〇〇
(ト)蓆	每百枚	四.五〇〇
一、鈕釦		
(イ)振珊瑚製及磁製のもの	每十二哥	〇.〇一〇
(ロ)其餘及其他各種 <small>(金屬製玉に作りする)</small>	每一哥	〇.〇三〇
一、燭寸		
(イ)レインボー及ブリリアント	每五十哥	一.五〇〇
(ロ)蠟燭寸 <small>(一箱百本以下を 入にたるもの)</small>	每十哥	一.六〇〇
(ハ)木輪安全燭寸其他各種		
(甲)大箱 <small>(長さ二吋半幅一吋中高さ二 吋四分の三を越えざる箱)</small>	每五十哥	〇.六三〇
(乙)小箱 <small>(長さ二吋幅一吋八分の三高さ 一吋八分の五を越えざるもの)</small>	每一百哥	〇.九二〇
(丙)前二項の寸法を越えたるもの	従價稅	五分

輸 入 貨 物 稅

一、扇及團扇類		
(イ)椰葉類		
(甲)上等品	每一千本	〇.四五〇
(乙)下等品	同	〇.二八〇
(丙)裝飾を施したるもの	同	一.〇〇〇
(ロ)紙張及木綿張各種	同	二.四〇〇
(ハ)絹張	従價稅	五分
一、編組傘及日傘		
(イ)傘手の全部又は一部を金銀象牙真珠貝磁甲珊瑚等にて又は寶玉を以て飾りたるもの	同	五分
(ロ)其他の傘手を附したるもの		
(甲)木綿張	每一本	〇.〇三〇
(乙)交織布張 <small>(絹の入りする)</small>	同	〇.〇三〇
(丙)純絹又は絹交織布張	同	〇.〇八〇
一、石鹼		

(イ)洗濯用(青色の産物)(山塊物又は二個連続のものにて)
(るしのみを含む)(個の重量半斤を越えたるもの)
 每一擔 〇.三四〇
 従價税 五分

一、靴類

(イ)複膜製

(甲)長靴

(乙)短靴

(ロ)革製

一、巾着(金銀の器具を用ひたるものを除く)

(イ)革製

(ロ)其他

一、自転車

(イ)自転車

(ロ)回材料

每一擔	〇.三四〇
従價税	五分
每一足	〇.〇八〇
同	〇.〇三〇
従價税	五分
每一哥	〇.五〇〇
従價税	五分
每一輛	三.〇〇〇
従價税	五分

(規則)税目に特掲したる物品を輸入する時規程の面積に超えたるものに對しては税目に掲げたる面積の比例に應じて課税す

四號税目附則

附則第一

一、税目に掲げたる輸入品に對しては従價税五分税を課せらる可し而して課税價格は地方の通貨(Inlocal Currency)にて稱へたる貨物の本價たるべし但し該市價(Market Value)を海關附に換算したる時は之れを以て課税價格より壹割貳分高きものと思量すべし

一關稅納附申告書を税關に提出する前に貨物を賣却したる時は善意の契約に基く總價格を市價と見做すべし

貨物の賣價が元價に運賃保險料及手数料のみを加へたるもの詳言すれば關稅其他の諸費を加へたるものに非らざる時は該賣價を課税價格と見做し前掲の割引をなさざるべし

一貨物の賣買が關稅納付申告書提出前に起らざりし場合に於て其價格又は類別に關し税關と貨主の間に異議を生じたる時は該異議を左の如く組織せられたる關稅異議仲裁會議の裁決に附すべし

- 一 稅關吏員 壹名
- 一 輸入者所屬國の領事の選定したる商人 壹名
- 一 首席領事の選定に係り輸入者と國籍を にする商人 壹名

- 一 仲裁會の會議中處理すべき諸般の事項は多數に由て決定せらる可き者とす
- 一 仲裁會委員多數の最終裁決は係争者の双方を拘束すべきものなり而して該裁決は異議提起の日より休日を除き十五日以内に告知せらる可きものとす
- 一 仲裁會が税關の評價を正當と認むる時又は之れを正當と認めざりし場合に於て貨主の申告價格が正當價格より七分五厘以上低價ありしを裁決したる時は委員に交付すべき手数料は貨主の負擔たるべし但し反對の場合に於ては税關より支拂ふ可きものとす
- 一 仲裁者が貨物の正當價格を以て最初輸入者が關稅納付申告書に記載したる價格に比し二割若くは二割以上高價なりと裁決したる時は税關は輸入者が關稅の金額及び脱稅を圖りたる稅額の四倍に等しき附加稅を納付する迄該貨物を押留することを得
- 一 蒸般の場合に於て税關より貨物の送り状を請求せられたる時は差支なき限り之れを提示す可し

附則第二

一 左の物品には輸入稅を課せず

外國產の米 穀物 穀粉 金銀地金 金銀貨 印刷本海圖及地圖 定期刊行物 新聞

一 關稅を賦課せざる物品(金銀地金及外國銀貨を除く)に對し全部若くは一部の運賃を得たる時は此

等の物品を運送する船舶は其他の貨物を搭載せる場合に於ても噸稅を納付す可き義務を有するものとす

一 船用品及船用石炭に對しては其船積の時に於て戻稅を交付す可し

附則第三

一 兵器及彈藥は清國政府の要求ありたる場合又は此等を買得するの權を正當に附與せられたる清國人に販賣する場合の外之が輸入を禁ず

一 税關は輸入者が是等の物品を輸入するに必要なる許可を得たることを證明したる後にあらざれば物品の陸揚を許可せず若し犯すものある時は處罰として關係貨物を沒收すべし

一 鹽の輸入は絶體的に之を禁止す

第十七章 稅 關

第一節 稅關制度

天津の稅關を説明するに當り其順序として清國稅關制度を略述するの要あり清國稅關には新關、舊關、釐局の三種あり新關(又は海關)は各開港地に設けられたる稅關にして内外汽船に依りて出入す

る貨物に對し輸出入税を徴するものなり南京條約(千八百四十二年)訂結後各國領事を各開港地に派遣するに及び外商の手を経る貨物の輸出入税は領事之を徵集して清國政府に納入する事となりたるも多少の弊賣ありたるを以て越て同五十一年清國政府と各國と交渉の末自ら徵集することとなりたり是れ現今に於ける新關即海關の始源なり

然るに清官の無經驗にして且つ貪婪なるが爲め愁訴止む時なきを以て同八十四年に至り再度列國と協議の結果外國人を雇用して之れに稅關事務を委任することとせり是れ外國雇員が清國海關の事務に當る權輿なりとす爾來英國人は現任サー、ロバート、ハート常に總稅務司の重職にあり海關收入の管掌より沿海燈臺に關する事務をも兼管し又一部特別なる郵便事務を統轄し居れり

現今新關の管轄區域は左記十八管區に分たれ之れに稅務司を分遣し管内各港の稅務を監督し毎月其成績報告を總稅務司に致す總稅務司は常に北京に駐在し諸稅務司を統轄す而して最近に至り名義上清國稅務大臣の節制を受くることとなりたりと雖ども實は其地位實權何等の變更を受くることなく依然常關稅關事務を舉げて之を請負居るものに似たり

關名	所在地	管轄區域
北海關	(北海)	東京國境より瀾州海島に至る
瓊海關	(瓊州)	瀾州海島より海陵島に至る

粵海關	(廣東)	海陵島より大鵬角に至る
渤海關	(汕頭)	大鵬島より東湖島に至る
厦門關	(厦門)	東澎島より泉州府泉州口に至る
閩海關	(福州)	泉州府泉州府、龍浦縣、南鎮奥に至る
温州關	(温州)	南鎮奥より鹽海縣河口に至る
浙海關	(寧波)	鹽海縣河口より杭州灣に至る
江海關	(上海)	(沿海)杭州灣より黃河の舊口(長江)太倉州、狼山水道に至る
鎮江關	(鎮江)	狼山水道より江甯府に至る
蕪湖關	(蕪湖)	江甯府より安慶府に至る
九江關	(九江)	安慶府より湖北省界半壁山に至る
江漢關	(漢口)	半壁山より岳州府に至る
宜昌關	(宜昌)	岳州府より官峽に至る
重慶關	(重慶)	官峽より重慶に至る
東海關	(芝罘)	黃河舊口より黃河新口大清河口に至る
津海關	(天津)	大清河口より山海關に至る

牛莊關 (營口) 山海關以東より日本租借地界に至る

舊關(又は鈔關)は古來建設の税關にして老關、常關、或は單に關と稱し現今にては鈔關と云ふ戸部
の直轄なりしも北清事變後舊關の收入も亦列國に對する償金の擔保となりしを以て亦た總稅司の管
掌に移れり

舊關は周代の建設に係るものにして水陸貨物の輻湊する所商旅の聚散する所に之を設け以て此等關
津を通過する貨物に對し通過税を徵收するものなり

現今新關設置の開港場には必ず鈔關の設あり然れども汽船にて各港間を出入する貨物は新關の管轄
に屬するが故に鈔關にては單に支那形船にて出入する貨物を管轄するに過ぎず

直隸及山西兩省に於ける鈔關總局の所在地は左の如し

天津

山海關 (龍泉關、柴荆關、獨自石口の分局を管轄す)

張家口 (古北口、潘家口、桃林口の分局を管轄す)

崇文門 (北京)

殺府口 (山西)

歸化城 (同上)

釐局(又は卡)の起源は近く咸豐三年(千八百五十三年)長髮賊叛亂の時に在り當時清國政府の國幣空
乏して財力足らざりしを以て江蘇巡撫雷以誠始めて之を楊州に設け同地方來往の商貨に課税し以
て軍費に充てたるに始まる尋て曾國藩胡燏等以下各省の巡撫皆之に倣ひ變賊既定の後も漸後處分に
財源を要すること急且切なりしを以て遂に之を廢止するに至らず益々擴張して現今の如く永久の制
度と爲したり

第二節 關稅の種類

當地方に於ける關稅其他課稅の種類は左の如し

第一 新關稅

輸出入稅

清國の輸入稅は南京條約に依り大體從價の五分を標準として稅率を定めたり其後千八百五十八年天
津條約に依り多少稅率を變更し新稅則を定めたりしも尙は無稅品の範圍廣汎に過ぎ又有利稅品にあり